

経営研究

福山平成大学経営学部紀要

第 2 号 2006 年 3 月

目 次

<論文>

- 清朝における杭州文人の詩社市瀬信子 1
- 国鉄民営化の概要浦西秀司 21
- 福山平成大学学生の英語学習動機に関する実証的研究小篠敏明 41
- 二十世紀初頭における日本紡績業の製品・市場構造田中三樹 55
- まちづくりの点から見た郊外型商業施設への立地規制について
～福島県条例を手がかりに～三好 宏 71
- 1990年代日本におけるサプライヤー・システムの変容
－「アーキテクチャ」ベースの産業研究の視点から－村社 隆 83

<研究ノート>

- 米国における企業結合会計基準の動向芝田全弘 99
- 英文単語統計と品詞解析への試み福井正康・光平直嗣 111
- 学生の受講態度から見た授業評価の特徴福井正康・細川光浩・奥田由紀恵 121

福山平成大学

福山平成大学経営学部紀要
第2号(2006), 1頁-19頁

清朝における杭州文人の詩社

市瀬信子

福山平成大学経営学部ビジネス法学科

要旨：宋以来、多くの知識人によってさまざまな詩社が作られた。明代になり、結社の活動はいっそう盛んになる。特に明代末期、結社の中に政治色を強めたものが出てきた。明王朝が満州族に征服されて後、満州人の支配に屈せざるを得なかった知識人は、清朝政府の職に付くことを拒み、また悲憤の情を晴らすため、詩社を作り盛んに詩を詠じた。明末の結社の政治傾向をかんがみ、また清初の結社の反体制色を警戒した清朝政府は結社を禁止する。

ところが清代中期に、詩社の活動は再び杭州地方のインテリを中心として活発になった。

これまで清代の詩社に関する研究は、明代に比べおろそかにされて来た。そこで本稿では、杭州における詩社の活動を歴史的に概観した上で、それと比較して清代中期の一時期の杭州地方の知識人を中心とする詩社について考察を加える。とくに、詩社活動の中心にいた厲鶚らを中心に、杭州にとっての詩社とは何であったのかを考えてゆくことにする。

キーワード：杭州、清朝、詩社

はじめに

文人結社は、宋代以降盛んになったとされる。宋代にはすでに様々な文人結社の記録が残されている。南宋の『夢梁録』には文人が詩作を楽しむための詩社が記録されており、元代には、「月泉吟社」が宋の遺民によって作られたのを始めとして、様々な詩社の活動があったことが知られている。このように、文人結社は持続的に見られたのであるが、文人結社としての活動が最も盛んであった時代は明代であり、文人結社研究の中心は明代である。明代の文人結社研究としては、横田輝俊『中国近世文学評論史』（溪水社 1990年）所収の「明代詩文社の展開」がある。これは明代を代表する文人結社について、各社の社員、社約、詩会の様子を詳細に論じており、明代詩社に関する、日本における最も総合的な研究である。また、郭紹虞『照隅室古典文学論集』（上海古籍出版社 1983年）所収の「明代的文人集団」は、明代の文人集団の特質を分析するとともに、明代文人結社を数多くとりあげ、活動内容

を詳細に記している。また、同書所収の「明代文人結社年表」は、年表によって文人結社の活動をとらえた貴重な資料である。結社の活動が際だった明末の文人結社に関する研究は多いのであるが、ここではいちいち挙げることをしない。¹⁾

一方、清代の詩社について論じたものでは、まず謝国楨『明清之際党社運動考』（商務印書館 1934年）があげられる。これは明から清初にかけての文人結社の活動を総合的に論じた代表的な論考である。また、近年の何宗美『明末清初文人結社研究』（南海大学出版社 2003年）は、明末清初の文人結社について、より詳細な考察を展開した研究である。陳豪楚「兩浙結社考」（浙江省立図書館館刊四之一 1935年）は、兩浙地方における文人結社についての研究であるが、宋代から清初を対象とした論考であり、清初の文人結社活動を知る手がかりとなる。しかし、いずれも、明清の王朝転換期における詩社の研究であり、清代の詩社研究の対象とされるのは、明の遺民達の結社である。よって、清代の詩社について述べているとはいえ、純粹に清代の文人達の活動を論じたものとは言えない。つまり清代の詩社の研究はほとんど進んでいないと言える。

本稿が扱おうとするのは、清代中期における詩社の活動である。それらの詩社の活動に携わったのは、いずれも明王朝に仕えた経験のない、清朝の文人達である。清代初期には結社活動が禁止された。よって一時は文人結社の活動は衰退したといわれる。しかし、清代中期には、すでに多くの詩社が結ばれていたことが各種資料から知られている。そこで、清代中期の活動に焦点を置いて、文人達の詩社活動を考察する、というのが本稿の目的である。

ただ、広い中国全土を対象にすることはできないため、本稿では杭州という地域にしばり、杭州文人たちによって支えられた詩社活動を概観してみることにする。なぜ杭州かといえば、杭州が詩社の伝統を強く伝える地であり、また清代中期のある時期、江南をはじめとする各地に展開した詩社活動の中心にいたのが杭州人だったからである。しかし、杭州は詩人も多く、詩会・詩社の記録は数限りない。そこで、康熙年間の終わりにから乾隆年間の初めにおける詩社活動に焦点をしばり、清代以前の詩社活動と比較し、清代中期の杭州にとっての詩社活動とは何であったかを考察する。

なお、文人結社は詩社・吟社など様々な呼称を用いて称される。本稿中では、詩社という語を中心に用いるが、吟社の名称で登場する結社もほぼ同じ性質のものである。

1. 明末までの杭州周辺の詩社活動

杭州を含む浙江地方は、宋以後、各時代にわたって詩社活動が盛んであった。浙江の中でも浙東と呼ばれる地域の詩社の宋以後の歴史は、全祖望の「句余土音序」²⁾に詳しい。一方杭州が属する浙西地方における文人結社活動は、早くは南宋の呉自牧『夢梁錄』卷十九「社会」に見える「文士有西湖詩社。此乃行都縉紳之士、及四方寓流儒人、寄興適情賦詠、膾炙人口、流伝四方、非其他社集之比。（文人たちには西湖詩社がある。これはつまり杭都の縉紳

と四方からやってきて住みついた儒人たちが、興味と情感をともにして詩を詠む集まりで、人々に愛唱され、四方に伝えられ、その他の同志仲間とは段違いである。）」³⁾の記述が有名だ。ここでは、様々な「社」を紹介する中で、文士の「西湖詩社」を、「他の社集の比にあらず」として格上にしている。それは、参加者が杭州の名士たちだったこと、また杭州だけではなく、広い地域から知識人が加わったこと、またその詩会での作品が、広く人気を集めた、という要因による。つまり杭州という一地方の「社」でありながら、その活躍は杭州にとどまらなかったのである。このように、杭州は南宋においてすでに多くの人が集まって詩を詠む詩会の地として知られており、以後この風雅の印象が伝承されていったと言える。

南宋の首都となった杭州には、北方の地を異民族の金に奪われた北宋の文人達が南下して住み着いていた。故に、元来肥沃な土地を持ち、経済的にも豊かで、文化的にも優れていた杭州周辺の地域は、南宋以後、いよいよ洗練された文化の地として名を馳せることになった。杭州詩社に文人達が集まって盛んに詩会が開かれたのは、そういう伝統とかかわっている。

また、杭州における南宋の詩社の発達の背景については、「宋室が南渡して以後、文人結社の風気がますます盛行した。おそらく商業行社と芸人行社の影響を受けて、志を同じくする文士もそれぞれ集団を結成し、社と名付けたものだろう。極端になると習慣が同じ一軍の人々、あるいは同一流派の文士を社と名付けているものがあり、それが西崑社、江西詩社等である。実際にはこれらの詩社にはとくに組織があるわけではない」⁴⁾と蕭鵬が分析しているように、杭州の風土にあって、商工業や芸能の集団である「社」の流行が文人の間に移行した現象としてとらえられる。つまり文化、経済の発展地という杭州の特質が、詩社隆盛の一要因であった。

やがて南宋がモンゴル人による元王朝に取って代わられた後、宋の遺民たちは、再び詩社を結ぶ。その代表格が「月泉吟社」である。月泉吟社の中心人物である吳渭は浦江の人である。浦江は浙西地方に属し、杭州の南方にある。月泉吟社は、決まった期日を期限に詩を募り、その詩を集め、その中から優秀作を選び出し、選評の結果を示して、賞品を送付したものと考えられる。構成員は浙江省を中心とした文人たちで、浙江省にあった他の吟社に所属している人々が入っているところから、当時浙江省にすでに多くの詩社があったことがわかる。「月泉吟社」は、元の至元二十三年(1286)十月十五日に、各所の吟社から詩を募集して、集まった詩が二千七百三十五卷、そのうち二百八十名の詩を選出したというから、月泉吟社の主催した詩会の規模がいかに大きかったかがわかるだろう。⁵⁾

先に述べたように、吳渭をはじめとする月泉吟社の多くは宋の遺民によるものであった。全祖望「句余土音序」には、「咸淳より後、甬上の士は用いられず、…宋の亡ぶや、遺老自ら相倡酬す。」とある。「咸淳」は南宋末の年号であり、すでに元が南宋を侵しつつあったときである。陳豪楚はこの状況を「二つの王朝に仕えることに甘んじなかった者達が社を結んで詩を賦した」⁶⁾ものと説明している。南宋の西湖吟社の、王朝交代期における変質について、

蕭鵬は、西湖吟社はもともと組織をもたない緩やかな文人集団であり、臨安（杭州）に寄寓する騷客雅士の一群が組織したもので、いかなる政治色もなく、気のあった文人たちが現実逃避して作った文人集団であったものが、宋滅亡後に自然に故国の遺老の旧社となり、詞人たちがそこで旧情を暖め、亡国の悲痛を吐露しあうことになり、政治集団の色彩を持つようになった、と述べている。⁷⁾つまり、杭州の詩社は、最初は政治色がなく、王朝交代に伴い、にわかに政治化したことがわかる。王朝交代期における詩社活動は、このように往々前王朝の遺民たちによって形成され、憂国の情を共有する場になった。

やがて詩社は、遺民のものから市民のものへと姿を変える。朱彝尊（崇禎一（1629）年～康熙四十八（1709）年）の『静志居詩話』の記述に元末の浙西の詩社の性質がうかがえる。

当元之季、浙西歲有詩社、而濮市、濮仲温豊於貨、集一時名士、為聚桂文会、以卷赴者五百人、請楊廉夫評其優劣。於是紀風土者目為樂郊。及楊完者乱、州無完郭、然繆同知、思恭德謙猶招群彦集南湖。与会分韻者一十有四人。越二年、曹教授審新民復集諸公於景德寺、亦一十四人。……日以文酒唱酬、詩成輒鏤刻鏤壁、聞者伝為勝事。今也流風遺俗、未有存者。

（『静志居詩話』卷二「唐肅」）

元の季に当たり、浙西歳に詩社有り、而して濮市、濮仲温貨に豊かにして、一時の名士を集め、聚桂文会を為り、卷を以て赴く者五百人、楊廉夫に請ひて其の優劣を評せしむ。是に於て風土を紀す者目して樂郊と為す。楊完なる者乱るるに及び、州に完郭無し、然れども繆同知、思恭德謙猶ほ群彦を招いて南湖に集めしむ。会に与かり分韻する者一十有四人。越ゆること二年、曹教授審新民復た諸公を景德寺に集め、亦一十四人。……日に文酒を以て唱酬し、詩成れば輒ち鏤刻鏤壁し、聞く者伝へて勝事と為す。今や流風遺俗、未だ存する者有らず。

これは元末の浙西の詩社を記すものである。富裕層の主催によって詩会が行われ、詩人楊維禎を評者に迎えて五百人を集めたという。楊維禎（元貞二（1296）年～洪武二（1370）年）は、字を廉夫といい、「文豪」「文妖」とも称された詩人である。三十五歳で職を退いた後、江南の地で詩社の講師をつとめ非常に人気を得た人物で、官僚としてでなく、文学で身を立てたことで後の江南文人の典型と言われるようになった。吉川幸次郎氏は『元明詩概説』（岩波書店 1963年）の中で、当時の詩社が商人、市民層を中心としており、詩が大衆化し、役人でなくても詩を作るようになった時代の現象として楊維禎の活躍をとらえている。この浙西の詩社のあり方が、以後この地の詩社の形に大きく影響する。

異民族の元王朝が滅び、再び漢民族の明王朝となると、今度は、「平和が続き、士大夫は風雅を尊び、結社を結んで詩を唱和する活動が日を追って盛んになる」⁸⁾ことになる。ここに新たに詩社の隆盛の時代を迎えたのである。

以下に、明代における杭州付近の詩社の活動をこれまでの研究をもとに見てみる。

何宗美は、明代文人結社の地域分布の特徴を表にしている。⁹⁾ それによると、南直107、浙江97、広東33、福建18、江西17、湖広16、北直15、山東4、河南4、雲南1、四川1という数の文人結社が挙げられている。この表からも、南直・浙江が明代の文人結社の中心であったことがわかる。何宗美も指摘するように、文人結社が活躍した地域は、経済が発展し、文人が集中し、思想文化活動が相対的に自由な地区である。杭州が属した浙江は、まさにその条件を備えた地域であった。

横田輝俊「明代詩文社の展開」の「浙江地方」の項にとりあげられた詩社の特徴をみてみると、「烏墩の九老会」は、参加者数人がもと官僚であり、他は庶民である。「小瀛洲十老社」は、退官後の老人と、僧を中心とした詩社で、詩酒を楽しんだ風雅の遊びを楽しんだものである。「橋李耆英会」は、老年の学徳ある者という意味の「耆英」をその名にいられており、引退後の官僚の集まりである。「西湖八社」は、杭州の風光明媚な西湖で八地点の主催者を決めて開いた詩会で、「西湖八社詩帖」に作品を残している。八社とは、紫陽社、湖心社、玉岑社、飛來社、月巖社、南屏社、紫雲社、洞霄社である。社約によると、料理と酒をそろえ、清談は許されるが、世俗の話をすると罰せられるというものであった。この詩社について、陳豪楚は「尤も杭人士の艶とする所と為る」¹⁰⁾ とし、この詩会が杭州人に尤も好まれたことを指摘する。杭州の傾向を知る上で、これは貴重である。

「武林怡老会」は、杭州の詩会で、張瀚が引退後郷里の杭州に帰り、里中の引退後の老人と結んだものである。会約によると、興のわくままに詩を作り、工拙を評定することはしない、政治や俗事は話題としない、などが決められている。「湖南崇雅社」は浙東に属する詩社である。社約によると、作品を互いに見せあつて批評を受けて訂正する、平素の行動において節度を守る、などを決めており、横田氏は「道義を重んじた」この詩会の傾向を指摘している。「崑山逸老社」は、浙西に属し、詩酒の会に終わらず、「湖南崇雅社」を次ぐものである。

この他にも「海昌詩社」、「萍社」、「観社」、「旦社」など多数の社があった。

ただし、詩文の社とは異なるものもある。たとえば杭州の「読書社」は、「小築社」から名前が変わっていくのであるが、名前からわかるように、読書博学を重視した学問主体の社であった。これは杭州の詩社とはまた異なる性格の結社だったといえる。¹¹⁾

ところが明末には、学問や詩作を中心として始まりながら、やがて政治的色彩を濃くするものが出てくる。最もよく知られるのは復社である。復社は、多くの詩社を統合していくのであるが、杭州の読書社もやがて復社に吸収された。復社は単なる文学結社ではなく、全国的な組織を持ち、明末に大きな政治力を持つようになったことで知られる。復社の人々は、満州族の清王朝によって明王朝が滅ぼされた後には、反清運動の一翼を担うようになった。これらは、文学的結社が所謂詩酒の会から変化した例である。

2. 清代初期における杭州の詩社

何宗美『明末清初文人結社研究』は、清初における明の遺民の結社を列挙する。地方別にみると、構成員の全員が明の遺民であるものとして、江蘇18、浙江19、江西・広東・福建・雲南地域を併せて14、河南・山東3の結社が挙げられている。また、遺民が構成員に含まれているという結社として11社が挙げられているが、地域については記されていない。ここに記された詩社数をみると、浙江の詩社活動が盛んであったことがわかる。浙江の寧波出身の全祖望は、その時期の寧波の詩社について次のように記している。

有明革命之後、甬上蜚遯之士、甲於天下。皆以蕉萃枯槁之音、追蹤月泉諸老、而唱酬最著者有四社焉、西湖八子為一社…、南湖九子為一社…、西湖七子又為一社…、南湖五子又為一社…、其余社会多。
(「湖上社老曉山董先生墓版文」『鮚埼亭外編』卷六)

有明革命の後、甬上蜚遯の士、天下に甲たり。皆蕉萃枯槁の音を以て、月泉諸老を追蹤し、而して唱酬の最も著われたる者に四社有り、西湖八子を一社と為し…、南湖九子を一社と為し…、西湖七子又一社と為し…、南湖五子又一社と為し…、其の余社会多し。

有明革命とは、明清の交替を指す。甬上（寧波）の遺民は清王朝に仕えず、元初の月泉吟社の活動に倣い、唱酬によって亡国の嘆きを歌にした。これが遺民の詩社の代表的な形態であらう。

何宗美は、遺民の詩社の地域分布が以下の3つの要素から決定されるとする。

- 1、清初の詩社文会が直接晩明のものを引き継いだため、明末に詩社活動が盛んだった地域がそのまま清初の詩社活動の場となる場合。
- 2、遺民が奔走、流動した場合、その移動先の地域で詩社活動を行う場合。
- 3、遺民の結社と反清復明運動の拠点と一致する場合。

何宗美は3の理由が最も突出している、とする。詩会活動が最も活発であった江蘇、浙江、広東、福建はまさしく抗清運動が盛んであった。よって、清朝政府は結社の禁止を打ち出す。これが順治十七年のことである。

礼科右給事中楊雍疏言、臣聞朋党之害、每始於草野、而漸中於朝寧、拔本塞源、尤在嚴禁結社訂盟。今之妄立社名、糾集盟誓者、所在多有、而江南之蘇松、浙江之杭嘉湖、為尤甚。

(『清実録』世祖 卷一百三十二 順治十七年 正月)

礼科右給事中楊雍疏言ふ、臣聞く、朋党の害、毎に草野より始まりて、漸く朝寧に中る、本を抜き源を塞ぐは、尤も結社訂盟を嚴禁するに在り。今の妄りに社名を立て、糾集盟誓する者、所在多く有り、而して江南の蘇松、浙江の杭嘉湖、尤も甚しと為す。

ここで注目すべきは、結社の行動が甚だしい地域として、蘇松とともに、浙江の杭嘉湖が名指しされていることである。杭州を中心とする浙西地方は、とくに警戒されていたことがわかる。

この結社禁止の方針以後、文人結社の活動はにわかに衰退したと言われる。またしだいに厳しくなってくる文字の獄の影響もあり、文人たちは次第に警戒心を強めていったと思われる。

ただし、順治十七年以前の清朝における文人結社のすべてが遺民によるものではない。たとえば、王士禛が順治十四年、二十四歳の時「秋柳社」の詩会を行い、秋柳詩を発表し、和した者が最終的に300人にのぼったと言われる。王士禛は、明朝に生まれたが、明朝では仕官していない。秋柳詩は明朝への郷愁を詠ったとされるが、表面上は美しい詩であり、亡国の悲哀を前面に出したものとは言えない。また、『聊齋誌異』の作者として知られる蒲松齡は、山東の人であるが、順治十六年二十歳の時¹²⁾、同郷の友と「郢中社」を結んだ。その様子を「聚るは固より時を以て限らず、詩も亦格式を以て拘らず、成れば一卷に載す。」(蒲松齡「郢中社序」『聊齋文集』巻二)と記している。郢中社序、あるいは張元「柳泉蒲先生墓表」の「結びて郢中社を為し、風雅の道義を以て相磨切す。」という表現から見る限り、友人たちと詩を作り、詩の風雅を愉しみつつ切磋琢磨するための詩社であったようだ。

清初の詩社というと、どうしても反清の色合いをその特色として論じられることが多く、またそこに歴史的価値があるようにとらえられがちであるが、清初の詩社が、すべて失われた明王朝のために結成されていたわけではなく、若い世代が再び詩のための詩社を結成していたことは、後の清代中期の詩社に続くものとして軽視してはならないと思われる。

3. 清代中期の杭州文人結社

一度衰退した詩社であるが、康熙年間になると、再び文人の結社が見られるようになる。康熙年間から乾隆年間には、杭州人が関わった詩会の活動が様々に記録に残されている。

まず、杭世駿(康熙三十五(1696)年~乾隆三十八(1773)年)に関する記述を見てみることにする。杭世駿は、字を大宗といい、葦浦と号した。浙江省仁和人である。乾隆元年(1736)の博学鴻詞に挙げられて、翰林院編集を授けられた。優れた学者であると共に、直言を憚らぬ性格で、乾隆八年(1743)時務策の試験で、満人漢人の配置に関して、漢人の配置の不平等を論難し、乾隆帝の怒りを買って、罷免されて故郷に帰った。

杭世駿は、仕官前の康熙年間にすでに故郷で結社を結んでいたと思われる。

杭世駿、字太宗、浙江仁和人。……与同里名人輩結讀書社、五日一相聚、互為主客問難、以多聞見者勝。……雍正二年舉人。……(『清史列伝』巻七十一 杭世駿)

杭世駿、字は太宗、浙江仁和人。……同里の名人輩と読書社を結び、五日に一たび相聚り、互ひに主客と為りて問難し、聞見多き者を以て勝とす。……雍正二年舉人……。

少時与同里厲鶚、汪大坤、爰聞望、張燿、龔鑑、嚴璉、諸名輩、結読書社、日有課、月有程。
(応澧「杭大宗墓誌銘」『道古堂集』第一冊)

少き時同里の厲鶚、汪大坤、爰聞望、張燿、龔鑑、嚴璉の諸名輩と、読書社を結び、日に課有り、月に程有り。

この読書社は、五日に一度相聚り、問題を出し合って知識を競ったということから、学問のための集まりだったようだ。また、墓誌銘によれば、一日にどれだけ、一ヶ月でどれだけと、内容を決めて取り組んでいる。そのことから、これは科挙の勉強のための集まりかとも思われるが、社員の一人である張燿の墓誌銘には「場屋の文を喜ばず、故に科挙累りに利を失ふ」(全祖望「張南漪墓誌銘」『鮚埼亭集』卷二十)とあり、張燿が八股文を好まず、結局科挙に失敗し続けたことが記されている。また杭世駿は博覧強記で知られる人物であり、厲鶚も博学を誇っていたことから考えても、単に受験準備というのではなく、より深い学問を追究する社であったと思われる。また、社員は厲鶚を始めとした名士であることも注目される。

同じ杭州人の厲鶚(康熙三十一(1692)年～乾隆十七(1752)年)は、杭世駿より四歳年上だが、彼は若いころ、仲間と詩の会を持っていたことを自ら記している。

往時、吾郷士友專攻舉子業、例不作詩。乙未、丙申間、予輩数人為文字之會、暇即相与賦詩為樂。酒闌燈地、逸韻横飛、必推周兄穆門為首唱。

(『樊榭山房集』文集卷三「無悔齋詩集序」)

往時、吾が郷の士友舉子の業を專攻し、例ね詩を作らず。乙未、丙申の間、予の輩数人文字の会を為り、暇あらば即ち相与に詩を賦して楽しみと為す。酒闌燈地、逸韻横飛し、必ず周兄穆門を推して首唱と為す。

厲鶚は康熙五十九年の舉人で、乾隆元年に博学鴻詞に挙げられたが不合格となった。その後天津、揚州、杭州を行き来し、そのまま官職に就くことはなかった。厲鶚によれば、杭州でも、皆科挙の勉強に取り組み、詩は作らなかった、と言っている。乙未、丙申に「文字の会」を行ったというが、乙未は康熙五十四年(1715)、厲鶚二十五歳の時にあたり、丙申はその翌年康熙五十五年(1716)である。「文字の会」の内容は、酒を飲み、詩を賦す、いわゆる詩酒の会である。この時に首唱を務めた周京(康熙十六(1677)年～乾隆十四(1749)年)も杭州の人で、その後厲鶚・杭世駿とともに詩壇の領袖となる人物である。

詩社の活動もこの康熙年間にはすでに行われていたことは、吳敬梓（康熙四十（1701）年～乾隆十九（1754）年）作の『儒林外史』中の杭州に関する記述からもうかがえる。『儒林外史』は、明末という設定で書かれた小説であるが、実際には、吳敬梓の生きた時代をモデルにしていると言われている。『儒林外史』は、乾隆十年（1745）か十一年（1746）には完成していたと考えられる。^{13）} 吳敬梓自身杭州を旅した経験があり、ちょうど乾隆初め頃の杭州の様子を反映したものと言えるだろう。

景蘭江道「新学台是湖州魯老先生同年、魯老先生就是小弟的詩友。小弟當時聯句的詩會、楊執中先生、権勿用先生、嘉興蘆太守公孫駝夫、還有婁中堂兩位公子三先生、四先生、都是弟們文字至交。可惜有位牛布衣先生、只是神交、不曾會面。」匡超人見他說這些人、便問道「杭城文翰樓選書的馬二先生、諱叫做靜的、先生想也相與。」景蘭江道「那是做時文的朋友、雖也認得、不算相與。不瞞先生說、我們杭城名壇中、倒也沒有他們這一派。却是有些同調的人、將來到省、可以同先生相會。」（『儒林外史』第十七回）

景蘭江が「新学台さまは、湖州の魯先生と同年合格の方です。魯先生は私の詩友です。私の昔の連句の詩会で楊執中先生、権勿用先生、嘉興の蘆太守のお孫さんの駝夫さま、それに婁閣下のご子息さま、ご三男とご四男のお二人など、いずれも私たちの文学上の親友でした。残念なことに、牛布衣先生は、評判だけうかがってお会いしたことがあります。」と言った。蘭江がこれらの名前を口にするのを聞いて、匡超人は言った、「杭州の文翰樓で選書しておられる馬二先生、お名前は静とおっしゃるのですが、先生はあの方ともおつきあいされるのでしょうか？」景蘭江はいった、「あれは時文を作る仲間で、知ってはおりますが、おつきあいはありません。正直に言えば、われら杭州の名士の世界には、あの方のような一派はおりません。しかし同好の士はいくらかおりますから、そのうち省城につきましたら、ご紹介しましょう。」

杭州では詩会が一つのステイタスとして認められており、それは官僚社会とは異なる価値観を持ちながら、官僚社会とも交流できるだけの地位を保証される場であることがうかがわれる。詩会の持つ名誉というものについて、次のようにも描かれる。

景蘭江道「衆位先生所講中進士、是為名、是為利。」衆人道「是為名。」景蘭江道「可知道趙爺雖不曾中進士、外辺詩選上刻着他的詩幾十處、行遍天下、那箇不曉得有箇趙雪齋先生。只怕比進士享名多着哩。」（『儒林外史』第十七回）

景蘭江が言った、「皆様方が話しておられる進士合格というのは、名誉のためですか。利益のためですか。」皆が言った、「名誉のためです。」景蘭江は言った、「趙さんは進士には合格しなかったが、外では詩選に彼の詩が数十にわたって選ばれて印刷されて、天下

に広まっております、趙雪斎先生といえ、知らぬ人はいないということはお存じでしょう。進士よりよほど多くの名誉をえておられるではありませんか。」

ここには、科挙合格という、普遍的と思われた価値観が、詩選に詩を採られることの価値観にとって代わられているようすが描かれている。先の厲鶚の回想にも見られるように、実際には杭州でも若者たちの多くは科挙を目指した。『儒林外史』は小説であり、事実をデフォルメしているところが多いだろう。しかし、少なくとも「杭州」という土地が、科挙で優秀な成績を収める一方で、詩あるいは詩会に特殊な価値をおいているという印象を強く持たせる地であったことは重要である。

実際、乾隆の初め頃、杭州における詩会が非常に盛んであったことが袁枚の『随園詩話』に見える。

乾隆初、杭州詩酒之会最盛。名士杭、厲之外、則有朱鹿田樟、吳鷗亭城、汪抱樸台、金江声志章、張鷺洲湄、施竹田安、周穆門京、每到西湖堤上、倚裳聯襪、若屏風然。有明中、讓山兩詩僧留宿古寺、詩成伝抄、紙価為貴。

(『随園詩話』卷三・六四 (人民文学出版社 一九八二年))

乾隆初め、杭州詩酒の会最も盛んなり。名士杭、厲の外、則ち朱鹿田樟、吳鷗亭城、汪抱樸台、金江声志章、張鷺洲湄、施竹田安、周穆門京有り、西湖堤上に到る毎に、倚裳聯襪し、屏風の若く然り。明中、讓山兩詩僧有りて古寺に留宿し、詩成れば伝抄し、紙価為に貴し。

杭は杭世駿、厲は厲鶚のこと。この二人を筆頭にして、朱樟、吳城、汪台、金志章、張湄、施安、周京、また明中、讓山という僧侶も加わって、盛んに詩会が行われ、その詩が詩集として世に出、非常に人気があったことを伝えている。ここに名が挙がっている人々の中で、周京は厲鶚の詩会で首唱を担当したとして先に取り上げた。他の詩人たちも、いずれも杭州の詩人たちである。彼らによって、乾隆の初めに杭州詩会が最も最盛期を迎えたというのであるが、当時の詩会の様子を、まず杭世駿を中心として見てみる。

杭世駿、字太宗、浙江仁和人。……与同里厲鶚、周京、符曾、陳撰、趙昱、趙信、汪沆、吳穎芳、丁敬等、皆為密友近賓、言懷叙懽、各有構属。……嘗作方鏡詩二十四首、一時輦下伝誦、和者幾及千家。

(『清史列伝』卷七十一 杭世駿)

杭世駿、字は太宗、浙江仁和人。……同里の厲鶚、周京、符曾、陳撰、趙昱、趙信、汪沆、吳穎芳、丁敬等、皆密友近賓と為り、懷を言ひ懽を叙べ、各構属有り。……嘗て方鏡詩二十四首を作り、一時輦下に伝誦せられ、和する者幾ど千家に及ぶ。

先生名世駿、……罷歸後、杜門奉母、自号秦亭老民。偕里中耆旧及方外、結南屏詩社。

(『国朝先正事略』卷四十一 杭世駿)

先生名は世駿、……罷歸して後、門を杜じ母を奉じ、自ら秦亭老民と号す。里中の耆旧及び方外と偕に、南屏詩社を結ぶ。

以上は杭世駿の伝記資料であるが、『国朝先生事略』に「南屏詩社」の名が見えている。その社友と思われるのが、『清史列伝』に列挙してある詩人たちである。彼らはいずれも杭州人である。南屏は杭州の山の名であり、明代の「西湖八社」の中にも「南屏社」があった。明の「西湖八社」は引退した人々が主体となった詩会であったが、杭世駿の南屏社も、杭世駿が朝廷を去って杭州に帰ってから引退した老人及び僧侶たちと結んだ社であり、また「懽を言ひ懽を叙べ」とあるように、詩の楽しみの為の詩社であって、性格的にも同じものであった。彼らの「方鏡詩」に和する者が千に近かったというのは、その詩会の影響力を伺わせる。

南屏詩社に参加した者には、他に翟灏がある。王昶の『湖海詩伝』の記述を見てみよう。

晴江詩以清峭刻琢見長。蓋杭堇浦、金江声、厲樊榭輩為南屏詩社、故風格似之。

(『湖海詩伝』卷十七 翟灏)

晴江の詩 清峭刻琢を以て長ぜらる。蓋し杭堇浦、金江声、厲樊榭の輩 南屏詩社を為し、故に風格之に似る。

翟灏も杭州の人であり、杭世駿らと文字の交わりをしていたことが知られている。「風格之に似る」とは、南屏詩社にあって、同人の影響を強く受けたことを言っているものだろう。

その他にも杭世駿と詩社で唱和した杭州詩人には、次のような名が挙がっている。杭世駿の西湖の詩社に関する記述から見てみよう。

憶歲壬戌、癸亥間、顧丈月田以詞場宿老、号召同里詩人、為社於西湖。

(杭世駿「遠村吟稿序」『道古堂文集』卷十二)

憶ふに歲壬戌、癸亥の間、顧丈月田詞場の宿老を以て、同里の詩人を号召し、社を西湖に為る。

壬戌は乾隆七年(1742)、癸亥は乾隆八年(1743)である。たった二年であるが、顧月田が主導して西湖に詩社が作られたことがわかる。杭世駿は乾隆八年二月に朝廷を追われて帰郷しておりこの二年間の活動の後半に参加したのではなかろうか。顧月田らと唱和していたことは、次の資料からも伺える。

竹田風貌研雅、績学綴分、呉繡谷嘗歎為後來之秀。家饒于貲、性喜結客、一時長人名德、如杭堇浦、梁葭林、吳鷗亭、顧月田、寸田諸人、皆騷壇夙契、捶琴擊鉢以申古歡。

(呉振械『国朝杭郡詩輯』施安)

竹田風貌研雅、績学綴分し、呉繡谷嘗て歎じて後來の秀と為す。家貲に饒かにして、性客と結ぶを喜び、一時長人名德、杭堇浦、梁葭林、吳鷗亭、顧月田、寸田の諸人の如き、皆騷壇に夙に契り、捶琴擊鉢して以て古歡を申ぶ。

これは施安の伝であるが、杭世駿（堇浦）他、杭州の人々が富裕な施安のもとで詩会を行ったことがわかる。そこに名が挙がっている人々は、いずれも杭州人で、やはり様々な詩会に参加したことが他の資料からも伺える。

杭州詩社の様子は、次のように記される。

杭之詩人為社集、群雅所萃、奉穆門為職志。詩成、穆門以長箋寫之、醉墨淋漓、姿趣頽放、或弁數語於其端、得者以為鴻寶。湖社風流、百年以來、於斯為盛、皆穆門之所鼓動也。…穆門死、湖社諸人一若失其憑依者、其為人可想見也。

(全祖望「周穆門墓誌銘」『鮚埼亭集』卷第十九)

杭の詩人社集を為し、群雅の萃まる所、穆門を奉じて職志と為す。詩成れば、穆門長箋を以て之を寫し、醉墨淋漓、姿趣頽放、或は數語を其の端に弁じ、得る者は以て鴻寶と為す。湖社の風流、百年以來、斯に於いて盛んと為すも、皆穆門の鼓動する所なり。…穆門死し、湖社の諸人一に其の憑依する者を失ふが如し、其の人と為り想見すべきなり。

杭州詩会で指導的位置にあった周京は、詩ができあがるとこれを書写し、批評を書き添える。評語をつけてもらった人はそれを宝のようにした、という。これが詩会の形態であったと思われる。なお、「湖社」とあるのは、これが名称であるのか、あるいは西湖あたりの詩社という一般的表現なのかは、わからない。

これらの資料からみると、当時複数の詩社が杭州にあり、杭世駿、周京などを例にとってもわかるように、一人が複数の詩会や詩社に参加していたことが確認できる。

ところで、杭州詩会に参加した面々は、必ずしも杭州のみで活躍したわけではない。

馬曰琯、字秋玉、安徽祁門人、原江蘇江都籍。諸生。候選知州。性孝友、篤於学、与弟曰琯互相師友、俱以詩名、時稱揚州二馬。……家有藏書樓、見秘本、必重價購之、或世人所願見者、不惜千百金付梓、藏書甲大江南北。……好結客、有園庭、曰小玲瓏山館、四方名

士過者、輒款留觴詠無虛日。全祖望、符曾、陳撰、厲鶚、金農、陳章、姚世钰、皆館其家、結邗江吟社、時擬之漢上題襟、玉山雅集。 (『清史列伝』卷七十一 馬曰琯)

馬曰琯、字は秋玉、安徽祁門の人、原江蘇江都の籍。諸生。知州に候選さる。性孝友、学に篤く、弟曰璐と互相ひに師友とし、俱に詩を以て名あり、時に揚州二馬と称せらる。……家に蔵書楼有り、秘本を見れば、必ず価を重くして之を購ひ、或は世人の見んことを願ふ所の者、千百金を惜しまず梓に付し、蔵書は大江南北に甲たり。……客と結ぶを好み、園庭有り、小玲瓏山館と曰ひ、四方名士の過ぎる者、輒ち款留觴詠して虚日無し。全祖望、符曾、陳撰、厲鶚、金農、陳章、姚世钰、皆其家に館し、邗江吟社を結び、時に之を漢上題襟、玉山雅集に擬す。

馬曰琯、曰璐兄弟は揚州の塩商である。知識人で蔵書家としても知られ、ここにあるように、大勢の詩人、芸術家、学者を小玲瓏山館に逗留させ、書籍の校定、唱和を盛んに行った。邗江吟社の人々は、先の南屏詩社に参加した面々と重なる。つまり全祖望はじめ浙江の人々の多くが馬曰琯のものと詩社にも参加しているのである。その構成員がほとんど同じなのは興味深い。浙江の人が揚州に多くいたことは、次の資料にも見える。

揚州塩商所萃、喜招名士以自重。而馬氏秋玉佩兮小玲瓏山館、尤為席帽所歸。時盧雅雨任運使、又能奔走寒賸、于是四方輻輳。而浙人尤多、如全祖望、陳楞山撰、厲太鴻鶚、金壽門農、陶篁村元操及授衣弟江阜、尤以領袖称。 (『湖海詩伝』卷六 陳章)

揚州は塩商の萃まる所にして、名士を招いて以て自から重んずるを喜ぶ。而して馬氏秋玉佩兮の小玲瓏山館は、尤も席帽の歸する所と為る。時に盧雅雨運使に任ぜられ、又能く寒賸に奔走し、是に于いて四方に輻輳す。而して浙人尤も多く、全祖望、陳楞山撰、厲太鴻鶚、金壽門農、陶篁村元操及び授衣の弟江阜の如きは、尤も領袖を以て称せらる。

ここに「浙人尤も多し」とあるように、場所を提供したのは、揚州の塩商であつたが、そこで活躍したのは、浙江の人々であつた。とくに厲鶚は何年にもわたって馬曰琯のもとに居り、揚州と杭州とを行き来しながら詩会活動を行っていた。揚州での詩会活動が、同時に杭州の詩会活動にもつながったことは、いずれの詩会にも参加した全祖望の記述にも見える。

余交樊榭三十年、祁門馬嶸谷兄弟延樊榭于館、予每数年必過之。嶸谷詩社、以樊榭為職志、連牀刻燭、未嘗不唱和。已而錢塘踵為詩社、予亦豫焉。

(全祖望「厲樊榭先生墓碣銘」『鮚埼亭集』卷二十)

余樊榭と交わる事三十年、祁門の馬嶸谷兄弟樊榭を館に延し、予数年毎に必ず之に過ぎる。嶸谷詩社、樊榭を以て職志と為し、連牀刻燭し、未だ嘗て唱和せずんばあらず。

已にして錢塘踵いで詩社を為し、予亦これに豫かる。

全祖望（康熙四十三（1705）年～乾隆二十（1755）年）は、浙江寧波の人である。学者として知られるが、彼も厲鶚、杭世駿らと共に、杭州あるいは揚州の詩会に参加し、また詩社の歴史を記録することに力を入れた人物である。この記録によれば、馬曰琯の詩社は厲鶚を領袖として頂き、詩を出版したのであるが、それに次いで杭州が詩社を作るようになり、全祖望がそこにも参加したことがわかる。つまり、揚州詩壇と杭州詩壇は深い関わりを持ち、主に杭州人が移動してそれらの活動を行っていたわけである。

更にみるならば、揚州というだけでなく、各地の富裕な蔵書家の元で詩会は盛んに開かれた。

昇平日久、海内殷富、商人士大夫慕古人顧阿瑛、徐良夫之風、蓄積書史、広開壇坫。揚州有馬氏秋玉之玲瓏山館、天津有查氏心穀之水西荘、杭州有趙氏公千之小山堂、吳氏尺牘之瓶花齋、名流宴咏、殆無虛日。（袁枚『隨園詩話』卷三・六〇）

昇平日に久しく、海内殷富にして、商人士大夫古人顧阿瑛、徐良夫の風を慕ひ、書史を蓄積し、広く壇坫を開く。揚州に馬氏秋玉の玲瓏山館有り、天津に查氏心穀の水西荘有り、杭州に趙氏公千の小山堂有り、吳氏尺牘の瓶花齋有り、名流宴咏し、殆ど虚日無し。

これらはいずれも富裕な商人が、蔵書とともに詩会の主催に熱心であったことを伝えるものである。馬氏の玲瓏山館に杭州人が集ったのは、先にも見たとおりである。趙昱、吳焯は杭州の詩人である。加えて天津の查為仁の水西荘にも、杭州をはじめとする浙江の詩人たちが集って詩会に参加していたのである。

查君心穀、儉堂兄弟、詩品皆清警拔俗、性復喜賓友、負郭有水西荘……。主其家者、多浙中名勝。山陰則有劉君雪舫、胡君昞齋、秀水則有万君柘坡、吾杭則有吳君東壁、陳君對瀕、汪生西顥。（厲鶚「沽上題襟集序」『樊榭山房文集』卷二）

查君心穀、儉堂兄弟、詩品皆清警拔俗、性復た賓友を喜び、負郭に水西荘有り……。其の家に主たる者、多く浙中の名勝なり。山陰は則ち劉君雪舫、胡君昞齋有り、秀水は則ち万君柘坡有り、吾が杭は則ち有吳君東壁、陳君對瀕、汪生西顥有り。

「主其家」は「客其家」の間違いではないかと思われる。查為仁は天津に居を構えたが、査一族はもともと浙江の人である。こうしてみると中国全土に浙人が主催する詩社、詩会があり、そこで杭州をはじめとする浙人たちが、活躍し、一時の詩壇の隆盛を支えたことがわかる。

しかし、隆盛は長く続かなかった。袁枚は「四十年ならずして、風流頓に尽く。」(『随園詩話』卷三・六〇)と記しており、また「杭州詩社は乾隆八年から後、盛んといえるのは十年であった」(錢仲聯主編『中国文学家大辞典』清代卷(中華書局 1996年)「梁啓心」の項)と更に短い期間の隆盛とするものもある。詩壇が衰退した原因は、有力詩人やパトロンの死であった。厲鶚、周京、杭世駿、また馬日琯らの死によって後ろ盾を失った詩壇は、詩社という存在こそ各地に残っていたものの、一時のような華やかな活気を再び取り戻すことはなかった。

4. 厲鶚にみる杭州の矜持

同じ浙地方ではあるが、浙西と浙東では気風が異なると言われる。詩社に関していえば、謝国楨は「浙中の社局は、浙西、浙東の兩派に分けることができる。浙西は杭州等の地であり、三呉の余鉢を受けて、詩酒吟詠したり、禪悅に従事したりと、三呉の頹廢的風紀から脱していない。浙東寧波一帶の社局は、氣象慷慨、勇氣を持って行動に移し、浙西の風気とは異なる。」¹⁴⁾と、杭州の結社について批判的である。陳豪楚も、自身が寧波の出身であることもあって、「大抵甬上(寧波)の詩社はその旨は友と交流してその抑鬱牢愁を寄せることにあるのであって、そもそも苦心して詩を作ろうとしたわけではなく、自ずから雄健の本色(全祖望の語)を持っており、これが我が郷土の、浙西とは異なるゆえんである。」¹⁵⁾などと、これまた浙東の詩社の志の高さを強調し、浙西詩社を低く見ている。浙東の全祖望は、黄宗羲に学び、明朝への思いが強く、乾隆帝の南巡に際して士大夫が登用されようとして出迎える中で、杭世駿と全祖望だけが無視した、という話が残っている。彼は盛んに詩会に参加しているが、近藤光男氏が「鮑埼亭集三十八卷外編五十巻を通じて、明末節義のことへの関心は極めて深い。ただ清朝を憚るがゆえに、その発言を碑伝墓表の体に隠している。句余土音三巻は郷里の詩社における唱和の作であるが、今日残るものは忌諱にふれそうなものを刪って残部にすぎぬようである。」¹⁶⁾と述べているように、浙東では、唱和の内容も、単なる風雅の詩会とは異なり、気概を重んじる気風があったようだ。

一方、杭州の詩会を支えた詩人たちは、ただ頹廢という言葉だけで語られるべきものだろうか。ここで杭州を代表する詩人厲鶚を取り上げて考えてみる。

厲鶚は「数十年大江の南北、至る所争ひて壇坫を設け、皆奉じて盟主と為す。」(『杭州府志』民国十一年至十五年排印本 卷一百四十五 厲鶚)とあるように、詩社隆盛の時期、あらゆる詩壇で領袖として重んじられた人物である。しかし、彼の詩社活動は単なる遊びのためのものとは異なっていた。厲鶚の詩会の構成員による大きな仕事の一つは「南宋雜事詩」を作ったことである。詩会の成員らによって作られ¹⁷⁾、すべての詩に來歴があると言われる典故の多い詩であるが、南宋を詩によって伝えようとした力作である。『四庫提要』では、「南宋雜事詩」について次のように述べる。

国朝沈嘉轍、吳焯、陳芝光、符曾、趙昱、厲鶚、趙信等同撰。……嘉轍字欒城、焯字尺鳧、曾字幼魯、皆錢塘人。芝光字蔚九、昱字功千、信字意林、皆仁和人。七人之中、惟曾以薦舉官至戸部郎中、鶚以康熙庚子舉於鄉、余皆終於諸生。是書以其鄉為南宋故都、故摭摭軼聞、每人各為詩百首、而以所引典故註於每首之下。意主紀事、不在修詞。

（『四庫全書總目提要』卷一百九十「南宋雜事詩七卷」）

国朝沈嘉轍、吳焯、陳芝光、符曾、趙昱、厲鶚、趙信等同撰。……嘉轍字は欒城、焯字は尺鳧、曾字は幼魯、皆錢塘の人。芝光字は蔚九、昱字は功千、信字は意林、皆仁和の人。七人の中、惟だ曾のみ薦舉さるるを以て官は戸部郎中に至り、鶚は康熙庚子を以て郷に挙げらるるも、余は皆諸生に終はる。是の書其の郷を以て南宋の故都と為し、故に軼聞を摭摭し、每人各詩百首を為り、而して引く所の典故を以て每首の下に註す。意は事を紀すを主とし、修詞に在らず。

南宋雜事詩は、南宋に関する逸聞を詩に読み込み、さらに註をつけたもので、深い教養がなければできない詩である。しかし、作者のうち官僚を経験しているのは符曾のみで、厲鶚が舉人になったのを除けば、いずれも諸生で終わっており、しかも自ら科挙の道を閉ざした者が多い。つまり、彼らは受験のためではない深い教養を持っていたということである。先に杭世駿の読書社について述べたが、こちらも科挙とは違う学問を求めるものであった。厲鶚は蔵書家馬日琯のもとで、あらゆる書物を調べ、その成果を『絶妙好詞箋』『宋詩紀事』『東坡雜記』『南宋院画録』などの様々な著作に残した。そしていずれも「皆考証詳明、以て後に伝ふるに足る。」（『四庫全書總目提要』卷一百七十三「樊榭山房集二十卷」）と評価されている。残した著作の大半は、宋や杭州にかかわるものであるが、そこには杭州が南宋の都として詩文、芸術の粹を集めた地であったという矜持がある。厲鶚の「宛雅序」には、杭州における唱酬についての考えが見える。

宛雅一編、蓋梅氏禹金為之倡、……是則郷国所用、輜軒所采、且足以標樹海內之的、而為群唱所歸、非偉觀歟。予因之重有感焉。吾郷風雅之盛、不減宛陵、無好事者蒐而輯之、恒以為欠事。……（「宛雅序」『樊榭山房文集』卷二）

宛雅の一編は、蓋し梅氏禹金之が倡を為す、……是れ則ち郷国の用ふる所、輜軒の采る所、且つ以て樹を海内の的に標するに足る、而して群唱の歸する所と為るは、偉觀に非ずや。予之に因りて重ねて感有り。吾が郷風雅の盛は、宛陵を減ぜず、好事者の蒐して之を輯する無くんば、恒に以て欠事と為す。……

これは施閏章が安徽省宣城县（宛陵）の詩を集めた詩集につけた序なのであるが、厲鶚は、

後半、杭州のことに話題を転じ、延々と杭州の唱和のことを述べる。ここには風雅の地としての杭州に対する愛着と誇りが見て取れる。また、それを記録として残すことに力を注ごうとする決意が見える。

つまり、厲鶚がとらえる杭州とは、脈々と続いた洗練された文学の伝統を引き継ぐ地であり、政治や俗事に関わらない文化至上の風雅の地なのである。政治や現実から離れることは、浙東の気風からみれば頹廢、軟弱と映ることもあるだろうが、明代の杭州の詩社をみても、多くは俗事を否定した上に成り立っていた。それが杭州の伝統である。反清の意識が全くなかったわけではないだろう。南宋の杭州は北を異民族に奪われた地であり、元初の詩社が宋の遺民たちによるものだったことも先に述べた。また、結社の禁止の際、要注意地域として浙西地方が挙がっていたことも忘れてはならない。杭州は反骨の伝統を持つ土地であった。目をつけられている地域なればこそ、詩社の中で政治に関わる発言を抑えようとの意識があったとも言える。しかし、そういった状況の中で、却って俗を離れた詩の風雅なる境地をより高い位置に持ち上げていったのが杭州人の詩社活動である。

文化の長い伝統にたち、漢人たちの文化を誇り高く守り、残してゆくというのが厲鶚の考えた杭州での課題だった。明代と大きく異なるのは、それが深い教養と学問の根柢に支えられたところにあったことである。揺るぎない教養と風雅な詩の才能を持ち、官僚よりも尊敬を集める文人の組織、それが杭州の詩社であった。

まとめ

清代乾隆朝の初期に一時花開いた詩社の文化であるが、そもそも清初に禁止されたはずの結社がなぜここまで盛大に活動を行うようになったのだろうか。

一つには、康熙帝、乾隆帝の詩愛好が背景にある。康熙帝は『全唐詩』を始め、多くの詩に関する書籍を翰林院で編纂させた。乾隆帝もやはり『唐宋詩醇』ほか、詩に関する書籍を編纂させるとともに、自らも膨大な詩を残した。そしていずれの皇帝も唱和をよく行っている。また、乾隆帝は南巡の折、詩を提出させ、作品がよければ任用するというも行っている。これらが、詩社に対する禁制を緩める要因になったと考えられる。結社の禁が正式に解かれたわけではなかったが、思想統制はむしろ文字の獄の方に移っていったのである。

文人結社が活躍した地域は、経済が発展し、文人が集中し、思想文化活動が相対的に自由な地区であったことは先に述べた。杭州文人が活躍したのは、揚州、天津、杭州といった富裕な地域の中の、塩商をはじめとする富豪たちの詩壇である。彼らは、博学鴻詞に挙げられて辞退した塩商馬日瑄に代表されるように、政治を離れた文化人であって、政治色の薄い存在であったと同時に、塩商たちは清朝の財政にとって多額の税を納める重要な存在でもあった。康熙帝は減税政策などで経済の活性化を促したことで知られている。これらの商人たちをむやみに攻撃することは政策的にも合致しなかったのではなかろうか。

こうした環境の中で、詩社は立派なステイタスとなる。結社を禁止を進言した楊雍疏の言の中に、「其れ始めは名を好むに由り、其の後之に因りて党を植し、相習ひて風と成る」とあるように、詩社の名はそもそも一種のステイタスであった。『儒林外史』第十八回には、詩名が高いというだけで、府や布政使などお偉方が皆訪ねてくる」という場面がある。詩社の禁がゆるむと同時に、金持ちは詩人を自分のサロンに招くことで名を挙げようとし、詩人は詩を作ることで名を挙げ、裕福になろうとした。詩社が純粋に文学だけのものではなくなっていったときに、詩社は優れた領袖や主催者を失っていったとも言えるのである。短かった杭州詩社の活動は、こうした歴史の変遷が文学に反映された興味深い現象と言えよう。

〔注〕

- 1) 容肇祖「述復社」(『明代思想史』開明書店 1942 年)、大久保英子「明末讀書人結社と鄉村活動」(『近世中国教育史研究』国土社 1958 年)、小野和子「明末の結社に関する一考察」(『史林』第 45 卷 1, 2 1962 年)を始め、多数の論考がある。
- 2) 『全祖望集彙校集注』(朱誥禹彙校集注 上海古籍出版社 2000 年)
- 3) 『夢梁錄』(『叢書集成新編』所収)。なお、邦訳は『夢梁錄 3』(梅原郁訳注 平凡社)を参照した。
- 4) 蕭鵬「西湖吟社考」(『詞学』第七輯 1989 年)
- 5) 横田輝俊「月泉吟社について」(『広島大学文学部紀要』第十四号 1958 年) 参照
- 6) 陳豪楚「兩浙結社考」(『浙江省立図書館館刊』四之一 1935 年)
- 7) 蕭鵬前掲論文。
- 8) 陳豪楚前掲論文。
- 9) 何宗美『明末清初文人結社研究』(南海大学出版社 2003 年)
- 10) 陳豪楚前掲論文。
- 11) これについては朱倓「明季杭州讀書社考」(北京大学『国学季刊』第二卷第二号 1929 年)に詳しく、また陳豪楚前掲論文、小野和子前掲論文などでも論じられている。
- 12) 張歴友年譜稿では十八歳とする。
- 13) 稲田孝訳『儒林外史』(平凡社 中国古典文学体系 43 1965 年) 解説参照。
- 14) 謝国楨『明清之際党社運動考』(遼寧教育出版社 1934 年 商務印書館 1996 年修訂重版本)「十一 浙中諸社附閩中諸社」)
- 15) 陳豪楚前掲論文。
- 16) 近藤光男『清詩選』(集英社 1966 年)
- 17) 『四庫全書總目提要』卷一百七十三「樊榭山房集二十卷」の項に「又同社と『南宋雜事』七卷を作る」とある。

On The Poem Intellectuals Society of Hangzhou in the Qing dynasty

Nobuko ICHINOSE

Business Law, Faculty of Information Technology,
Fukuyama Heisei University

Abstract: Since the Song dynasty, many intellectuals had organized various poem societies. In the Ming dynasty, the activity of these societies became prosperous. Especially in the final years of the Ming dynasty, several societies intensified their political color.

After the Ming dynasty was invaded by Manchurian, those intellectuals, who had to be put under the control of Manchurian, produced various poems in their circle, namely, in "The Poem Intellectuals Societies", to resist getting a position in the Manchurian dynasty, and to wreak their gloom. All their plots were closely watched by the Manchurian government, because of their resistance against the regime, besides, the Manchurian government forbade the Han Chinese intellectuals to organize any societies.

But about the middle of the Qing dynasty, The Poem Intellectuals Society's activity became prosperous by the intellectuals of Hanzhou area again.

The study of these poem intellectuals society in the Qing dynasty has been ignored thus far. Therefore we had to take up this theme, and study "The Poem Intellectuals Society", especially with the intellectuals of Hanzhou as leader in the Qing dynasty.

Key Words: Hanzhou, the Qing dynasty, poem society

福山平成大学経営学部紀要
第2号(2006), 21頁—40頁

国鉄民営化の概要

浦西秀司

福山平成大学経営学部経営情報学科

要旨：本研究の目的は、1987年に実施された日本国有鉄道民営化について、その経緯とわが国の民営化における特徴を把握することである。本稿では民営化に至る制度的取り組みについて解説するとともに、複数の経営指標による民営化前後の比較を行った後、わが国における国鉄民営化の特徴を7点にまとめ、各特徴について解説を行っている。

キーワード：民営化、鉄道、日本国有鉄道

1. はじめに

本研究の目的は、日本国有鉄道（The Japan National Railway: JNR 以下、国鉄と記す。）がどのような歴史的経緯の下で実施されてきたのか、また、諸外国の鉄道事業で実施された民営化に対し、わが国の国鉄民営化にはどのような特徴があるのかという点について解説を行うことである。

国鉄は、1980年代後半に取り組みされた日本電信電話公社や専売公社といった公社民営化の一部として1987年に民営化され、6つの地域旅客鉄道会社と貨物鉄道会社へと分割された。国鉄民営化については、政策決定プロセスについて解説を行っているものから特定の生産性指標を計測しているものまで、様々なアプローチによる研究が既に多くなされている。本研究では、特に後者のアプローチによる計測結果を考察するにあたり、民営化の効果を単に生産性指標の推移としてのみ捉えるのではなく、より深い考察を行うことが可能となるよう、その背景やわが国の特徴について把握することを目的としている。

本稿の構成は以下の通りである。続く第2節では、国鉄民営化に至る歴史的経緯として、1969年から1987年までに実施された財政再建計画および経営改善計画について、制度と補助金の関連より解説を行う。また、第3節では、国鉄からJR各社への分割・民営が経営状況にどのような影響を与えたのかという点について、輸送量・収入・費用等の経営指標に関する1970年から2000年までの推移より、民営化前後における比較をおこなう。さらに、第4節では、わが国における国鉄民営化の特徴として7点を取り上げ、各特徴について解説を行う。最後に、

第5節では、本研究での分析によって得られた知見についてまとめることとする。

2. 国鉄民営化の経緯

2.1 民営化以前

1987年に実施された民営化に至るまで、国鉄は日本電信電話公社（現在の日本電信電話株式会社）および日本専売公社（現在の日本たばこ産業株式会社）とともに、政府が全額を出資する公共企業体であった。わが国において国鉄の分割・民営化方針が最初に明示されたのは、1982年に提出された第2次臨時行政調査会基本答申である。そして、1986年7月に成立した第3次中曽根内閣の下、同年11月に国鉄改革関連9法が可決されたことによって分割・民営化が正式に決定され、翌1987年4月1日、国鉄から6つの地域旅客鉄道会社と1つの日本貨物鉄道株式会社等への分割・民営化が実施された。

国鉄の分割・民営化について、Mizutani and Nakamura (1997, 2000)や Mizutani (1999a, 1999b)をはじめとする各研究では、国鉄民営化は当時の国鉄が抱えていた多くの問題が大胆な改革無しには解決不可能であったために実施され、また、このような問題は組織の内部および外部の両方に起因するものであったと指摘している。具体的には、①組織内部での自己満足と危機感の欠如によって多くの問題が無視され、未解決のままに放置されていた。②管理部門と労働者の敵対関係が現場のモラルにも影響を及ぼし、提供されるサービスに関する明らかな質の低下は国鉄利用者の減少をもたらしていた一方、組織外部の問題として、③政治的根拠によって、収益面での担保無しに新線建設の意思決定がなされたこと。④合理的根拠よりも特定の政治家やグループの利益を優先した運賃設定がなされていたという4点があげられている。

これら4つの問題は国鉄の経営にも影響を与えている。1964年には国鉄として最初の営業赤字が計上され、以降、1970年代後半から1980年代前半わたって赤字経営が続くこととなった。このような赤字は国鉄に自己改革のための努力を動機付けるものとなり、1969年以降、財政再建計画や経営改善計画といった多くの取り組みがなされている。表1.1は、国鉄民営化に至るまでの歴史的経緯を示したものであり、図1.1は営業収支および負債残高の推移を示したものである。国鉄の経営状況が悪化した1960年代以降、1986年に分割・民営化が決定されるまでには、3度の財政再建計画（1969年～1975年）および3度の経営改善計画（1977年～1984年）が樹立している。はじめに、1969年に提出された第1次財政再建計画では、1969年9月に閣議決定された「日本国有鉄道の財政の再建に関する基本方針」をもとに、78年度の償却後黒字を目標に、退職者の不補充による人員削減と地方ローカル線の道路輸送への転換が計画されるとともに、新たな助成措置として財政再建債利子補給金の投入が決定された。

次に、1973年の第2次財政再建計画では、同年2月の「日本国有鉄道の財政再建対策について」の閣議了解をもとに、1982年度の収支均衡を目標に、78年度までに11万人の人員削減と道路輸送への転換が計画され、新たな助成措置として、政府出資の大幅な増額と工事費補助

国鉄民営化の概要

金・財政再建債利子補給金の増額とともに、特別利子補給金の新規投入が実施されている。さらに、1975年の第3次財政再建計画では、同年12月に閣議了解された「日本国有鉄道の再建対策要綱」のもと、1976、1977年度の収支均衡を目標に、80年度までの5万人削減が計画され、新たな助成措置として、特定債務整理特別勘定の設置による過去債務の棚上げと地方交通線特別交付金の新設が実施されている。

表 1.1 民営化までの経緯

年度	制度	補助金
1969 1970	第1次財政再建計画	財政再建債利子補給金(-1975)
1971 1972	生産性運動	合理化促進特別交付金(-1986) 政府出資(-1975)
1973 1974	第2次財政再建計画 第1次石油ショック	特別利子補給金(-1975)
1975	第3次財政再建計画	
1976	特定債務整理特別勘定の設定 特別交付金・特別貸付金制度	地方交通線特別交付金(-1986) 財政再建債利子補給金(-1986) 財政再建貸付金(-1979) 臨時補給金(-1979)
1977	77年経営改善計画	地方バス運営費補助金(-1986) 大都市交通施設運営費補助金(-1986)
1978	運賃法定制の弾力化	特別退職手当補給金(-1986)
1979	「国鉄再建の基本構想案」提出 第2次石油ショック	整備新幹線建設調査費補助金(-1986)
1980	国鉄経営再建促進特別措置法案成立	
1981	81年経営改善計画	
1982	第2次臨時行政調査会基本答申	
1983	国鉄再建監理委員会の発足	
1984	84年経営改善計画	
1985	再建実施推進本部の設置	
1986	国鉄改革関連9法の可決	
1987	JR発足	

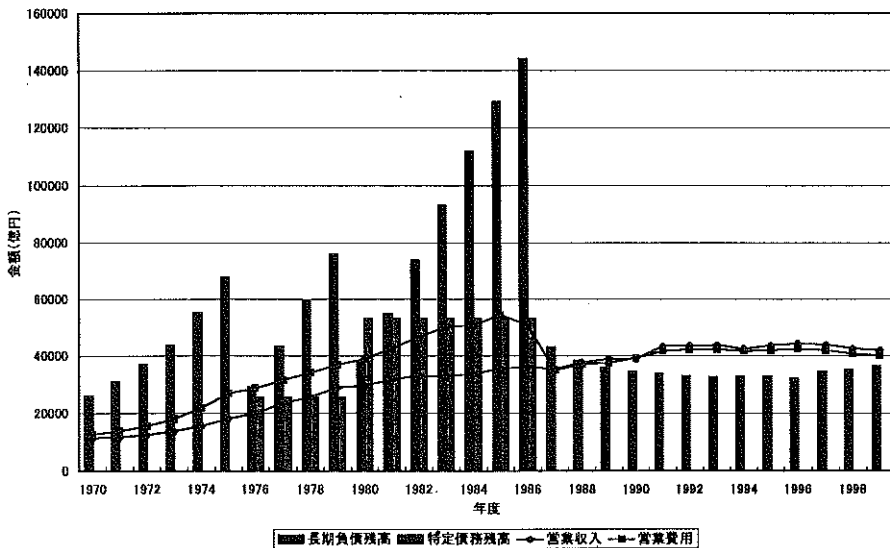


図 1.1 営業収支および負債残高の推移

(出所)『日本国有鉄道監査報告書』および『鉄道統計年報』のデータをもとに著者が作成。

(注) 特定債務整理特別勘定は 1976 年から 1986 年の期間に設置され、長期債務の一部が移し替えられている。

このような 3 度の財政再建計画にも関わらず、国鉄の経営状況は 1970 年から 1975 年にかけて悪化している。そのため、1977 年の経営改善計画では、第 3 次財政再建計画の一部が修正され、収支均衡目標が 1977 年度から 1979 年度へと延期されるとともに、運賃法の改正による運賃法定制の弾力化について追加されている。翌年の改正運賃法施行により、国鉄運賃の決定は、国会による承認が必要な法定制から運輸大臣による認可制へと緩和された。また、1980 年には国鉄経営再建特別措置法が成立し、長期債務について 2 度目の棚上げが実施されている。このような取り組みの結果、1975 年度から 1980 年度にかけての経営状況について若干の改善をもたらしている。

さらに、1981 年の経営改善計画ではローカル線廃止への取り組みが開始されることとなる。しかしながら、この時期には既に長期債務に関する利子関連費用が国鉄の営業を圧迫していた。このような国鉄経営に対し、1982 年に提出された第 2 次臨時行政調査会の基本答申では、分割・民営化の必要性が表明され、翌 1983 年に国鉄再建監理委員会が発足する。

国鉄再建監理委員会は 1984 年に分割民営化の方向を明らかとする。この背景には、同年に国鉄が現行の 81 年経営改善計画について目標の下方修正を行い、84 年経営改善計画として再提出を行ったことがあった。このような計画変更を国鉄再建監理委員会は経営改善計画の挫折

とみなされても仕方なかっただろう。その結果、翌 1985 年には国鉄内部に総裁を本部長とする再建実施推進本部が設置され、分割・民営化への具体的な取り組みが開始された。さらに、1986 年には 61 年度特別措置法を含む国鉄改革関連 9 法¹⁾が国会において可決され、国鉄の解体および分割・民営化が決定された。

2.2 民営化以降

2.2.1 新たに設立された組織

1987 年に実施された分割・民営化の結果、鉄道事業については 6 つの地域旅客鉄道会社と貨物鉄道会社が、また、通信事業およびシステム事業については、それぞれ単独の事業会社が設立されている。さらに、鉄道総合技術研究所は財団法人へと変更されている。図 2.1 は、分割・民営化後の組織についてまとめたものである。

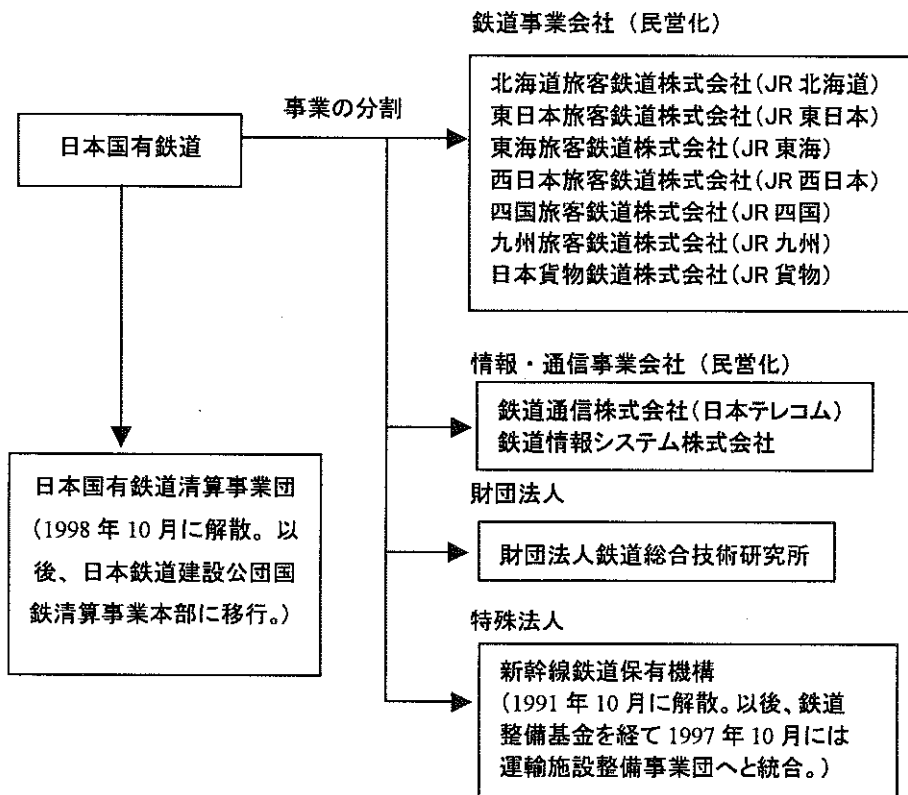


図 2.1 分割・民営化の概要

(出所)『交通年鑑 (昭和 63 年度版)』306 頁、図 1 をもとに著者が一部改変し作成。

図より、旅客鉄道事業に関しては、北海道、東日本、東海、西日本、四国、九州の6地域へと分割され、各地域旅客鉄道会社が設立されていることがわかる。一方、貨物鉄道事業に関しては、全国ネットワークが維持され、日本貨物鉄道株式会社が設立されている。また、通信・情報システム事業に関しては、鉄道通信株式会社（現在の日本テレコム株式会社）および鉄道情報システム株式会社が設立されている。さらに、分割・民営化にあたっては、先にあげた鉄道事業会社および通信・情報システム会社以外に、日本国有鉄道清算事業団や新幹線鉄道保有機構といった政府出資組織が新たに設立されている。前者は1987年4月1日に日本国有鉄道が移行した特殊法人であり、その事業内容は①民営化後のJR各社に引き継がれなかった国鉄長期債務等の償還、②土地およびその他資産の処分、③余剰人員の再就職促進となっている。また、後者は国鉄長期債務とともに東海道・山陽・東北・上越の4新幹線について、車両・宿舎を除く新幹線鉄道資産を一括して保有し、東日本・東海・西日本の3地域旅客鉄道会社への貸し付けおよび大規模災害復旧工事を主な事業内容とする特殊法人である。

新たに設立された組織のうち、鉄道事業会社について、各事業会社の規模を示したものが表2.1である。表より、分割された各鉄道事業会社の規模を比較すると、全国ネットワークを有するJR貨物の営業キロを除き、JR東日本が従業員数、営業キロ、資産額の全てにおいて最大であることがわかる。一方、事業規模が最も小さいのはJR四国である。JR東日本とJR四国を比較すると、従業員数では18.3倍、営業キロでは8.7倍、資産額では11.6倍となっている。また、営業損益をみると、JR東日本が2,881億円の黒字となっているが、JR北海道、JR四国、JR九州については、いずれの事業者も赤字となっている。

表 2.1 鉄道事業会社規模の比較

事業会社	従業員数 (人)	営業キロ (km)	資産額 (億円)	営業収入 (億円)	営業費用 (億円)	営業損益 (億円)
北海道	13,000	3,177	10,171	726	1,261	-535
東日本	89,540	7,657	39,176	15,351	12,469	2,881
東海	25,200	2,003	7,037	8,683	7,972	710
西日本	53,400	5,323	14,402	7,470	6,768	701
四国	4,900	881	3,389	306	446	-140
九州	15,000	2,406	7,801	1,266	1,547	-280
貨物	12,500	10,011	1,785	1,727	1,615	111

(出所)『交通年鑑』に掲載されているデータをもとに著者が作成。

(注) 表中の各データは1987年度の値である。また、営業収入および営業費用は鉄道事業のみのものであるが、億以下の値は切り捨てられている。また、北海道、四国、九州の資産額には経営安定基金が含まれている。

2.2.2 長期債務の承継

新たに設立された各組織は、国鉄時代に累積した長期債務 37.1 兆円を承継することとなっ

た。そのうち、国鉄清算事業団は長期債務全体の 68.7%にあたる 25.5 兆円を承継している。また、残りの 5.9 兆円は JR 北海道と JR 四国、JR 九州および鉄道総合技術研究所を除く 6 事業会社へと承継されているが、承継長期債務のうち、4.8 兆円は国鉄長期債務であり、残りの 1.1 兆円は鉄道建設公団への債務である²⁾。表 2.2 は、6 事業会社へと承継された 5.9 兆円のうち、国鉄長期債務 4.8 兆円について、各事業会社の承継金額を示したものである。

表 2.2 6 事業会社による国鉄長期債務の承継状況

事業会社	金 額	構成比(%)
東日本	32,987	69.0
東 海	3,192	6.7
西日本	10,159	21.2
貨 物	944	2.0
鉄道通信	360	0.8
鉄道情報システム	168	0.4
合 計	47,810	100.0

(出所)『交通年鑑(昭和 63 年度版)』313 頁、表 4 のデータをもとに著者が作成。

(注) 単位: 億円 掲載されている長期債務合計には、国鉄清算事業団の承継分 25.5 兆円と新幹線鉄道保有機構への移行分 5.7 兆円および鉄建公団債務のうち JR 各社へと承継された 1.1 兆円が除外されている。

表より、6 事業会社が直接的に承継した国鉄長期債務のうち、69.0%を JR 東日本が承継していることがわかる。以下、JR 西日本は 21.2%、JR 東海は 6.7%となっている。一方、新幹線鉄道保有機構へと移行された長期債務 5.7 兆円は、東海道・山陽・東北新幹線の簿価に相当する国鉄債務 3.9 兆円と、上越新幹線に係る鉄建公団債務 1.8 兆円によって構成されている。さらに、新幹線鉄道保有機構は、新幹線施設の再調達価額 8.5 兆円から国鉄長期債務 5.7 兆円を差し引いた 2.8 兆円を、国鉄清算事業団への長期債務として負担することとなっている。これらの長期債務は、新幹線を運行する JR 東日本・JR 東海・JR 西日本の 3 社が新幹線リース料として 1987 年から 1991 年の 5 年間にわたって支払うこととなっている。そのため、これら 3 社は、各事業者が直接的に承継した長期債務に新幹線使用料を合わせた金額を負担することとなっている。

2.2.3 政府保有株式の一般公開

一方、1987 年の民営化について、事業会社の所有形態からみた場合、旅客鉄道会社および貨物鉄道会社の民営化は複数の段階を経て実施されている。民営化の開始年である 1987 年、新たに設立された JR 各社の株式は国鉄清算事業団へと移譲された。これは、これまでの国鉄

時代における浪費と非効率の評判によって、新たに設立された各社の発行する株式に投資家に関心を持たないのではないかという点に配慮し、数社に対する市場の評判が好転するまで株式の一般公開を延期することを目的としている。しかしながら、国鉄清算事業団は政府出資の特

表 2.3 政府保有株式数の推移

年度	東日本	東 海	西日本	北海道	四 国	九 州	貨 物
1987	400 (100.0)	224 (100.0)	200 (100.0)	18 (100.0)	7 (100.0)	32 (100.0)	38 (100.0)
1988	400 (100.0)	224 (100.0)	200 (100.0)	18 (100.0)	7 (100.0)	32 (100.0)	38 (100.0)
1989	400 (100.0)	224 (100.0)	200 (100.0)	18 (100.0)	7 (100.0)	32 (100.0)	38 (100.0)
1990	400 (100.0)	224 (100.0)	200 (100.0)	18 (100.0)	7 (100.0)	32 (100.0)	38 (100.0)
1991	400 (100.0)	224 (100.0)	200 (100.0)	18 (100.0)	7 (100.0)	32 (100.0)	38 (100.0)
1992	400 (100.0)	224 (100.0)	200 (100.0)	18 (100.0)	7 (100.0)	32 (100.0)	38 (100.0)
1993	150 (37.5)	224 (100.0)	200 (100.0)	18 (100.0)	7 (100.0)	32 (100.0)	38 (100.0)
1994	150 (37.5)	224 (100.0)	200 (100.0)	18 (100.0)	7 (100.0)	32 (100.0)	38 (100.0)
1995	150 (37.5)	224 (100.0)	200 (100.0)	18 (100.0)	7 (100.0)	32 (100.0)	38 (100.0)
1996	150 (37.5)	224 (100.0)	63.4 (31.7)	18 (100.0)	7 (100.0)	32 (100.0)	38 (100.0)
1997	150 (37.5)	88.6 (39.6)	63.4 (31.7)	18 (100.0)	7 (100.0)	32 (100.0)	38 (100.0)
1998	150 (37.5)	88.6 (39.6)	63.4 (31.7)	18 (100.0)	7 (100.0)	32 (100.0)	38 (100.0)
1999	50 (12.5)	88.6 (39.6)	63.4 (31.7)	18 (100.0)	7 (100.0)	32 (100.0)	38 (100.0)
2000	50 (12.5)	88.6 (39.6)	63.4 (31.7)	18 (100.0)	7 (100.0)	32 (100.0)	38 (100.0)
2001	50 (12.5)	88.6 (39.6)	63.4 (31.7)	18 (100.0)	7 (100.0)	32 (100.0)	38 (100.0)
2002	0 (0.0)	88.6 (39.6)	63.4 (31.7)	18 (100.0)	7 (100.0)	32 (100.0)	38 (100.0)
2003	0 (0.0)	88.6 (39.6)	63.4 (31.7)	18 (100.0)	7 (100.0)	32 (100.0)	38 (100.0)
2004	0 (0.0)	88.6 (39.6)	0 (0.0)	18 (100.0)	7 (100.0)	32 (100.0)	38 (100.0)
2005	0 (0.0)	28.6 (12.8)	0 (0.0)	18 (100.0)	7 (100.0)	32 (100.0)	38 (100.0)

(出所) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構国鉄清算事業本部資料および JR 各社の有価証券報告書に掲載されているデータをもとに著者が作成。

(注) 単位：1 万株 括弧内の数値は持株比率(%)をあらわしている。

株式会社である。そのため、民営化の際に発行された全株式を国鉄清算事業団が保有している以上、JR 各社は 1987 年の時点では完全な民間企業ではないことから、厳密には部分民営化となる。表 2.3 は、JR7 社に関する政府保有株式数の推移を示したものである。表より、新たに設立された JR7 社のうち、JR 東日本の株式については早くから一般公開がなされ、1993 年には発行済み株式数の約 63%である 250 万株が一般公開されている。さらに、1999 年には 100 万株が一般公開されている。また、2002 年には国鉄清算事業団の保有する全株式が売却され、JR 東日本の完全民営化が実現している。一方、1996 年には JR 西日本株の一部が、1997 年には JR 東海の株式が公開されている。これら 2 社について、2004 年には JR 西日本の全株式が売却され、完全民営化が実現しており、JR 東海についても 2005 年の第 2 次売却によって政府保有株式比率は 12.8%となっている。しかしながら、これら 3 社とは対照的に、JR 北海道、JR 四国、JR 九州、JR 貨物の 4 社については全ての株式が政府保有のままであり、株式公開等の計画は未だ示されていない。

3 経営指標の推移

この節では 1970 年から 2000 年までの期間にわたる国鉄および JR 各社に関する経営指標の推移について解説を行う。ここでの経営指標は、①費用回収率、②平均運賃（旅客）、③平均運賃（貨物）、④1 車両あたり平均乗車人数、⑤旅客人キロ、⑥貨物トンキロ、⑦列車密度、⑧労働生産性、⑨平均賃金、⑩平均費用の 10 指標について、1970 年から 2000 年まで、5 年毎の推移を用いている³⁾。

表 3.1 は、1970 年度から 2000 年度の経営指標について、その推移を示したものである。先行研究において既に指摘されているように、民営化が実施された 1987 年以降、ほとんどの経営指標は改善されている。中でも変化が最も大きなものは労働生産性や平均費用といった生産性に関わる指標である。例として、民営化以前の 15 年間である 1970 年と 1985 年において 54%の伸びであった労働生産性は、民営化以降の 15 年間である 1985 年と 2000 年を比較すると 125%の伸びとなっている。このような結果は Mizutani and Nakamura (1996)で行われているような生産量およびネットワークの状況についてコントロールされたものではないが、どちらの結果についても類似した傾向を有している。また、民営化以前には上昇傾向にあった平均費用についても、民営化が実施された 1987 年をはさむ 1985 年と 1990 年では 38.8%低下している。さらに、平均費用については組織の水平化や権限の分散化、民間企業にならった業績評価システムといったような組織形態の変更によって低下し続けている⁴⁾。

これらの指標について、平均賃金については民営化以降も低下することは無く、1985 年から 1990 年にかけて 15%上昇しているが、これは従業員のモラルを低下させないよう賃金で支えることを目的としている。民営化後の新しい会社における労働環境は、国鉄とは異なっている。労働者には新しい課題と責任が与えられるとともに、他の産業との競争に対応するため、より有能な人材を確保する必要があった。つまり、短期的な経済的利益を確保するために賃金

表 3.1 経営指標の推移

年度	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000
費用回収率	0.899 (1.379)	0.675 (1.035)	0.758 (1.163)	0.652 (1.000)	0.991 (1.520)	1.040 (1.595)	1.058 (1.623)
平均運賃 (旅客)	13.59 (0.802)	10.79 (0.637)	14.95 (0.882)	16.95 (1.000)	16.50 (0.973)	15.31 (0.903)	15.21 (0.897)
平均運賃 (貨物)	12.41 (1.270)	9.16 (0.938)	11.48 (1.175)	9.77 (1.000)	7.37 (0.754)	6.93 (0.709)	5.93 (0.607)
1車両あたり 平均乗車人数	48.9 (1.012)	50.0 (1.035)	43.6 (0.903)	48.3 (1.000)	50.6 (1.048)	51.3 (1.062)	49.8 (1.031)
列車密度	32,599 (1.086)	32,000 (1.066)	30,903 (1.029)	30,026 (1.000)	36,853 (1.227)	37,830 (1.260)	37,255 (1.241)
旅客輸送量 (passenger-km)	189,726 (0.961)	215,289 (1.090)	193,143 (0.978)	197,463 (1.000)	237,657 (1.204)	248,998 (1.261)	240,659 (1.219)
貨物輸送量 (ton-km)	62,435 (2.887)	46,577 (2.154)	36,961 (1.709)	21,626 (1.000)	26,728 (1.236)	24,702 (1.142)	21,855 (1.011)
労働生産性	9,225 (0.648)	9,932 (0.698)	10,286 (0.723)	14,230 (1.000)	26,848 (1.887)	28,339 (1.991)	31,958 (2.246)
平均賃金 (1ヶ月)	178,135 (0.713)	243,818 (0.976)	244,279 (0.978)	249,860 (1.000)	286,212 (1.145)	319,622 (1.279)	352,477 (1.411)
平均費用	759 (0.516)	982 (0.668)	1,093 (0.744)	1,470 (1.000)	900 (0.612)	891 (0.606)	882 (0.600)

(注)

(1) 1987 年以前のデータは国鉄のものを、1987 年以降は JR 各社(鉄道事業のみ)の合計である。

(2) 指標の定義

(a) 費用回収率 = 営業収入 / 営業費用

(b) 平均運賃(旅客) = 運賃収入(旅客) / 旅客人キロ(1995 年基準価格)

(c) 平均運賃(貨物) = 運賃収入(貨物) / 貨物トンキロ(1995 年基準価格)

(d) 1 車両あたり平均乗車人数 = 旅客人キロ / 旅客車両キロ

(e) 旅客輸送量: 百万人キロ

(f) 貨物輸送量: 百万トンキロ

(g) 列車密度 = 列車キロ(旅客および貨物) / 路線キロ

(h) 労働生産性 = 車両キロ(旅客および貨物) / 鉄道部門従業員数

(i) 平均賃金 = 1 ヶ月あたり基準賃金(鉄道部門)(1995 年基準価格)

(j) 平均費用 = 総費用 / 車両キロ(旅客および貨物)(1995 年基準価格)

総収入 = 運賃収入 + 手小荷物収入及び販売収入 + その他収入(補助金を含まない)

総費用 = 人件費 + 燃料費 + 物件費(保存費 + 業務費) + 減価償却費 + 支払利子

(3) 括弧内の数値は 1985 年を基準とした推移をあらわしている。

(出所) Mizutani and Uranishi (2005) 表 1 をもとに著者が一部改編し作成。

水準を引き下げる代わりに、新しい会社はより競争的で教育水準の高い労働力の獲得に資金を集中させたのである。

最後に、サービス水準についても民営化以降は改善されている。さらに、民営化から数年経過した時点では旅客および貨物需要は共に上昇しているが、貨物需要に関しては 1995 年以降に再び低下している。JR 貨物への需要が低下していることは、わが国の貨物輸送において鉄道がもはやトラック輸送の競合相手ではなくなってしまったことをあらわしている。

4 民営化の特徴

Mizutani and Nakamura (1997, 2000)は、イギリスやスウェーデンをはじめとする世界各国の国鉄改革と比較して、日本における国鉄民営化には 7 つの特徴があるとしている。それらは、①水平分離（地域分割）、②事業分離（旅客・貨物の分離）、③垂直統合（運行とインフラ整備の統合）、④低収益地域会社への補助（経営安定基金）、⑤国鉄清算事業団、⑥非鉄軌道業（関連事業）の容認、⑦ヤードスティック競争の 7 点である。

まず、①について、1987 年の民営化によって国鉄の旅客部門は東日本・東海・西日本・北海道・四国・九州の 6 社に分割された。地域分割の主な根拠は、国鉄の組織があまりにも巨大であり、一体的に運営することが不可能であると考えられたためである。国鉄の分割については複数の案が存在していたが、全ての旅客移動のうち 95%がこれら地域内におけるものであったことから、地域による分割が選択され、その結果、国鉄時代には困難であった各地域の需要特性を反映させたサービスの提供が可能となったとされる。

次に、②について、地域分割された旅客部門とは対照的に、貨物部門については全国一体としての運営が維持された。これら 2 つの部門を分離することによって、各部門における経営責任が明確化されることを目的としている。さらに、貨物会社は自社の線路を保有せず、6 つの旅客会社の線路を借りて運営することによって、線路建設コストを回避し、保有コストを低減させている。日本における高速道路網の完成によるトラック輸送の発展は、鉄道貨物輸送にとって存続の危機をもたらすものであったため、JR 貨物は、地域旅客鉄道会社からのあらゆる助力を必要としていた。

また、③について、国鉄の分割・民営化においては、民営化以降も運行部門とインフラ部門の上下一体が維持されている。イギリスでは運行部門とインフラ部門の上下分離が実施され、運行部門での競争が導入されていることから、このような上下一体はわが国の特徴であるといえる。このような上下一体が選択された要因について、Suga (1997)では、実際の民営化に際して、わが国の民間鉄道事業者の事故率が諸外国よりも相対的に低いという多くの成功事例があったという点もあり、上下分離が選択肢の 1 つとして取り上げられることはほとんど無かったことが指摘されている。

さらに、④について、国鉄民営化にあたり、東日本・東海・西日本の本州 JR 各社に比べ需要条件が劣る JR 北海道、JR 四国、JR 九州に対しては、国鉄長期債務の引き継ぎを免除する

とともに、経営安定基金を設立し、基金の運用によって得られた利子収入を一括補助金として与える制度が設けられている。国鉄末期に毎年投入されていた補助金について、その財源を固定するとともに、全国一体ではなく、北海道・四国・九州といったブロック別の補助を行うことによって金額上昇の歯止めが期待された。表 4.1 は、JR 北海道、JR 四国、JR 九州の経営安定基金額および 1987 年度損益状況を示したものである。

表 4.1 経営安定基金額および損益状況

地 域	JR 北海道	JR 四 国	JR 九 州	総 額
基金額	6,822 (0.53)	2,082 (0.16)	3,877 (0.30)	12,781 (1.00)
(1987 年度)				
営業損益	-538.2	-149.4	-288.2	-975.8
経常損益	-22.2	10.3	15.5	3.6

(出所)『交通年鑑(昭和 63 年版)』に掲載されているデータをもとに著者が作成。

(注) (1) 単位：億円 また、括弧内の数値は各事業者による構成比をあらわす。

(2) 経常損益＝営業損益＋営業外収益－営業外費用

(ただし、営業外収益には経営安定基金収入以外の収入も含まれている。)

北海道、四国、九州の各地域旅客鉄道会社に対して経営安定基金の運用益による赤字の補填がなされた結果、JR 北海道を除く JR 四国、JR 九州について、1987 年度の経常損益は黒字となっている。また、JR 北海道についても、営業損益が 538.2 億円の赤字であるのに対し、経常損益での赤字は 22.2 億円となっており、その金額は大幅に減少している。

また、⑤の国鉄清算事業団は国鉄民営化とともに新たに発足し、JR 各社と国鉄時代の負債の部分とを明確に分離することで新たなスタートをうまく軌道に乗せることを目的に設立された。この事業団の役割は国鉄時代より累積した長期債務である 37.1 兆円のうち 25.5 兆円を承継し、JR 株式や土地といった所有資産の売却等による債務の清算と、国鉄より引き継がれた余剰人員について、その再雇用先を斡旋することである。

さらに、⑥について、民営化後の各事業者は鉄軌道業以外にもホテル業や小売業・不動産業等、鉄道に関連する様々な事業へと進出することで、鉄道事業の活性化を期待させた。表 4.2 は、JR 東日本、JR 東海、JR 西日本の 3 社について、2001 年度の有価証券報告書に記載されている鉄道事業以外の関連事業についてまとめたものである。

表 4.2 事業別関連会社数

事業会社	不動産業	流通業	レジャー・サービス業	その他
東日本	5	3	4	7
東 海	7	5	4	5
西日本	5	4	4	8

(出所) 有価証券報告書(平成 13 年度)に記載されているデータをもとに著者が作成。

国鉄民営化の概要

表より、主な関連事業としては、不動産販売・駅ビル開発・ショッピングセンター運営といった不動産業や百貨店・物販・飲食・卸売といった流通業、ホテル・旅行代理店といったレジャー・サービス業等があげられるが、これら以外にも広告業や建設業、車両設備・清掃整備事業等を兼業している。また、表 4.3 は、JR7 社について、『鉄道統計年報』に掲載されている損益計算書をもとに、営業収益全体に占める自動車業、不動産業、その他兼業比率の推移を示したものである⁹⁾。

表 4.3 関連事業営業収入比率の推移

年度	北海道	四 国	九 州	東日本	東 海	西日本	貨 物
1987	21.0	13.1	2.5	1.9	0.7	2.1	0.0
1992	14.1	18.6	14.0	4.0	0.5	1.8	0.0
1997	10.7	11.0	13.4	3.3	0.7	2.3	0.0
2000	5.7	9.2	14.1	3.2	0.8	-	0.0

(出所)『鉄道統計年報』に掲載されているデータをもとに著者が作成。

(注) 単位：パーセント ただし、2000 年度の JR 西日本に関してはデータが欠損している。

表より、民営化後の関連事業収益について、JR 北海道、JR 四国、JR 九州の 3 社と JR 東日本、JR 東海、JR 西日本の 3 社を比較すると、前者における比率は後者のものよりも高いことがわかる。このような関連事業収入比率の相違について、比率の低い JR 東日本、JR 東海、JR 西日本の 3 社では、関連事業の大部分が事業者本体ではなく、資本関係にある別会社として営まれているが、比率の高い JR 北海道、JR 四国、JR 九州の 3 社では、バス事業に代表される自動車業を事業者本体が兼業していることが要因としてあげられる⁹⁾。

関連事業の損益状況を見ると、自動車業に関しては JR 旅客 6 社全てについて赤字となっている。一方、その他の兼業については、JR 東日本、JR 東海、JR 西日本では黒字となっているが、JR 北海道では 1988 年に、JR 九州では 1989 年から 1996 年にかけて、JR 四国では設立以降 2000 年に至るまで赤字を計上している。表 4.4 は関連事業の損益状況として、JR 北海道、JR 四国、JR 九州の自動車業およびその他兼業における営業損益の推移を示したものである。

表 4.4 関連事業における営業損益の推移 (JR 北海道、JR 四国、JR 九州)

年度	JR 北海道			JR 四国			JR 九州		
	自動車業	その他 兼業	合計	自動車業	その他 兼業	合計	自動車業	その他 兼業	合計
1987	-386	141	-246	-678	-224	-901	-1,057	309	-748
1992	-1,169	1,455	286	-867	-3,285	-4,152	-1,587	-5,075	-6,662
1997	-1,910	1,468	-442	-1,014	-624	-1,638	-1,949	1,886	-63
2000	-	714	714	-492	-194	-686	-1,997	4,207	2,211

(出所)『鉄道統計年報』に掲載されているデータをもとに著者が作成。

(注) 単位：百万円

表より、JR 各社における関連事業の営業損益として、JR 北海道および JR 九州に関しては、自動車業において生じた赤字がその他兼業において生じた黒字を上回っており、関連事業全体としての営業損益が赤字となっているケースがあることがわかる。

最後に、⑦について、分割された各地域旅客会社には 1997 年以降、運賃改定にあたりインセンティブ規制としてヤードスティック競争を導入することで、JR 鉄道間の競争を促そうとした。JR 各社の運賃はレートベース方式による上限価格制に基づいて設定されているが、レートベース方式では、以下の式が成立するような料金および運賃が設定される。

総収益

＝総括原価

＝適正費用＋公正報酬(事業報酬)

＝営業費＋減価償却費＋諸税＋レートベース(事業資産)×報酬率

報酬率

＝自己資本報酬率×自己資本比率(30%)＋他人資本報酬率×他人資本比率(70%)⁷⁾

他人資本報酬率

＝公社債応募者利回り、全産業平均自己資本利益率、配当所要率の単純平均値について
過去 5 年間の平均値

自己資本報酬率

＝債務実積利子率の過去 5 年間の平均値

ここで用いられている適正費用の算出にあたっては、ヤードスティック方式が適用されている。ヤードスティック方式では、営業費のうち、線路費、電路費、車両費、列車運転費、駅務費の 5 種類について、JR 旅客会社 6 社のデータを用いた回帰式の推定によって得られたパラメータより基準単価を算定し、各基準単価の合計を基準コストとする⁸⁾。表 4.5 は、基準単価の算定に用いられるモデルを示したものである。

表 4.5 基準単価の算出モデル($y = ax_1 + bx_2 + c$)

費 目 (y)	基 準	説明変数 (x_1, x_2)
線路費	線路延長 1 キロ当たり基準単価	車両密度(対数) 雪量
電路費	電線延長 1 キロ当たり基準単価	電車密度 電車線割合
車両費	車両 1 両当たり基準単価	1 車両あたり車両走行キロ 雪量
列車 運転費	営業キロ当たり基準単価	1 列車 1 キロあたり乗車人員 列車密度(対数)
駅務費	1 駅当たり基準単価	1 駅あたり乗車人員 平均乗車距離(対数)

(出所) 国土交通省資料より著者が作成。

運賃改定にあたっては、各事業者の基準コストと実績コストを比較した上で、実績コストが基準コストを上回る場合には基準コストを適正費用とし、実績コストが基準コストを下回る場合には実績コストと基準コストの平均値を適正費用とし、料金および運賃が設定される。料金改定の際、このような方式が採用されることにより、他社よりも非効率的な運営を行っている事業者は実績コストよりも低い基準コストが適正費用とされ、そのような条件の下で料金および運賃が設定されるため、事業者に対してコスト引き下げの圧力がかけられることとなる⁹⁾。一方、他社よりも効率的な運営を行っている事業者は、実績コストを上回る基準コストが適正費用とされ、そのような条件の下で運賃および料金が設定されるため、基準コストと実績コストの差額分が報酬として得られることとなる¹⁰⁾。表 4.6 は、JR 旅客 6 社について、2001 年度のデータによる基準コストの算定結果と実績コストとの比較を示したものである。

表 4.6 基準コストと実績コストの比較 (2001 年度)

地 域	基準コスト(A)	実績コスト(B)	(B) / (A)
北海道	59,725	61,616	1.03
東日本	734,259	782,686	1.07
東 海	244,070	237,301	0.97
西日本	376,625	377,335	1.00
四 国	22,455	20,304	0.90
九 州	81,631	79,623	0.98

(出所) 国土交通省資料をもとに著者が一部改編し作成。

表より、JR 東海、JR 四国、JR 九州は実績コストが基準コストを下回っているが、JR 北海道、JR 西日本については実績コストが基準コストを上回っており、また、JR 西日本については基準コストと実績コストがほぼ同一水準であることがわかる。

5. まとめ

本研究では、国鉄民営化の概要として、民営化に至る制度的取り組みについて解説を行うとともに複数の経営指標による民営化前後の比較を行った後、わが国における国鉄民営化の特徴を 7 点にまとめ、各特徴について解説を行った。

第 2 節で解説した民営化に至る歴史的経緯より、国鉄民営化が決定されるまでには何度にもわたる財政再建計画および経営改善計画が実施され、それに伴って様々な種類の補助金が投入されている。しかしながら、1984 年に国鉄再建監理委員会はこのような取り組みが無効であったと判断し、分割・民営化へと進められたことが明らかとなった。また、分割・民営化以降、鉄道事業については 6 つの地域旅客鉄道会社および日本貨物鉄道会社へと分割され、また、情報・通信事業についても個別の事業会社として民営化が実施されているが、新しい組織の設立にあたっては、国鉄清算事業団や新幹線鉄道保有機構の設立や経営安定基金の設置等、民営化を順調に進めるための取り組みがなされている。

一方、民営化後に設立された各組織のうち、経営の不利が明らかである北海道・四国・九州旅客鉄道会社および鉄道総合技術研究所を除く6つの事業会社には、国鉄長期債務が引き継がれている。1987年に民営化が実施された時点での国鉄長期債務37.1兆円のうち、25.5兆円は国鉄清算事業団が承継している。また、残りの11.6兆円について、この段階では6事業会社が5.9兆円を直接的に承継するとともに、5.7兆円は新幹線鉄道保有機構へと移行されている。さらに、新幹線鉄道保有機構は、新幹線施設の再調達価額8.5兆円との差額である2.8兆円を国鉄清算事業団への長期債務として負担することとなった。このような債務は、新幹線を運行するJR東日本、JR東海、JR西日本の3社から5年間にわたって支払われる新幹線リース料によって償還されている。

また、設立された各鉄道事業者について、発行された株式に占める政府保有比率の推移についてみると、現段階で厳密に完全民営化といえるのはJR東日本およびJR西日本のみであり、JR東海については、近い将来の完全民営化が計画されているが、未だ12.8%が政府保有となっている。さらに、これら以外の鉄道事業会社であるJR北海道、JR四国、JR九州、JR貨物については、発行する全株式が政府保有となっており、具体的な民営化計画も未だ明らかになっていない。

次に、第3節における経営指標の比較より、民営化以降に最も伸びが大きくなっている指標は労働生産性であり、民営化以前の15年間では54%の伸びであったが、民営化以降は125%と伸びとなっている。一方、生産量に関する指標として、旅客輸送量については民営化以降に増加しているが、貨物輸送量については民営化後の5年間において若干増加しているが、1995年以降は低下している。このような貨物輸送量の低下について、国内貨物輸送分担率の輸送機関別推移をみると、1970年以降、自動車輸送の分担率が上昇しているのに対し、鉄道輸送の分担率は長期的な低下傾向にある。輸送トン数基準による分担率をみると、2000年度では、自動車輸送の分担率が約90%であるのに対し、鉄道輸送の分担率は1%以下であり、わが国の貨物輸送において鉄道がもはやトラック輸送の競合相手ではなくなってしまうことが明らかとなった。

最後に、第4節ではわが国における国鉄民営化の特徴について解説を行っている。国鉄民営化に関する先行研究であるMizutani and Nakamura (1997, 2000)によると、①水平分離（地域分割）、②事業分離（旅客・貨物の分離）、③垂直統合（運行とインフラ整備の統合）、④低収益地域会社への補助（経営安定基金）、⑤国鉄清算事業団、⑥非鉄軌道業（関連事業）の容認、⑦ヤードスティック競争の7点にまとめられる。これらの特徴について、④低収益地域会社への補助として、わが国における分割・民営化にあたっては、需要面において不利な状況にあることが明らかであったJR北海道、JR四国、JR九州に対し、JR北海道には6,822億円、JR四国には2,082億円、JR九州には3,877億円の経営安定基金が設立されている。このような経営安定基金の運用益による赤字補填により、これら事業者の1987年度における営業損益は全て赤字であるが、運用益による赤字補填を組み入れ後の経常損益ではJR北海道を除いて黒字と

なっている。

また、⑥非鉄軌道業の兼業について、平成 13 年の有価証券報告書より、株式が既に一般公開されている JR 東日本、JR 東海、JR 西日本については、本業である鉄道事業以外に、不動産業や流通業、レジャー・サービス業といった鉄道に関わる様々な事業が兼業されている。このような関連事業の兼業状況について、『鉄道統計年報』に掲載されている損益計算書より、JR 各社の関連事業としては自動車業およびその他兼業があげられているが、2000 年度における JR 各社の営業収入に占める関連事業収入比率をみると、自動車業を兼業している JR 北海道、JR 四国、JR 九州では約 6%から 15%であるのに対し、JR 東日本、JR 東海、JR 西日本では約 1%から 3%となっている。しかしながら関連事業での営業損益をみると、自動車業については全ての事業者・期間において赤字となっており、JR 北海道や JR 九州のように、その他の兼業については黒字が確保されているが、自動車業での赤字が関連事業全体としての採算状況を悪化させているケースもある。

- 1) 国鉄改革関連 9 法とは、①61 年度特別措置法、②日本国有鉄道改革法、③旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律、④新幹線鉄道保有機構法、⑤日本国有鉄道清算事業団法、⑥日本国有鉄道退職希望職員及び日本国有鉄道清算事業団職員の再就職の促進に関する特別措置法、⑦鉄道事業法、⑧日本国有鉄道改革法等施行法、⑨地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律の 9 法を指す。このうち、①については 1986 年 5 月に、その他の 8 法については同年 11 月に成立しているため、後者のみを国鉄改革関連 8 法と呼ぶ場合もある。
- 2) 横堀 (1988) 62 頁、表 1 を参照。ただし、前掲表では端数整理のため鉄建公団債務金額が 1.2 兆円となっている。
- 3) Mizutani and Uranishi (2005) を参照。
- 4) Mizutani (1999b), Sumita (2000) を参照。
- 5) 2000 年度までのデータによると、民営化後の JR 各社は不動産業を兼業していない。また、JR 貨物については、鉄軌道業以外の事業を兼業していない。
- 6) JR 東日本、JR 東海、JR 西日本では 1988 年に、JR 北海道では 2000 年に自動車業が分社化されている。
- 7) 山内、竹内(2002)、183 頁を参照。なお、自己資本比率の 30%および他人資本比率の 70%は、全産業平均に準ずる値として設定されている。
- 8) JR 旅客会社に関する 2001 年度のデータでは、鉄軌道業営業費に占めるヤードスティック対象経費の割合は、6 社平均で 45%となっている。
- 9) ヤードスティック方式については、事業者に対してコスト引き下げへのインセンティブを付与するという長所がある一方で、このような方式は費用面のみに着目するものであり、供給されるサービスの質について評価されないという批判もある。
- 10) 適正費用の算定にあたっては、前回改定時からの効率化努力についても評価される。

参考文献

1. Mizutani, F. (1994) Japanese Urban Railways: A Private-Public Comparison, Avebury, Aldershot, U.K..
2. Mizutani, F. (1997) "Empirical Analysis of Yardstick Competition in the Japanese Railway Industry.", *International Journal of Transport Economics*, Vol. 24, No.3, pp.367-392.
3. Mizutani, F. (1999a) "Changing Trains: Japan.", in van de Velde, D. M. eds., *Changing Trains*, Ashgate Publishing, Aldershot, U.K., pp.255-306.
4. Mizutani, F. (1999b) "An Assessment of the Japan National Railway Companies Since Privatization: Performance, Local Rail Service and Debts.", *Transport Reviews*, Vol.19, No.2, pp.117-139.
5. Mizutani, F. and K. Nakamura (1996) "Effects of Japan National Railways' Privatization on Labor Productivity.", *Papers in Regional Science*, Vol.75, No.2, pp.177-199.
6. Mizutani, F. and K. Nakamura (1997) "Privatization of the Japan National Railway: Overview of Performance Changes.", *International Journal of Transport Economics*, Vol.24, No.1, pp.75-99.
7. Mizutani, F. and K. Nakamura (2000) "Japan Railways Since Privatisation.", in Bradshaw, B. and H. Lawton Smith eds., *Privatization and Deregulation of Transport*, Macmillan, Basingstoke, U.K., pp.205-235.
8. Mizutani, F. and S. Uranishi (2005) "The Effects of Privatization on Productivity and Capital Adjustments.", *Discussion Paper 2005.5*, Kobe University, Kobe, Japan.
9. Suga, T. (1997) "The Separation of Operations from Infrastructure in the Provision of Railway Services: Examples in Japan," in The European Conference of Ministers of Transport (ECMT), *The Separation of Operations from Infrastructure in the Provision of Railway Services*, OECD, Paris, France, pp.153-176.
10. Sumita, S. (2000) Success Story: The Privatisation of Japanese National Railways, Profile Books, London, U.K..
11. 浦西 秀司 (2002) 『全要素生産性分析による民営化効果の計測：日本国鉄・電電公社・郵便局の比較分析』、神戸大学大学院経営学研究科博士課程モノグラフシリーズ、No.0201.
12. 運輸政策研究機構 (編) (2000) 『日本国有鉄道民営化に至る 15 年』、成山堂書店、東京.
13. 織田 恭司、大坪 嘉章 (2000) 「国鉄民営化以降の鉄道事業の全要素生産性」、『運輸と経済』、第 60 巻、第 2 号、52 頁～60 頁.
14. 角本 良平 (2001) 『鉄道政策の危機－日本型政治の打破－』、成山堂出版、東京.
15. 中島 隆信、福井 義高 (1996) 「日本の鉄道事業の全要素生産性」、『運輸と経済』、第 56 巻第 1 号、32 頁～40 頁.
16. 日本国有鉄道 (1976) 『日本国有鉄道百年史』、日本国有鉄道、東京.
17. 山内 弘隆、竹内 健蔵 (2002) 『交通経済学』、有斐閣、東京.

18. 横堀 充 (1988)「国鉄改革の債務処理－国鉄清算事業団の債務」、『運輸と経済』、第 48 巻第 10 号、61 頁～68 頁.

分析に用いたデータ

1. 運輸省 (1986)『運輸白書 (昭和 61 年版)』、大蔵省印刷局、東京.
2. 運輸省地域交通局 (監)『鉄道統計年報』、政府資料等普及調査会、東京.
3. 交通協力会 (1988)『交通年鑑(昭和 63 年版)』、交通協力会出版部、東京、302 頁～317 頁.
4. 国土交通省 (2002)「JR 旅客各社の基準単価・基準コスト等について」
(http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha02/08/080731_.html: 2002.10.24.)
5. 国土交通省総合政策局情報管理部 (編) (2002)『交通経済統計要覧 (平成 13 年版)』、運輸政策研究機構、東京.
6. 鉄道建設・運輸施設整備支援機構国鉄清算事業本部資料 (2006)
(http://www.jnrsh.gr.jp/51honbu/001gaiyou/f_gaiyou.htm: 2006.1.5)
7. 東海旅客鉄道株式会社 (2005)『第 19 期半期報告書』、大蔵省印刷局、東京.
8. 内閣府 (2002)『物価安定政策会議特別部会基本問題検討会報告書参考資料』
(<http://www5.cao.go.jp/seikatsu/2002/0625butsuan/shiryo02.pdf>: 2002.10.24)
9. 西日本旅客鉄道株式会社 (2005)『平成 16 年度有価証券報告書』、大蔵省印刷局、東京.
10. 東日本旅客鉄道株式会社 (2002)『平成 14 年度有価証券報告書』、大蔵省印刷局、東京.

A Summary of Privatization of the Japan National Railway

Shuji URANISHI

Department of Management Information System, Faculty of Management,
Fukuyama Heisei University

Abstract:

The purpose of this study is to explain about the privatizing process of the Japan National Railway. At first we explain various policy actions for privatization. In addition, with some management indexes, we compare management situation of before/after privatization. Furthermore, we summarize a characteristic of privatization in seven points and explain each.

Key Words: privatization, railway, Japan National Railway

福山平成大学経営学部紀要
第2号(2006), 41頁-53頁

福山平成大学学生の英語学習動機に関する実証的研究

小篠敏明

福山平成大学経営学部情報学科

要旨： 本研究は主としてカナダで開発された欧米モデルを尺度として用い、福山平成大学生 234 名を被験者とし、彼らの英語学習動機の構造を解明することを目的とするものである。因子分析による解析の結果、福山平成大学生の英語学習動機は(1)英語コミュニケーション・キャリア、(2)同一化・成就、(3)内発的動機・知識、および(4)非動機の4因子から構成されていることが明らかになった。また、英語学習に対して好意的な集団は(1)英語コミュニケーション、(2)内発的動機・知識、(3)成長、(4)内発的動機・英語使用刺激経験、そして(5)非動機の5因子から、非好意的な集団も(1)外発的動機、(2)内発的動機・知識、(3)同一化制御、(4)非動機、そして(5)英語コミュニケーションの5因子から構成されていた。両者の因子構造の違いは、好意群が内発的動機、特に英語コミュニケーションの動機が強かったのに対して、非好意群は外発的動機が強い傾向が見られた。

キーワード： 英語学習、動機、福山平成大学生、因子分析

1. 研究の理論的背景

第2言語の学習動機に関する研究は1960年代のLambertやGardnerに代表されるMcGill大学の研究グループによる一連の研究以来、今日に至るまで北米、特にカナダにおいて精力的に進められてきた。そして、第2言語学習動機に関する研究は、これらの研究と他の研究を総合する形で進められ、現在ではカナダのみならず、欧米全体の第2言語学習動機を説明するモデルへと収斂しつつある。Noels, Pelletier, Clément and Vallerand (2000)によると、大学生の第2言語学習動機は次の7因子より構成されていると言う。

因子1 非動機 (Amotivation)

因子2 外発的・外発的制御 (Extrinsic Motivation (External regulation))

因子3 外発的・取り入れ制御 (Extrinsic Motivation (Introjected regulation))

- 因子4 外発的・同一化制御 (Extrinsic Motivation (Identified regulation))
- 因子5 内発的・知識 (Intrinsic Motivation (Knowledge))
- 因子6 内発的・成就 (Intrinsic Motivation (Accomplishment))
- 因子7 内発的・刺激 (Intrinsic Motivation (Stimulation))

「非動機」は「なぜ英語を勉強するのか分からないし、しなくても良いと思う」のように、学習時の無力感を表すものである。

「外発的・外発的制御」は「将来、よりキャリアのある職に就きたいので英語を勉強する」のように、外発的要素によって学習者の行動が決定される場合を表している。「外発的・取り入れ制御」は「英語を学習するのは自分が優秀な学生であることを示すためだ」のように、学習者自身が自らにかけたプレッシャーに基づいて行動する場合を指す。「外発的・同一化制御」は「英語の勉強において、自分の成長を感じることがうれしい」のように、学習者自ら価値を見いだしている目標を達成するために学習活動を行う場合を指す。

「内発的・知識」は「英語圏の文化や生活について興味がある」のように、学習者の動機が新しい知識を探究することに関連した活動に基づいている場合を指す。「内発的・成就」は「英語の難しい内容がわかるとうれしい」のような、タスクや目標の達成にかかわる動機を表している。「内発的・刺激」は「英語を通して何か新しいことを発見した時に満足感を感じる」のような、タスクを行うことによって喚起される刺激に基づいた動機を指す。

ここで留意しておかなければならないのは、第2言語学習動機は本質的に学習者の社会的環境(milieu)に依存しているという事実である。このことは、欧米環境において適合する種類の動機がそのまま日本人英語学習者の学習動機を説明するものではないということを意味している。日本における日本人英語学習者の学習動機はどのようなものであるのか。本研究では、このような問題意識から、欧米での研究成果を参考としつつ、日本人学習者の学習動機を解明したい。

日本における英語学習動機の調査としては、小篠、深澤、殿重(2003)が日本人職業科高校生223名を被験者とし、彼らの英語学習動機の種類について実証的研究を行った。そして、欧米モデルとは著しく異なった学習動機の構造を明らかにしている。欧米モデルでは英語学習の動機が7因子であるのに対して、日本の職業科高校生のそれは、(1)内発的動機、(2)外発的動機、(3)非動機の3因子より構成されていた。

また、小篠他(2004)は広島、山口県中規模都市の普通科高校生244名を被験者とし、同じスケールを使用して英語学習動機の種類について因子分析法により分析している。その結果、普通科高校生の英語学習動機は、(1)内発的動機・知識 / 成長、(2)内発的動機・成就、(3)外発的動機、(4)非動機、の4因子より構成されていることを明らかにしている。普通科高校生の英語学習動機は職業科高校生のそれより動機の種類が多くなっており、より広が

りを見せていることを報告している。

一方、Zang, Ozasa & Zang (2005)は日本人大学生 512 人と中国人大学生 164 人を被験者とし、因子分析法により両学習集団の英語学習動機を分析し、比較している。そして、中国人英語学習者が「自分の意志で学習する道を選んだから」とする同一化制御に動機付けられている傾向があるのに対して、日本人学習者は「周囲から期待されているから」というような取り入れ制御によって動機付けられている傾向があることを明らかにした。

このことは第 2 言語の学習動機は学習環境や社会環境 (milieu) によって異なることを示唆していると言えるであろう。したがって、第 2 言語の学習動機に関しては学習者ごとに焦点を当て、彼らが置かれている社会的環境とのかかわりにおいて学習動機を調べてみる必要がある。当該学習者の学習動機を明らかにすることは彼らの要求を満たす言語学習プログラムを構築する上で必要な第一歩となるであろう。

2. 研究目的

それでは福山平成大学生の英語学習動機はどのようなものであろうか。本研究ではこのような問題意識に基づいて、研究課題を次のように設定した。

- (1) 福山平成大学生の英語学習動機はどのような要素から構成されているのか、そして、それは高校生や他の大学生のそれとはどのような関係にあるのか。
- (2) 英語および英語学習に対して好意的な集団および非好意的な集団は英語学習の動機に関してどのような特徴があるのか。そして両集団はこの点では相違点があるのか。あるとすればどのように異なるのか。

この問題を追求することは本学の英語学習者の英語学習動機構造について明らかにするのみならず、当該学生の英語学習の方向、内容および指導法についての指針を得るための基礎資料を得ることにもなるであろう。

3. 研究方法

本調査用の質問紙としては、Deci and Ryan (1985) が分類した内発的動機 (内発的・理解、内発的・成就、内発的・刺激経験)、外発的動機 (外発的・外発的制御、外発的・取り入れ制御、外発的・同一化制御)、および、非動機の枠組みを原則的に用いたが、学習環境や学習者の特性に合わせて若干の修正を加えた質問紙を用いた。

アンケート項目は、内発的、外発的動機については Noels, Pelletier, Clément and Vallerand (2000) の「言語学習志向尺度—内発的動機、外発的動機、および非動機下位尺度 (Language Learning Orientations Scale: Intrinsic Motivation, Extrinsic Motivation, and Amotivation

Subscales, LLOS-IEA; revised)」をベースに日本人学習者用に修正した日本語版を作成した。
(付録の I 参照。)

小篠、深澤、殿重 (2003)、小篠他 (2004)、Zang, Ozasa & Zang (2005)等の調査を通じて欧米スケールは基本的には日本人英語学習者の動機構造を説明し得るものではあるが、細かい点では十分に説明するものではないことが示唆されている。本調査では Zang, Ozasa & Zang (2005)の質問紙項目を本学学生の調査用に採用した。欧米モデルとの主な相違点は (1) 外発的・取り入れ制御 (Extrinsic Motivation (Introjected)) を削除したこと、そして、(2) 国際コミュニケーションのためという内発的動機を新たに取り入れたことの 2 点である。(詳しくは付録を参照。)

被験者は福山平成大学生 234 名で、調査は平成 17 年 7 月 23 日前期定期テスト終了後行われた。

データの分析では 2 種類の分析を行った。分析 1 では 234 名の全体集団を被験者とし、因子分析法により福山平成大学生の英語学習動機の構造を明らかにしようと試みた。分析 2 では被験者を、(1)英語に対して好意を持ち自信がある集団 (好意群) と(2)好意がなく自信もない集団 (非好意群) の 2 集団に分け、両集団の英語学習動機の特徴を明らかにし、両者の動機構造を比較しようと試みた。

データの分析においては、SPSS Ver.11.5 を用いた。

4. 結果と考察

4.1. 分析 1 被験者全体の動機構造

分析 1 においては、最尤法による因子分析を実施した。分析はバリマックス回転法を用い、因子負荷量 (factor loadings) が概ね .40 以上の項目を対象にした。分析結果は表 1 の通りである。説明された分散 (寄与率) の合計は 53.822%であった。因子の後のかっこ内の数値はそれぞれ寄与率 (説明された分散、%)、および信頼性係数 (Chronbach α) そして、各項目のかっこ内の数値はそれぞれ因子負荷量を表している。

表 1 福山平成大学学生 (全体) の英語学習動機

第 1 因子 (17.314%, $\alpha=.8593$): 英語コミュニケーション・キャリア

17. 英語が話されているのを聞くと、ウキウキする。(内発的・英語コミュニケーション)
6. 英語を話しているとウキウキする。(内発的動機・英語コミュニケーション)
16. 英語の難しい課題を達成する過程で、満足感を感じる。(内発的・刺激経験)
11. ネイティブ・スピーカーが英語を話しているのを聞くとウキウキする。(内発的・英語コミュニケーション)
19. 英語を通して何か新しいことを発見した時に満足感を感じる。(内発的・刺激経験)
18. 将来、より多くの給料を得たいので英語を勉強する。(外発的・外発的制御)

5. 将来、よりキャリアのある職に就きたいので英語を勉強する。(外発的・外発的制御)
4. 英語を勉強するのは、そのことを周囲に期待されているからだ。(外発的・外発的制御)

第2因子 (14.176%, $\alpha=.8148$): 同一化・成就

9. 英語を話せるようになりたい。(内発的動機・英語コミュニケーション)
10. 英語の難しい内容がわかるとうれしい。(内発的・成就)
13. 英語の勉強において、自分の成長を感じるのがうれしい。(外発的・同一化制御)
1. 英語の勉強は、自分が成長するためによい手段だと思う。(外発的・同一化制御)
7. 英語でなくてもよいが、二ヶ国語以上話せるようになりたい。(外発的・同一化制御)

第3因子 (13.636%, $\alpha=.8666$): 内発的動機・知識

14. 英語圏の文学に興味がある。(内発的・知識)
15. 英語で書かれた文献に興味がある。(内発的・知識)
2. 英語圏の文化や生活について興味がある。(内発的・知識)

第4因子 (8.695%, $\alpha=.6597$): 非動機

8. なぜ英語を勉強するのか分からないし、しなくても良いと思う。(非動機)
12. 正直に言うと英語の勉強は時間の無駄だと思う。(非動機)
3. 英語の勉強をしていますが、何をしているか分からない。(非動機)

分析の結果、本学学生の英語学習動機は4種類の因子から構成されていることが判明した。前述のごとく、職業科高校生の動機は3因子から、普通科高校生のは4因子から構成されていた。大学生活を4ヶ月経験した本学1年生の動機も普通科高校生と同様に4因子より構成されていた。このことはこの段階での本学1年生の英語・英語学習に関する経験が高校時代のそれと、動機意識を変えるほど異なっていたことは示唆していると言えるかもしれない。(ただ、高校生に使用した尺度が基本的には同じであっても異なっている点もあるため、厳密な比較はできないのはもちろんである。)

因子ごとにその内容を個別に見てみる。第1因子は「英語コミュニケーション・キャリア」と命名された。この因子は英語を国際コミュニケーションの道具ととらえ、それが学習の達成感や満足感や将来のキャリアと結びついている。

第2因子は「同一化・成就」と名付けられた。この因子は英語学習の中に自己の成長を見ようとする意識が中心で、これにコミュニケーションへの願望が重なっている。同一化は外発的動機であり、成達は内発的動機であるが、しかし両者はその内実においてかなり似通っている点が見られ、不自然な感はない。このような点を考慮して、因子名としては外発的・内発的というラベルを省き単に「同一化・成就」とした。これは内発的動機と外発的動機が未だ未分化の段階にあることを示唆しているのかもしれない。

第3因子は「内発的動機・知識」と名付けられた。この因子には「内発的動機・知識」の項目がすべてまとまっている。この因子は欧米の因子構造と全く同じであると言えるであろう。

第4因子は「非動機」と名付けられた。ここでも非動機の項目はすべてこの因子に集まっている。この因子も欧米モデルと全く同じであると言えるであろう。

これを要するに、本学1年生の英語学習動機は(1)英語コミュニケーション・キャリア、(2)同一化・成就、(3)内発的動機・知識、および(4)非動機の4因子から構成されていることが判明した。第1因子および第2因子は内発的動機と外発的動機が混在しており、この2つの概念では割り切れないことを示唆していると言えるであろう。この点では、小篠他(2004)や小篠、深澤、殿重(2003)の結果とは明らかに異なっている。尺度が若干異なっている点を差し引いても、彼らの英語学習動機がより現実的なものに影響を受けていることが推測される。

4.2. 分析2 好意群、非好意群の動機構造

分析2では、被験者を(1)英語に対して好意を持ち自信がある集団(好意群)と(2)好意がなく自信もない集団(非好意群)の2集団に分け、分析1の分析法と基本的に同じ方法を用いて分析を行った。具体的には、英語に対する好意度・自信度に関する8項目からなる6件法の質問紙(付録のⅡ参照)の得点に基づき、被験者を英語学習に対する好意群(17~40点、47.5%)と非好意群(8~16点、52.5%)のⅡグループに分けて、分析1と同様の解析を行った。

4.2.1 好意群の動機構造

データの因子分析においては、最尤法、およびKaiserの正規化を伴わないバリマックス回転法を用い、因子負荷量(factor loadings)が概ね3.0以上の項目を対象にした。分析結果は表2の通りである。説明された分散(寄与率)の合計は57.140%であった。表中、因子の後のかっこ内の数値はそれぞれ寄与率(説明された分散、%)、および信頼性係数(Chronbach α)そして、各項目のかっこ内の数値はそれぞれ因子負荷量を表している。

表2 好意群の動機構造

第1因子： 英語コミュニケーション (33.091%, $\alpha=.7454$)

11. ネイティブ・スピーカーが英語を話しているのを聞くとウキウキする。(内発的・英語コミュニケーション)

6. 英語を話しているとウキウキする。(内発的動機・英語コミュニケーション)

5. 将来、よりキャリアのある職に就きたいので英語を勉強する。(外発的・外発的制御)

第2因子： 内発的動機・知識 (10.250%, $\alpha=.7713$)

14. 英語圏の文学に興味がある。(内発的・知識)

2. 英語圏の文化や生活について興味がある。(内発的・知識)

15. 英語で書かれた文献に興味がある。(内発的・知識)

3. 英語の勉強をしていますが、何をしているか分からない。(非動機)

第3因子： 成長 (4.879%, $\alpha=.7558$)

10. 英語の難しい内容がわかるとうれしい。(内発的・成就)

9. 英語を話せるようになりたい。(内発的動機・英語コミュニケーション)

13. 英語の勉強において、自分の成長を感じることがうれしい。(外発的・同一化制御)

1. 英語の勉強は、自分が成長するためにより手段だと思う。(外発的・同一化制御)

7. 英語でなくてもよいが、二ヶ国語以上話せるようになりたい。(外発的・同一化制御)

第4因子： 内発的動機・英語使用刺激経験 (5.215%, $\alpha=.7648$)

16. 英語の難しい課題を達成する過程で、満足感を感じる。(内発的・刺激経験)

17. 英語が話されているのを聞くと、ウキウキする。(内発的・英語コミュニケーション)

19. 英語を通して何か新しいことを発見した時に満足感を感じる。(内発的・刺激経験)

18. 将来、より多くの給料を得たいので英語を勉強する。(外発的・外発的制御)

第5因子： 非動機 (3.704%, $\alpha=.6920$)

8. なぜ英語を勉強するのか分からないし、しなくても良いと思う。(非動機)

12. 正直に言うと英語の勉強は時間の無駄だと思う。(非動機)

4. 英語を勉強するのは、そのことを周囲に期待されているからだ。(外発的・外発的制御)

分析の結果、好意群の英語学習動機は5種類の因子から構成されていることが判明した。前述のごとく、被験者全体の動機は(1)英語コミュニケーション・キャリア、(2)同一化・成就、(3)内発的動機・知識、および(4)非動機の4因子から構成されていたが、好意群の動機は5種類から構成されていた。

第1因子は「英語コミュニケーション」と命名された。この因子は英語を国際コミュニケーションの道具ととらえ、それが将来のキャリアと結びついているという構造となっている。この構造は基本的に被験者全体の第1因子と同じと言えるであろう。

第2因子は「内発的動機・知識」と名付けられた。この因子は被験者全体の構造と同様に、内発的動機・知識の項目がすべてまとまっている。この因子は欧米の因子構造と全く同じであると言えるであろう。

第3因子は「成長」と名付けられた。この因子には「外発的・同一化制御」3項目と内発的動機2項目が加わっている。しかしこれらはすべて英語の学習を通して成長したいという願いが共通に存在している。このため、本因子の名前としては、内発的か外発的かという分類は行わないこととした。

第4因子は「内発的動機・英語使用刺激経験」と名付けられた。この因子は英語を使って何かを行ったり、英語をコミュニケーションの道具として使うことに満足や成長を感じようとする内発的動機に給料を得るためという外発的動機が加わっている。

第5因子は「非動機」と名付けられた。ここでも非動機の項目はすべてこの因子に集まっている。この因子も欧米モデルと全く同じであると言えるであろう。

これを要するに、本好意群の英語学習動機は(1)「英語コミュニケーション」、(2)「内発的動機・知識」、(3)「成長」、(4)「内発的動機・英語使用刺激経験」、そして(5)「非動機」の5因子から構成されていることが判明した。

4.2.2 非好意群の動機構造

非好意群のデータの因子分析においては、最尤法および主因子法で解析を試みたが、どちらも収束に至らなかったため、主成分分析法を用いて解析を行った。回転は Kaiser の正規化を伴わないバリマックス回転法を用い、因子負荷量 (factor loadings) が概ね 5.0 以上の項目を対象にした。通常の方法で解が得られなかったのは、この集団が英語学習に関して明白な意識を持っていないためではないかと推測される。

分析結果は表 3 の通りである。説明された分散 (寄与率) の合計は 65.957%であった。表中、因子の後のかっこ内の数値はそれぞれ寄与率 (説明された分散、%)、および信頼性係数 (Chronbach α) そして、各項目のかっこ内の数値はそれぞれ因子負荷量を表している。

表 3 非好意群の動機構造

第 1 因子： 外発的動機 (19.654%, $\alpha=.8635$)

- 10. 英語の難しい内容がわかるとうれしい。(内発的・成就)
- 9. 英語を話せるようになりたい。(内発的動機・英語コミュニケーション)
- 13. 英語の勉強において、自分の成長を感じることがうれしい。(外発的・同一化制御)
- 5. 将来、よりキャリアのある職に就きたいので英語を勉強する。(外発的・外発的制御)
- 18. 将来、より多くの給料を得たいので英語を勉強する。(外発的・外発的制御)
- 1. 英語の勉強は、自分が成長するためにより手段だと思う。(外発的・同一化制御)
- 16. 英語の難しい課題を達成する過程で、満足感を感じる。(内発的・刺激経験)

第 2 因子： 内発的動機・知識 (17.109%, $\alpha=.8552$)

- 14. 英語圏の文学に興味がある。(内発的・知識)
- 15. 英語で書かれた文献に興味がある。(内発的・知識)
- 2. 英語圏の文化や生活について興味がある。(内発的・知識)
- 19. 英語を通して何か新しいことを発見した時に満足感を感じる。(内発的・刺激経験)

第 3 因子： 同一化制御 (11.137%, $\alpha=.6453$)

- 11. ネイティブ・スピーカーが英語を話しているのを聞くとウキウキする。(内発的・英語コミュニケーション)
- 7. 英語でなくてもよいが、二ヶ国語以上話せるようになりたい。(外発的・同一化制御)
- 8. なぜ英語を勉強するのか分からないし、しなくても良いと思う。(非動機)

第 4 因子： 非動機 (9.231%, $\alpha=.3187$)

- 3. 英語の勉強をしていますが、何をしているか分からない。(非動機)
- 12. 正直に言うとう英語の勉強は時間の無駄だと思う。(非動機)

第5因子： 英語コミュニケーション (8.826%, $\alpha=.5988$)

4. 英語を勉強するのは、そのことを周囲に期待されているからだ。(外発的・外発的制御)
6. 英語を話しているとウキウキする。(内発的動機・英語コミュニケーション)
17. 英語が話されているのを聞くと、ウキウキする。(内発的・英語コミュニケーション)

分析の結果、非好意群の英語学習動機は5種類の因子から構成されていることが判明した。前述のごとく、被験者全体の動機は(1)英語コミュニケーション・キャリア、(2)同一化・成就、(3)内発的動機・知識、および(4)非動機の4因子から構成されていたが、非好意群の動機は、好意群の動機と同様に、5種類から構成されていた。

第1因子は「外発的動機」と命名された。この因子を構成している7項目中、5項目は外発的動機の項目であり、これにコミュニケーションへの願望が加わっているという構造になっていることからこのように名付けられた。

第2因子は「内発的動機・知識」と名付けられた。この因子は内発的動機・知識の項目がすべてまとまっているのでこのように名付けられた。この因子は被験者全体の場合でもまた好意群の場合にも全く同じ形で抽出されていることから、これは被験者の安定した因子であると言える。また、この因子は欧米の因子構造と全く同じであると言えるであろう。

第3因子は特殊な構成をしている。この因子は「英語コミュニケーション」、「外発的・同一化制御」そして「非動機」、内発的、外発的、非動機の3種類の項目が1つに因子を構成している。この項の始めに述べたごとく、この集団は通常の解析法では収束しなかったために、主成分分析という特殊な方法を用いて解を得ている。この結果はこのような方法論上の制約と関係があるのかもしれない。従ってこの因子を解釈するのは困難であるが、内発的と非動機の間「外発的・同一化制御」を取り、「外発的」をはずして、暫定的に、「同一化制御」と名付けられた。

第4因子は「非動機」と名付けられた。ここでも非動機の項目はすべてこの因子に集まっている。この因子も欧米モデルと全く同じであると言えるであろう。

第5因子は「英語コミュニケーション」と名付けられた。この因子は英語を使って何かを行ったり、英語をコミュニケーションの道具として使うことに満足や成長を感じようとする内発的動機に、周囲の期待感という外発的動機が加わっている。

これを要するに、非好意群の英語学習動機は(1)「外発的動機」、(2)「内発的動機・知識」、(3)「同一化制御」、(4)「非動機」、そして(5)「英語コミュニケーション」の5因子から構成されていることが判明した。

5. 結論

福山平成大学生の英語学習動機の構造は、(1)英語コミュニケーション・キャリア、(2)

同一化・成就、(3)内発的動機・知識、および(4)非動機の4因子から構成されていることが明らかになった。また、英語学習に対して好意的な集団は(1)「英語コミュニケーション」、(2)「内発的動機・知識」、(3)「成長」、(4)「内発的動機・英語使用刺激経験」、そして(5)「非動機」の5因子から、非好意的な集団も(1)「外発的動機」、(2)「内発的動機・知識」、(3)「同一化制御」、(4)「非動機」、そして(5)「英語コミュニケーション」の5因子から構成されていた。両者の因子構造の違いは、好意群が内発的動機、特に英語コミュニケーションの動機が強かったのに対して、非好意群は外発的動機が強い傾向が見られた。

本学学生の英語学習は全体として、英語によるコミュニケーションや将来のキャリア意識と強く結びついていたという事実は注目すべき点であろう。特に、英語が好きで英語に自信を持っている好意群が英語コミュニケーションや内発的要素に強く動機付けられている点は注目に値する。彼らは確固とした目的意識をもち、英語学習に臨んでいる。彼らのこのような英語学習動機をいかに英語学習コースの中で満足させていくかが教授者に課された次の課題である。

参考文献

- 小篠敏明、深澤清治、殿重達司 (2003) 「高校生の英語学習動機に関する実証的研究」『広島大学大学院教育学研究科紀要 (第二部)』第 51 号 147-156
- 小篠敏明他「高校生英語能力の説明因子に関する実証的研究」『広島大学大学院教育学研究科紀要 (第二部)』第 52 号 89-96
- 小篠敏明、深澤清治 (2004) 「大学生の英語力を識別する非言語要因について」『教育学研究紀要 (中四国教育学会)』第 49 巻 631-636
- 小篠敏明他 (2004) 「高校生の英語学習動機に関する実証的研究」『日本教科教育学会誌』第 26 巻 1-7
- 深澤清治、小篠敏明 (2004) 「大学生の英語力を説明する非言語要因について—英語専攻学生の場合—」『中国地区英語教育学会研究紀要』第 34 号 77-86
- 繁樹算男、柳井晴夫、森敏昭 (編) (1999) 『Q&A で知る統計データ解析』サイエンス社
- 松浦伸和、西本まり子、池田周、兼重昇、伊藤彰浩、三浦省五 (1997) 「英語教育学モノグラフ 17 高校生の英語学習に関する意識調査」『英語教育』9 月増刊号 大修館書店
- Baker, C.S. and MacIntyre, P.D. (2002). The role of gender and immersion in communication and second language orientations. *Language Learning* 50 (2), 311-341.
- Belmechri, F. and Hummel, K. (1988). Orientations and motivation in the acquisition of English as a second language among high school students in Quebec. *Language Learning*, 48 (2), 219-244.
- Cheng, Y., Horwitz, E.K., and Schallert, D.L. (1999). Language anxiety: Differentiating writing

- and speaking components. *Language Learning*, 49 (3), 417-446.
- Clément, R., and Kruidenier, B. (1983). Orientations in second language acquisition: the effects of ethnicity, milieu, and target language on their emergence. *Language Learning*, 33 (3), 273-291.
- Deci, E.L., & Ryan, R.M. (1985). *Intrinsic Motivation and Self-determination in Human Behavior*. New York: Plenum.
- Dornyei, Zoltan (2001). *Motivational Strategies in the Language Classroom*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Gardner, R.C.(1985). *Social Psychology and Second Language Learning*. London: Edward Arnold.
- Gardner, R.C., & Lambert, W.E. (1972). *Attitude and Motivation in Second Language Learning*. Rowley, MA: Newbury House.
- Noels, K.A., Pelletier, L.G., Clément, R., and Vallerand R.J. (2000). Why are you learning a second language?: Motivational orientations and self-determination theory. *Language Learning*, 50 (1), 57-85.
- Noels, K.A. (2001). Learning Spanish as a second language: Learner's orientations and perceptions of their teachers' communication style. *Language Learning*, 51 (1), 107-144.
- Onwuegbuzie, A.J., Bailey, P. and Daley, C.E. (2000a). The validation of three scales measuring anxiety at different stages of the foreign language learning process: The input anxiety scale, the processing anxiety scale, and the output anxiety scale. *Language Learning* 50 (1), 87-117.
- Onwuegbuzie, A.J. Bailey, P. and Daley, C.E. (2000b). Cognitive, affective, personality, and demographic predictors of foreign-language achievement. *Journal of Educational Research*, 94 (1), 3-15.
- Zang, S., Ozasa, T. & Zang, X. (2005). A comparative study of L2 motivations: With a focus on Chinese and Japanese learners of English. *Conference Proceedings, The Fifth Pan-Asian Conference on Language Teaching at FEELTA2004, Vladvostok, June 24 - 27, 2004*, 282-284.

付録 英語学習動機に関するアンケート

I

1. 英語の勉強は、自分が成長するためによい手段だと思う。 1—2—3—4—5—6
2. 英語圏の文化や生活について興味がある。 1—2—3—4—5—6
3. 英語の勉強をしていても、何をしているか分からない。 1—2—3—4—5—6

4. 英語を勉強するのは、そのことを周囲に期待されているからだ。 1—2—3—4—5—6
5. 将来、よりキャリアのある職に就きたいので英語を勉強する。 1—2—3—4—5—6
6. 英語を話しているとウキウキする。 1—2—3—4—5—6
7. 英語でなくてもよいが、二ヶ国語以上話せるようになりたい。 1—2—3—4—5—6
8. なぜ英語を勉強するのか分からないし、しなくても良いと思う。 1—2—3—4—5—6
9. 英語を話せるようになりたい。 1—2—3—4—5—6
10. 英語の難しい内容がわかるとうれしい。 1—2—3—4—5—6
11. ネイティブ・スピーカーが英語を話しているのを聞くとウキウキする。 1—2—3—4—5—6
12. 正直に言うと英語の勉強は時間の無駄だと思う。 1—2—3—4—5—6
13. 英語の勉強において、自分の成長を感じるのがうれしい。 1—2—3—4—5—6
14. 英語圏の文学に興味がある。 1—2—3—4—5—6
15. 英語で書かれた文献に興味がある。 1—2—3—4—5—6
16. 英語の難しい課題を達成する過程で、満足感を感じる。 1—2—3—4—5—6
17. 英語が話されているのを聞くと、ウキウキする。 1—2—3—4—5—6
18. 将来、より多くの給料を得たいので英語を勉強する。 1—2—3—4—5—6
19. 英語を通して何か新しいことを発見した時に満足感を感じる。 1—2—3—4—5—6

II

20. 私は英語を読むことが得意だ。 1—2—3—4—5—6
21. 私は英語を書くことが得意だ。 1—2—3—4—5—6
22. 私は英語のリスニングが得意だ。 1—2—3—4—5—6
23. 私は英語のスピーキングが得意だ。 1—2—3—4—5—6
24. 私は英語を読むことが好きだ。 1—2—3—4—5—6
25. 私は英語を書くことが好きだ。 1—2—3—4—5—6
26. 私は英語のリスニングが好きだ。 1—2—3—4—5—6
27. 私は英語のスピーキングが好きだ。 1—2—3—4—5—6

English Learning Motivation of the Fukuyama Heisei University Students: An Empirical Study

Toshiaki OZASA

Department of Management Information

Faculty of Business Administration

Fukuyama Heisei University

The present study aims to explore the English learning motivation of the students enrolled in the general English course of Fukuyama Heisei University, Japan. A set of questionnaires on English learning motivation was administered to 234 students. The data were analyzed first using a factor analysis in order to extract factors that could best explain the perception of the subjects on their English learning motivation. The results revealed that their perception was explained by 4 kinds of motivation, i.e., (1) English communication/career, (2) Identified regulation/ accomplishment, (3) Intrinsic motivation / knowledge and (4) Amotivation. The subjects were then classified into two groups, (1) those who are more positive to English learning (the positive group) and (2) those who are less positive (the non-positive group) and the two sets of data were further factor-analyzed respectively. It was found that the perception of the positive group was explained by 5 factors, i.e., (1) English communication, (2) Intrinsic motivation (knowledge), (3) Academic progress, (4) Intrinsic motivation (stimulation in English use), and (5) Amotivation, and that that of the non-positive group by 5 factors, i.e., (1) Extrinsic motivation, (2) Intrinsic motivation (knowledge), (3) Identified regulation, (4) Amotivation and (5) English communication. The difference between the two groups lied in that the positive group's motivation is strongly associated with the intrinsic motivation, especially with the communication in English while the non-positive group's with extrinsic motivation.

福山平成大学経営学部紀要
第2号(2006), 55頁—70頁

二十世紀初頭における日本紡績業の製品・市場構造

田 中 三 樹

福山平成大学経営学部

要約：本稿は日露戦後から第一次大戦終了後の1919年までの時期における日本紡績業の製品・市場構造についての分析である。当該期は19世紀末から20世紀初頭にかけて生じた紡績業再編成がさらに進行して、第一次大戦期には有力会社の合併が成立して三大紡あるいは五大紡体制が成立した。この時期の製品市場構造については従来から研究が積み重ねられてきたが、本稿の特色はわれわれが過年度に共同で作成したデータベース—戦前期の主要19社の製品種類別かつ各製品の番手別生産高を各年次ごとに確定することで、多様な利用が可能になった—を活用した点にある。

ここでの結論は以下のとおりである。すなわち、(1)生産の中心は太糸であったが、その比重は徐々に中糸へ移りつつあったこと、(2)綿糸種類では、右撚糸から左撚糸へ劇的な変化が生じたこと、および(3)番手別で見れば、右16手と左20手が変わらず2大製品であったが、製品高級化が進展するとともに、後者が最大製品となったことである。

キーワード：戦前綿糸紡績業、製品市場構造、番手構造、データベース、製品綿糸、

はじめに

1. 対象企業の選定
2. 綿糸の需給構造
3. 綿糸の製品・市場構造

おわりに

はじめに

われわれは先に日清・日露両戦争を含む19世紀末から20世紀初頭における日本紡績業¹⁾と紡績会社²⁾の製品市場構造について分析した。紡績業の製品構造に関する結論は、

- (1) 製品構造は右撚糸の生産が過半を維持するが漸減するなかで、左撚糸の比重が高まっ

たこと、(2)生産の90%程度は太糸生産であり続け、番手別にみると、右20手生産が激減したのに対して、右16手と左20手が中軸製品となり、両製品で一貫して生産高の60%前後を占めたこと、(3)中糸と細糸においても、右撚糸から左撚糸への急転換が生じ、中糸では32手と30手が、細糸では60手と80手が中心製品へと育ったこと、(4)撚糸と瓦斯糸の製造が始まり、主力製品は前者では42手と32手が、後者では60手と80手であり、課題であった輸入高級品綿糸への挑戦が開始されたこと、であった³⁾。

本稿はそれに続く時期から第一次大戦期終了後までを対象とするが、世紀転換期における日本紡績業の再編過程を経て、当該期には三大紡もしくは五大紡体制が成立するとともに、いわゆる紡績資本の独占体が確立し⁴⁾、綿糸輸出量においてはイギリスを凌駕して世界のトップにたつことになるのである。

本稿の目的は、製造業である紡績業の主力製品綿糸の種類別およびそれぞれの番手別生産高を確定することをつうじて、その製品・市場構造を分析しようとするものである。こういった諸点に関しては、すぐれた先行研究の蓄積があるが、ここでは、われわれが過年度に作成した戦前期の主要紡績会社に関する各年次ごとの綿糸に関するデータベース⁵⁾（以下、「bousekil」という）を利用した点において、従来の研究とは異なる特徴がある。

(注)

- 1) 田中三樹「世紀転換期における日本紡績業の製品構造」『経営情報研究』第7号、福山平成大学経営学部紀要 経営情報学科篇、2002年。
- 2) 田中三樹「世紀転換期における日本綿紡績会社の製品・市場構造」『経営情報研究』第8号、福山平成大学経営学部紀要 経営情報学科篇、2003年。
- 3) 前掲「世紀転換期における日本紡績業の製品構造」を参照されたい。
- 4) 高村直助『日本紡績業史序説 下』塙書房1971年、特に第6章；同『日本資本主義史論』ミネルヴァ書房、1980年、第8章および補章、を参照されたい。
- 5) われわれが資料として使用したのは、大日本紡績連合会『月報』にあるデータである。
1883（明治26）年から1892（明治35）年までは、各年時ごとに各社別・綿糸種類別・番手別に集計された一覧表が存在する。1893（明治36）年から1941（昭和16）年まではそれぞれの月別の同様なデータを集計した。この点については下記を参照されたい。田中三樹、平成5-6年度科学研究費補助金 基盤研究（B）（課題番号 05451107）研究成果報告書『わが国綿紡績企業経営の統計的研究—明治～昭和前期主要企業を事例として—』1995年；福井正康、田中三樹、矢倉伸太郎、「わが国戦前の綿紡績データベースシステムの構築」『経営情報研究』第2号、福山平成大学経営学部紀要 経営情報学科篇、1997年；田中三樹、矢倉伸太郎、福井正康「わが国綿紡績企業経営の統計的研究—明治～昭和前期主要企業を事例として

二十世紀初頭における日本紡績業の製品市場構造

一」『経営情報研究』第6号、福山平成大学経営学部紀要 経営情報学科篇、2001年
；前掲「世紀転換期における日本紡績業の製品構造」；前掲「世紀転換期における日本
綿紡績会社の製品・市場構造」。

1. 対象企業の選定

表1 1906年の紡績49社(設備・資本金)

(紡績設備)								
200,000錠～								鐘淵
150,000～199,999								三重
100,000～149,999						摂津		
50,000～ 99,999				尼崎	3 ⁴⁾		富士	
40,000～ 49,999				岡山・岸和田	金市			
30,000～ 39,999				福島・内外綿	日本			
20,000～ 29,999			倉敷・小津・安田	郡山・阪本・東京				
10,000～ 19,999			10 ²⁾	4 ³⁾	京都綿			
5,000～ 9,999	洗谷		阿波・下野・松山					
0～ 4,999	3 ¹⁾	豊田・下村	渡邊・久保吉	宮城・半田綿行				
		～5	10	20	50	100	300	500～(万円)
(払込資本金)								

(出所)大日本紡績連合会『綿糸紡績事情参考書』第七次(明治三十九年上期)より作成。

(注) 1)甲府、八幡(京都)、海塚

2)天満、讃岐、津島(愛知)、堺、和歌山織布、江商、播磨、笠岡、備前、白石(愛媛)

3)和歌山、桑名、一宮、知多

4)東京瓦斯、大阪合同、大阪

なお、()内は本社所在府県名。

われわれが共同で作成したデータベースでは、1940年の『綿糸紡績事情参考書』を資料として、紡績設備(リング、ミュール、撚糸、織機)と資本金により区分した紡績会社上位10社および系譜上それら各社に連なり重要であると思われる会社を含めて以下の合計19社を選定した¹⁾。すなわち、大阪、三重、東京、鐘淵、倉敷、摂津、尼崎、福島、岸和田、日本、富士、東京瓦斯、富士瓦斯、大阪合同、日清、東洋、大日本、錦華、そして呉羽

の各社である²⁾。

表2 1919年の紡績54社(設備・資本金)

(紡績設備)										
500,000錠～									東洋・鐘淵	大日本
300,000～499,999									富士瓦斯	
200,000～299,999									大阪合同	
150,000～199,999						福島・岸和田	倉敷			
100,000～149,999						日清	金巾			
50,000～99,999			2 ⁷⁾			東京キャリコ	日本			
40,000～49,999		4 ⁶⁾	天満	3 ⁸⁾						
30,000～39,999		松岡	名古屋	佐賀	相模					
20,000～29,999	2 ¹⁾		山陽・近江・浪速	和泉・吉見						
10,000～19,999	3 ²⁾	3 ⁴⁾	紀陽・松太							
5,000～9,999		2 ⁵⁾	関西・東洋紡績	金沢						
～4,999	4 ³⁾		服部							
		50	100	200	300	400	500	1000	2000～(万円)	
		(払込資本金)								

(出所)大日本紡績連合会『綿糸紡績事情参考書』第三四次(大正八年下期)より作成。

(注) 1)辻(京都)小津細糸(大坂)、2)三島(愛媛)、今治、海塚、3)福山綿糸、四日市、山本、大津
4)大阪莫大小、寺田、内海、5)半田、日本紡績、6)明治、長崎、大分、大阪織物、7)近藤、和歌
山紡績、8)日出、豊田、内外綿。

なお、上記各社の他、日本メリヤスと帝国紡績の2社は紡機据付中、また東京紡績は紡機計画中、そして大福紡績は記載なし。

ところで、本稿で対象とする1906年と1919年の時期に存在した紡績連合会加盟各社を設備と資本金で分類したものが表1と表2である。この時期には、1906年の富士紡績と東京瓦斯の合併により富士瓦斯紡績、1914年には三重紡績と大坂紡績とにより東洋紡績、さらには1918年の摂津紡績と尼崎紡績とが大日本紡となるといった大会社の合併が実現し、いわゆる六大紡(東洋、鐘淵、尼崎、富士瓦斯、大阪合同、摂津)体制から三大紡(東洋、鐘淵、大日本)あるいは五大紡(先の3社に富士瓦斯と大阪合同)体制ができあがる。会社数は日露戦時期の好況を反映して1905年には51社を数えたが、その後の不況から1912年には31社まで減少する。この期間中の1908年以降1918年までに

4度の操業短縮³⁾が実施され企業数は1913年の44社が最大であった。

つぎに、この時期の紡績業の状況を設備と資本金からみておこう⁴⁾。当該期には、紡織機設備のリング機換算鍾数で1,606,592(1社当たり32,787鍾)から4,273,730鍾(同85,474鍾)へと2.6倍となっているが、重要な特徴は織機が総数9,136台から44,401台へと4.9倍と急増し、織布兼営が拡大したことであった。資本金では、公称43,933千円(1社当たり896千円)から221,927千円(同4,438千円)へと5.1倍となり、払込では37,350千円(1社当たり762千円)から165,758千円(同3,315千円)へと4.4倍となった。前稿でみた世紀転換期に進められた小規模会社の消長や統合および上位企業への設備と資本金の集中はとくに前者においてさらに加速され、1919年には本稿対象企業の設備占有率は76.4%にまで達することとなったのである⁵⁾。

(注)

- 1) この点については、前掲「わが国綿紡績企業経営の統計的研究—明治～昭和前期主要企業を事例として—」『経営情報研究』2001年を参照されたい。
- 2) これら19社のうち、今回分析の対象としたのは、当該期にはいまだ成立していない錦華と呉羽の2社を除く17社であるが、当該期の合併や買収をつうじて第一次大戦期には三大紡体制が確立し、1906年の14社から1919年には9社となる。
- 3) 第5次から第8次まで延べ71ヶ月に及んだ。庄司乙吉『紡績操業短縮史』日本綿業倶楽部、1930年。
- 4) 以下で用いた数値は、紡績連合会『綿糸紡績事情参考書』各年次による。
- 5) われわれが対象としたのは当時の有力企業であったが、業界には零細規模企業破綻と誕生が多くみられた。たとえば、1906年と19年の設備トップ企業の10%未満の規模で存続しているケースをまとめれば、06年には28社(57%)、また19年にも27社(50%)の多くを数えるのである。

2. 綿糸の需給構造

本節では、綿糸の需給構造を概観しておこう¹⁾。表3は国内生産と輸入の合計を総供給とし、輸出、兼営織布(紡績会社の自家消費)と綿織物産地(国内販売)とを総需要として、各項目を対総需要比で示したものである。それによれば、綿糸生産高は1906年の945,535捆から1919年には1,920,782捆へほぼ倍加した。この兩時点を取り上げれば、輸入高は1.6万捆の減少、輸出高は横ばい、兼営織布と綿織物産地はそれぞれ35万捆と60万捆の増大であった。

紡績業略年譜（1906～1919年）

1906. 9	富士紡績、東京瓦斯紡績と合併（対等）
1908. 1. 12	第5次操業短縮～1910. 4. 30）
1909	綿布輸出額、輸入額を凌駕。
1910	初めてインドに綿布を輸出。
1910. 10. 1	第6次操業短縮～1912. 9. 30）
1914.	大阪、三重両社合併し、東洋紡績設立（6月）。（三重新株式1対1、大阪4/5）
8. 1	第7次操業短縮～1916. 1. 31）。綿糸輸出量でイギリスを上回り世界一。
1915	綿糸輸出量当時の最高を記録する。
1917	綿布輸出額、綿糸輸出額を上回る。
1918. 1. 1	第8次操業短縮～1918. 12. 31）
	尼崎紡績、摂津紡績を合併し（対等）、大日本紡績と改称（6月）。
1919	紡績联合会、国際労働会議に代表の派遣を決定。

さらに、綿糸輸入は世紀転換期に急減して対総需要比1%未満となっており、1910年代にはほぼ同比0.1%で推移した。紡績業全体でみれば、綿糸の輸入代替の完成である。綿糸輸出では、前世紀のピークであった1899年（341,202捆）から08年不況期には138,294捆へと6割減を経て、その後急速に回復し、第一次大戦が始まる1914年にはイギリスを抜き去って輸出量世界一となった。翌年の575,891捆は当該期の最高値となり1913年からの3年間では輸出高は総需要比30%超を占めたのである。しかし、第一次大戦終了後の1919年には1906年時点の輸出高まで大幅に後退し、かつ対総需要比でも12%と、1906年次の24%から半減することとなった。

この間、兼営織布を示す紡績会社の綿糸需要は、綿布生産の拡大に支えられて好不況期にかかわらず消費量を伸張し、1919年には1906年の4.4倍である449,471捆となり、綿糸輸出のほぼ2倍近くにまで増大した。紡績業における製品主役の交代を思わせる変化であるといえよう²⁾。この間に、織布会社と綿布部門へ進出した紡績会社をあわせると13社から1908年に10社に減少するが、1919年には30社へと激増した³⁾。また、綿織物産地では⁴⁾、1911年まで綿糸消費は停滞的であったが、その後の消費高は漸増するものの、1914、15年には対総需要比が初めて50%を割ることになった。しかし、需要高はさらに拡大して1919年には120万超捆となり、特に16年からの大戦景気と戦後景気にはその数値を高めて、この期間中に倍化するに至った。世紀転換期に引き続いて、綿織物産地は最大の綿糸消費部門であり続けた。

表3 綿糸の需給構造

(捆:%)

年次	生産高 A		輸入高 B		輸移出高 C		兼営織布 D		綿織物産地 A+B-C-D		総需要 A+B
1906	945,535	97.6	20,117	2.4	233,510	24.2	101,757	10.5	630,385	65.3	965,652
1907	983,482	99.4	5,951	0.6	221,534	22.4	108,424	11.0	659,475	66.7	989,433
1908	878,570	99.5	4,552	0.5	138,294	15.7	119,191	13.5	625,637	70.8	883,122
1909	1,025,244	99.7	3,204	0.3	233,182	22.7	132,645	12.9	662,621	64.4	1,028,448
1910	1,134,780	99.9	1,016	0.1	314,648	27.7	180,744	15.9	640,404	56.4	1,135,796
1911	1,129,267	99.8	1,843	0.2	280,654	24.8	206,232	18.2	644,224	60.0	1,131,110
1912	1,352,209	99.9	1,895	0.1	371,453	27.4	233,981	17.3	748,670	55.3	1,354,104
1913	1,517,982	99.9	1,266	0.1	468,737	30.9	277,899	18.3	772,612	50.9	1,519,248
1914	1,666,181	99.9	607	0.1	569,990	34.2	309,659	18.6	787,139	47.2	1,666,788
1915	1,720,264	99.9	588	0.1	575,891	33.5	311,581	18.1	833,380	48.4	1,720,852
1916	1,925,579	99.9	660	0.1	547,147	28.4	341,033	17.7	1,038,059	53.9	1,926,239
1917	1,923,841	99.9	904	0.1	470,852	24.5	356,926	18.5	1,096,967	57.0	1,924,745
1918	1,803,866	99.9	1,088	0.1	421,512	23.4	400,753	22.2	982,689	54.4	1,804,954
1919	1,920,782	99.8	3,907	0.2	230,333	12.0	449,471	23.4	1,244,885	64.7	1,924,689

(出所)大日本紡績聯合會『綿糸紡績事情参考書』第7次～34次、大日本紡績聯合會より作成。

(注1)「綿糸輸出高」については、紡績連合会の「輸出綿糸国別表」の数値が公式発表と思われるが、その数値は1913年までは『綿糸紡績事情参考書』に掲載されている「全国紡績会社輸出綿糸番手別捆数表」の数値とは異なっている。ここでは、後者の数値によった。

(注2)上記表中の各項目の比率は総需要に対する割合。

(注)

- 以下、本稿で使用する製品綿糸に関する数値は、とくに断らない限り「bousekil」による。また、紡績業の全般的状況については、前掲『日本紡績業史序説 下』や牛島利明・阿部武司「第11章 綿業」西川俊作・尾高煌之助・斎藤修編著『日本経済の200年』日本評論社、1996年に依るところが大きい。また、個別企業については、宮本が1914年までの大阪紡績の製品・市場戦略について詳細な分析を行っている(宮本又郎「大阪紡績の製品・市場戦略」『大阪大学経済学』第35巻第1号、1986年)。
- 綿布輸出額が輸入を上回るのは1909年である(年表参照)。高村は綿布輸入防遏について、その第一段階は1880年代までに再編成された「在来」織物業によって達成されたが、第二段階は兼営織布業によって1910年前後に達成された、と述べている。

(前掲) 高村『日本紡績業史序説 下』、149ページ。

3) ちなみに1919年の30社は以下のとおり。大日本、大阪合同、福島、天満織物、内外綿、松岡紡織所、大阪織物、浪速紡織、岸和田、吉見紡織、和歌山紡織、松太綿布、紀陽織布、内海紡織、辻紡織所、山陽紡績、明治紡績、佐賀紡績、鹿児島紡織、東洋紡織、近江帆布、東洋紡績、服部商店、近藤紡績所、豊田紡織、鐘淵、富士瓦斯、東京、日清、東京キャリコ製織。なお、会社名に付された下線は紡績設備なしあるいは据付計画中を示す。

4) 綿織物業については、つぎを参照のこと。中安定子「在来綿織物業の展開と紡績資本」『土地制度史学』第14号、1962年；阿部武司「明治前期における日本の在来産業」梅村又次・中村隆英編『松方財政と殖産工業政策』国際連合大学・東京大学出版会、1983年；同「明治後期における産地綿織物業の展開」『経済研究』第40巻第4号、1898年；谷本雅之「幕末・明治期綿布国内市場の展開」『土地制度史学』第115号、1987年。

3. 綿糸の製品市場構造

表4-1 会社別生産高比率(%)

	大阪	三重	東京	鐘淵	倉敷	摂津	尼崎	福島	岸和田
1906	5.2	11.0	1.8	19.6	2.1	10.3	2.5	3.4	2.8
1907	7.6	13.4	1.9	19.1	2.2	10.6	2.4	3.3	3.1
1908	8.6	15.0	1.8	19.2	2.2	10.2	2.1	3.0	2.4
1909	7.8	14.7	1.8	18.7	3.8	10.1	2.4	4.0	2.9
1910	7.6	15.0	1.4	18.9	3.3	11.1	2.3	4.4	3.0
1911	7.6	14.2	2.1	21.0	3.1	10.8	2.5	5.1	3.4
1912	6.8	15.0	2.5	19.0	3.2	11.4	2.6	5.5	3.5
1913	7.0	15.0	2.5	19.0	3.2	10.6	2.8	5.6	4.2
1914	3.5	7.2	1.4	17.4	2.8	9.6	3.6	5.9	4.6
1915				16.6	3.4	10.0	5.1	5.9	4.9
1916				15.7	4.1	12.0	5.9	5.0	4.6
1917				15.9	4.1	11.1	5.9	6.2	4.5
1918				16.5	4.7	4.5	2.5	5.7	4.3
1919				14.8	5.9			5.8	4.0

(出所) 「bousekil」より作成。

すでにみたように、世紀転換期には延べ120社を超える紡績所や紡績会社が浮沈を繰り返して整理・統合され、上位企業への生産集中が観察された¹⁾。表4-1と4-2は本稿でとりあげた主要企業17社の生産高を対総生産高比率で示したものである。同表に登場した各企業の比率を合計した数字は20世紀初頭からさらに上昇して、ピークとなった第一次大戦直前には80%台の半ばを上回った。生産の集中は大戦期の大型合併成立とともに、最上位クラスの企業へと移り、三大紡あるいは五大紡では、1919年にそれぞれ48.5%と62.0%であった。

表4-2 会社別生産高比率 (%)

	日本	富士	東京瓦斯	大阪合同	富士瓦斯	日清	東洋	大日本	合計
1906	0.7	1.6	0.8	6.5	1.3				69.7
1907	0.9			7.0	3.4				75.0
1908	1.5			8.0	4.7				78.6
1909	1.2			8.0	4.3	1.5			81.2
1910	0.8			6.9	5.7	1.5			82.1
1911	1.0			6.8	7.3	1.6			86.4
1912	1.0			7.3	6.1	1.5			86.9
1913	1.1			7.5	5.6	1.5			85.5
1914	0.9			8.2	5.3	1.3	10.1		82.0
1915	0.8			7.9	6.2	1.3	19.1		81.0
1916				7.5	6.5	1.6	18.5		81.3
1917				7.2	6.7	1.7	18.5		81.9
1918				7.0	7.1	1.7	18.3	9.4	81.6
1919				6.9	6.6	1.9	18.2	15.5	79.6

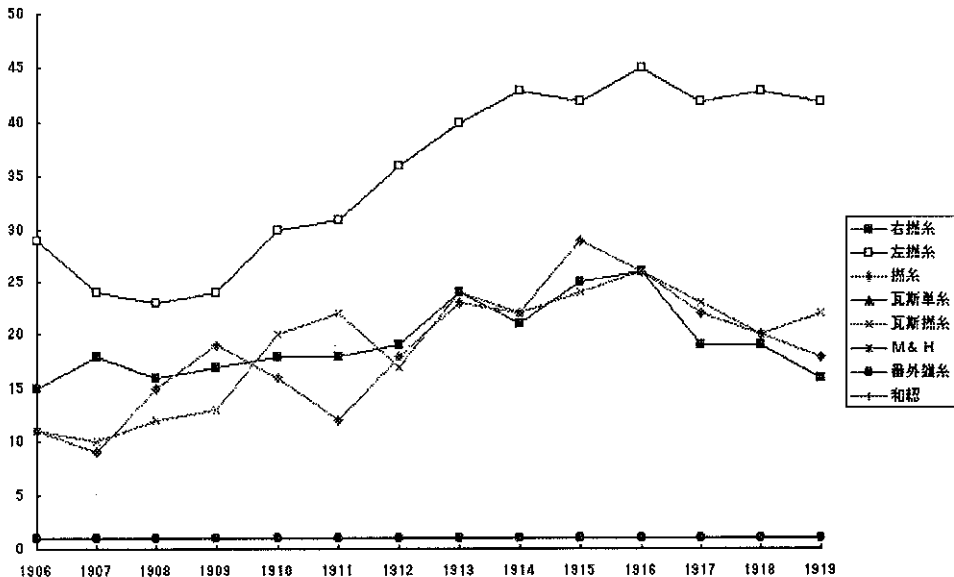
(出所) 「bousekil」より作成。

図1は製品綿糸を右撚糸・左撚糸・撚糸・瓦斯糸など種類別に分類し、それぞれの生産高構成比を示している(綿糸種類別構成比1)。右撚糸と左撚糸に関しては、前者の比重が55.6%から25.8%まで激減したのに対して、左撚糸は37.3%から63.9%へと著増し、1914年にその比率が逆転したことが注目すべき変化である。なお、この両製品を合わせた比率は1906年の92.9%からやや減少するが、ほぼ90%で大きく変わることはなかった。

また、右撚糸総生産高を会社別でみると(以下、数字は1906年の対右撚糸総生産比)、12社中、鐘淵(24.0%)、摂津(15.7%)、大阪と三重(ともに7.6%)が上

位4社であり、日本紡績と富士瓦斯紡績は生産を行っていなかった。また右撚糸生産に比重を置いていたのは先の各社に加えて、福島紡績（5.3%）と倉敷紡績（3.0%）であった。右撚糸の生産は次第に上位各社に分散化し、1919年では大日本の28.5%をトップに大阪合同、鐘淵、福島そして倉敷の各社が10%超を占めた。つぎに、左撚糸については、生産高上位は三重（17.5%）と鐘淵（16.7%）が他社を圧倒しており、ついで岸和田（7.3%）であった。その後の動きは、鐘淵および三重を引き継いだ東洋が変わらず独走しており、大日本と岸和田がそれに次いだ。

図1 綿糸種類別構成比1

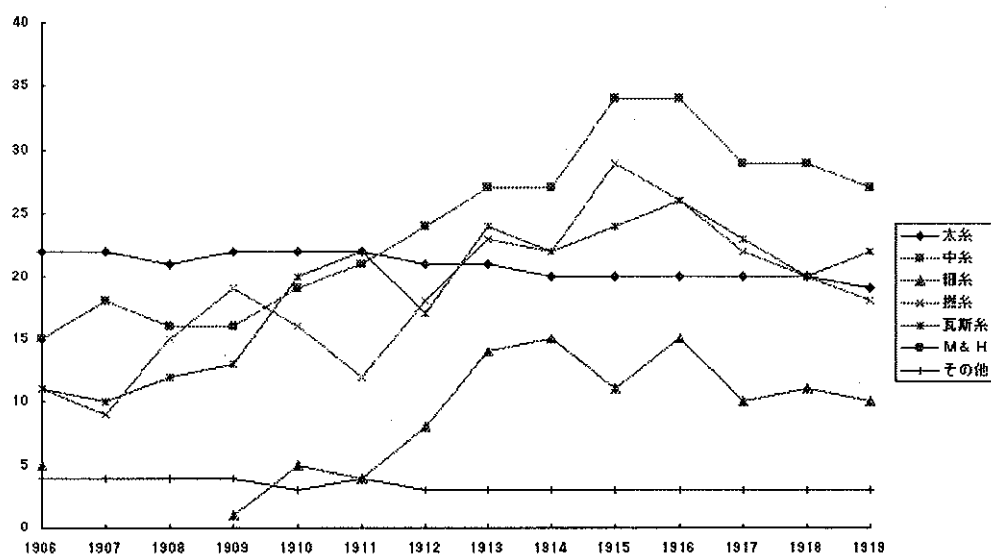


(出所)「bouseki1」より作成。

図2は右撚糸と左撚糸を番手により区分し、1～20までを太糸、21～44までを中糸そして45以上を細糸として、それぞれの生産高構成比（綿糸種類構成比2）を表している。主要製品であった右・左両撚糸に関して、太糸の占める比率は85.3%から65.5%へと大きく減少した。太糸が主力製品であることに変わりはないが、紡績業は製品の高級化に比重を移し始めた。その点を付言すれば、中糸については5.9%から21.5%へと4倍近くにまで生産を伸ばし重要製品となった。また、細糸は0.4%までにとどまり、撚糸は4.6から8%前後へ、瓦斯糸は2.1から増加したが最大でも3.2%であった。

会社別でみると、太糸（以下、数字は1906年の対太糸総生産比）は、鐘淵（20.5%）、摂津（12.1%）、三重（11.9%）、が上位3社であり、合計で44.5%を占めた。それ以降は、3大紡中心となり、倉敷、と福島が続いた。中糸に関しては、尼崎、倉敷、摂津、福島、岸和田、日本の各社は製造しておらず、鐘淵（30.5%、以下数字は先の場合と同様）、大阪合同（11.9%）、三重（10.8%）、そして富士（7.0%）、東京（6.9%）の社で70%近くを生産していた。太糸と同様に生産の重点は次第に3大紡へ移り、1919年には3社で65%が達成された。また、細糸では、東京瓦斯と富士瓦斯が両社で90%超を占めていたが、3大紡もその生産に加わって1919年には大日本（36.0%）、東洋（27.9%）および鐘淵（17.7%）となった。

図2 綿糸種類別構成比2

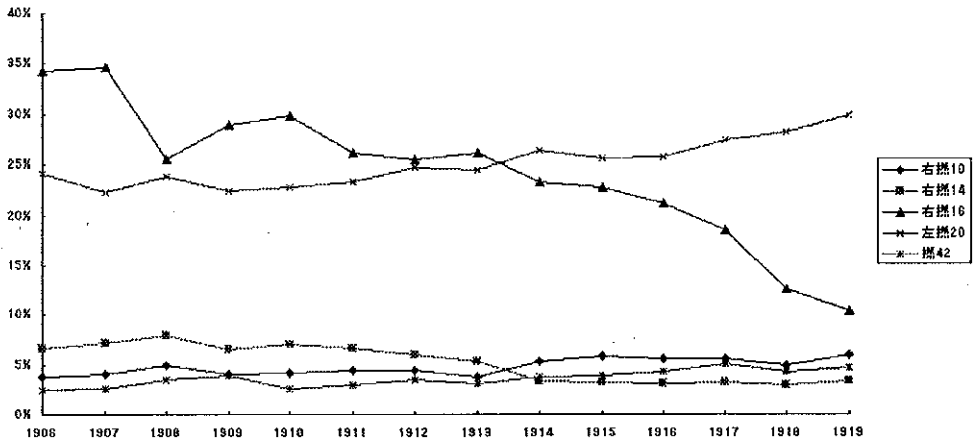


(出所)「bouseki1」より作成。

つぎに、19世紀末に始まった撚糸の生産は、尼崎と大阪合同が1906年には過半を占めて牽引し、その後は富士瓦斯が加わり、1919年にはこれも3大紡が5割近くを生産するようになった。また、瓦斯糸は20世紀初頭に日本、富士、そして東京瓦斯により生産が始まった。1910年前後には鐘淵、日清、尼崎が参入して1919年には大日本（36.0%）、富士瓦斯（31.0%）、鐘淵（26.3%）そして日清（6.7%）の4社でほぼ市場を独占した。

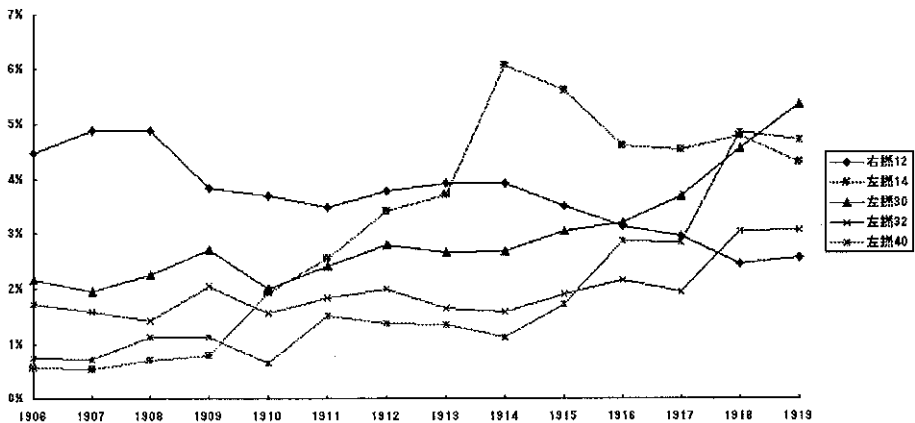
図3と図4は製品綿糸を当時の主力番手別の生産高構成比でみたものである。すなわち、1906年から1919年における番手別生産高上位8位までの製品およびそれぞれの時期の特色を示す製品を図示した。それによると、1906年の比率では生産の中心であった

図3 綿糸種類番手別対総生産構成比 1



(出所)「bousekil」より作成。

図4 綿糸種類番手別対総生産構成比 2



(出所)「bousekil」より作成。

右捻糸16番手と左捻糸20がそれぞれ34.2%と24.1%であり、この両製品で1913

年までは過半を占め続け、最重要製品であった。この両製品についても、上記の主力綿糸種類の交替に対応した動きがみられた。つまり、右16番手（図3）の対総生産比率は漸減して14年には25%を割り込み、その後急減して19年には10.4%となった。他方、左20番手（図3）は、1906年の24.1%前後で推移したが、大戦期に増加して19年には30%となった。

そのほかの番手別製品の動向をみておこう。1906年の上位製品は主力2製品のほかには、右14番（6.6%）、同12番（4.5%）、同10番（3.8%）と続いた。上位5製品は1913年までは変わることはなかった。既述のように主力2製品の対総生産占有比が逡減するにつれて製品の多様化と高級化が進み、上位製品にも変化が生じた。左撚糸と撚糸の生産が拡大し、1919年には右10番（6.1%）、左30番（5.4%）、同40（4.7%）、撚糸（4.6%）が上位製品をしめるようになり、とりわけ後者3製品の伸びが重要である。

表5 綿糸番手別生産種類数

年次	右撚糸	左撚糸	太糸	中糸	細糸	撚糸	瓦斯糸	その他	合計
1906	15	29	22	15	5	11	11	2	68
1907	18	24	22	18	0	9	10	2	63
1908	16	23	21	16	0	15	12	2	68
1909	17	24	22	16	1	19	13	2	75
1910	18	30	22	19	5	16	20	1	85
1911	18	31	22	21	4	12	22	2	85
1912	19	36	21	24	8	18	17	1	91
1913	24	40	21	27	14	23	24	1	112
1914	21	43	20	27	15	22	22	1	109
1915	25	43	20	34	11	29	24	1	121
1916	26	45	20	34	15	26	26	1	124
1917	19	42	20	29	10	22	23	1	107
1918	19	43	20	29	11	20	20	1	103
1919	16	42	19	27	10	18	22	1	99

（出所）「bouseki」より作成。

（注）太糸、中糸そして細糸の数字は右撚糸と左撚糸について分類したものである。

綿糸の種類別生産数については、表5に示した。種類総数は1906年の68種類から増加し、1916年の124種類を最大に100種類前後まで増大した²⁾。右撚糸は戦時期

に15から26種類まで増加するが、当該期末には16種類まで減少した。左撚糸は29から40種類を上回り、製品綿糸が左撚糸へと大きく転換したことを示している。右撚糸と左撚糸を番手数で分類して種類数を示したものが表5の太糸、中糸そして細糸の項である。太糸については、種類数はほとんど変化することなく20種類前後で推移した。中糸に関しては、番手別生産のところで既に指摘したように生産高の拡大とともに増加し、最大34種類をへて1919年には倍加することとなった。細糸の対総生産比は1%に満たなかったが、種類は5から10超へと確実に増えていった。つぎに、撚糸の場合は11から1913年には20を超え、15年には29種に達する。

番手別の年次別上位生産高でみれば、日露戦直後は右撚糸と左撚糸は7種ないし8とほぼ同数であり、撚糸が3で瓦斯糸2であった。以後は種類数の動きと同様に左撚糸が増大して、1919年には左11、右5、撚糸3および瓦斯1となった。

最後に、綿糸輸出について番手別の動向を述べておこう。輸出の中心は右16番と左20番であった。1906年の両製品の対輸出高に占める比率は、16手が78.7%、20手は16.0%であり、合計94.7%にも達していた。その比率は以後漸減して、1911年には90%（16手55.8%、20手29.5%）を下回るなかで、13年には左20手が輸出高および対全体比ともに16手を上回った。さらに両製品の比率は低下し続けて、19年には合計比56.7%（それぞれ19.7%、37.0%）となったのである。

また、両製品の同番手内の輸出率は1906年では、16手が56.8%、20手は16.4%であり、それぞれ当期間中を通じてその約50%近くと30%前後がつねに輸出された。輸出された製品種類は1906年には11種であり³⁾、1907年には撚糸の輸出が、また10年には瓦斯糸の輸出が始まる。

(注)

- 1) 前掲「世紀転換期における日本紡績業の製品構造」56-57ページ。
- 2) 20世紀初めの100種類を超える綿糸生産については、当時の有力紡績会社の経営実態が場当り的な「めまぐるしい多品種生産」であった、との指摘がある（前掲「大阪紡績の製品・市場戦略」；由井常彦「概説1915-37年」由井常彦・大東英祐編『日本経営史3 大企業時代の到来』岩波書店、1995年、13ページ）。
- 3) 1912年以後の綿糸種類別輸出については、紡績連合会『綿糸紡績事情参考書』に詳細の既述はない。

おわりに

本稿では、日露戦争終結翌年の1906年から第一次大戦後の1919年までの時期を対

象として、日本紡績業の製品市場構造について、製品綿糸の種類を番手レベルで作成したデータベースを用いて検討してきた。この時期は紡連が4度の操業短縮を実施するなど好不況の波が大きく、世紀転換期における紡績業の再編成後も、上位有力企業の合併などにより、斯業の統合・整理がさらに進展した。また、一方では三大紡体制あるいは五大紡体制が成立するが、他方で小規模企業が多数存続するという1890年代から続いている状況には変わりなかった。

綿糸の製品市場構造について結論をまとめればつぎのようになる。綿糸の需給構造では、綿糸輸出はさらに減少して業界としては輸入代替が実現されたこと、また紡績会社の織布部門への進出が一挙に進んだことが重要な変化として指摘されよう。製品綿糸に関しては、

(1) 生産の中心は太糸であったが、その比重は徐々に中糸へ移りつつあった。後者は生産比20%超に達した。(2) 綿糸種類では、1914年には右撚糸から左撚糸へ劇的な変化が生じ、左撚糸の生産は著増して1919年には64%を占めるに至った。(3) 番手別で見れば、右16手と左20手が変わらず2大製品であったが、20手が1914年以降最大製品となった。他方、製品高級化が進み、左撚糸30手、40手そして撚糸42手の生産は着実に拡大し、16手を脅かすまでになった。

本稿で述べてきたように、当該期は19世紀末から続いた紡績業をめぐる変化がさらに進展することとなり、紡績各社はそういった状況に対応した製品・市場構造をつくりあげることになるのであるが、この点については別稿を期したい。

Product and Market Structure of Japanese Cotton Spinning Industry, 1906-1919

Sanki TANAKA

Faculty of Management, Fukuyama Heisei University

Abstract: The purpose of this article is to investigate into the product and market structure of Japanese cotton spinning industry in 1910s. In this respect, we had many and excellent studies, but the distinction between these researches and this one exists in the use of the data-base we had constructed in the past. This data-base is made up with main nineteen companies and contains the output of each firms concerning the species of cotton yarn and its count yarn.

We point out some results as follows. (1) Though the main product of the cotton yarn is coarse one, the weight of it is going to the middle yarn. (2) The species of the cotton yarn is changed drastically from the s-twist yarn to the z-twist one. (3) As far as the cotton count yarn concerned, the no.16 of the s-twist and the no.20 of the Z-twist continued to be the top two product of the cotton yarn. But the latter one became the most important product, as the high-grade yarn production increased gradually.

KEY WORDS: Pre-War Japanese Cotton Spinning Industry, Product and Market Structure, Count Structure of Cotton Yarn, Data-base, Cotton Yarn

福山平成大学経営学部紀要
第2号(2006), 71頁-82頁

まちづくりの点から見た郊外型商業施設への 立地規制について

～福島県条例を手がかりに～

三 好 宏

福山平成大学経営学部経営情報学科

要旨：本稿の目的は、大規模小売店舗の郊外立地に対する規制について、その論拠や課題を議論することである。福島県は、これ以上の中心市街地の衰退に歯止めをかけるため、大型商業施設の立地を、まちづくりの観点から広域的に調整する条例を制定した。調整という表現だが、文脈をたどれば、紛れもなくそれは立地規制条例である。特に郊外に立地する場合はそうなるようだ。もちろん必ずしも多くの人が、その条例に賛同しているわけではない。消費者の立場に立てば、やはり郊外型商業施設の便利さは否定しがたい。しかし一方で、郊外への立地を野放図にしてよいのかと言えば、それはそれで問題も多い。現実的な対応として、郊外型商業施設に単なる商業機能だけでなく、適正な規模と地域活動への参加等、地域の一員として存在することを求めるべきである。

キーワード：郊外型商業施設、福島県商業まちづくり条例、立地規制

1. はじめに

ここに来て政府・与党共に、「まちづくり3法」の見直しの気運が高まっている。3法とは、「中心市街地活性化法」、「大規模小売店舗立地法」、「改正都市計画法」のことを指す。これらは、中心市街地再活性化の切り札として、平成10年から随時制定・施行されてきた法律である。しかし、政府の意図とは反対に、中心市街地の衰退はより一層進んでいる。その原因の多くは、中心市街地自身が抱える問題である。だが、例えば大規模小売店舗の郊外立地といった、郊外との競争という点も見逃すわけにはいかないであろう。

はたして同3法はどのように見直しされるのか。経済産業省は3法の改正に向け、平成16年に産業構造審議会流通部会及び中小企業政策審議会経営支援分科会商業部会において合同会議を設置した。そして、翌平成17年の冬にそれまでの内容を取りまとめた「中間報告書(案)」を発表した。

それを見ると、「コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりを目指して」というサブタイトルが示すように、まちづくりの観点で、人口減少の少子・高齢化時代における中心市街地の役割と、大規模小売店舗の立地等の方向性について提案がなされている。大規模小売店舗に関して言えば、①郊外への出店を規制し中心市街地への誘致を進める、②大規模小売店舗も積極的に地域のまちづくりに関わっていくべきだ、という指摘である。

このような考えは、現在のところまだ案に過ぎない。しかし、いち早くそれを条例化した県がある。福島県は、平成 17 年 10 月に「福島県商業まちづくりの推進に関する条例」を制定し、「広域的な見地から大規模小売店舗の立地を調整する」ことを表明した（施行は平成 18 年 10 月）。もっとも、調整といえば聞こえはよいが、その文脈をたどれば、特に大規模小売店舗の郊外立地を規制したいという思惑が十分に伺われる。そして、新聞報道等によると、他の多くの地方公共団体もこの福島県条例に注目しているようである。

しかし、大規模小売店舗の郊外立地、ここではそのような店舗を「郊外型商業施設」と呼ぶことにしたいが¹⁾、それへの規制が容易に受け入れられるとも思にくい。郊外型商業施設が全国に作られているという事実は、多くの消費者の支持を得ている反映だからである。

とは言うものの、地域をいかに暮らしやすいまちにしていけるのかという「まちづくり」の観点から考えると、野放しに郊外立地を認めるのも、それはそれで行き過ぎの部分もある。そこは、何らかの均衡を図る必要があると思われる。

そこで本稿は、福島県で制定されたこの条例を紹介しながら、郊外型商業施設の立地規制について、まちづくりの点からその意義や課題について議論を行いたい。

2. 大規模小売店舗の立地動向

2-1. 新設届出件数と店舗面積

ところで、議論の前に、現在の大規模小売店舗の立地動向を簡単に抑えておこう。まず、新設状況はどうなっているのだろうか。図 2-1 は、過去 10 年間における店舗面積 1000 ㎡超の小売店舗の新設届出件数をグラフ化したものである。図にも説明されているとおり、平成 12 年からは「大規模小売店舗立地法」適用の下での件数であり、それ以前はいわゆる「大店法」下での申請である。

この図 2-1 からわかるように、店舗面積 1000 ㎡超の届出は、大店法時代に比べ若干減少している。大店法時代が年 1000 件付近で推移しているのに対し、ここ 2、3 年は大体 700 件ペースである。

しかし、図 2-2 を見ていただきたい。この図は、全国にある店舗の総面積数を店舗規模別に示したものである。その内訳を見ると、店舗規模 6000 ㎡以上の店舗面積が特に増加している。つまり、店舗の大型化が進んでいるのである。いわゆる大型ショッピングセンターや

まちづくりの点から見た郊外型商業施設への立地規制について

アウトレットモール等がこれにあたる。

図 2-1

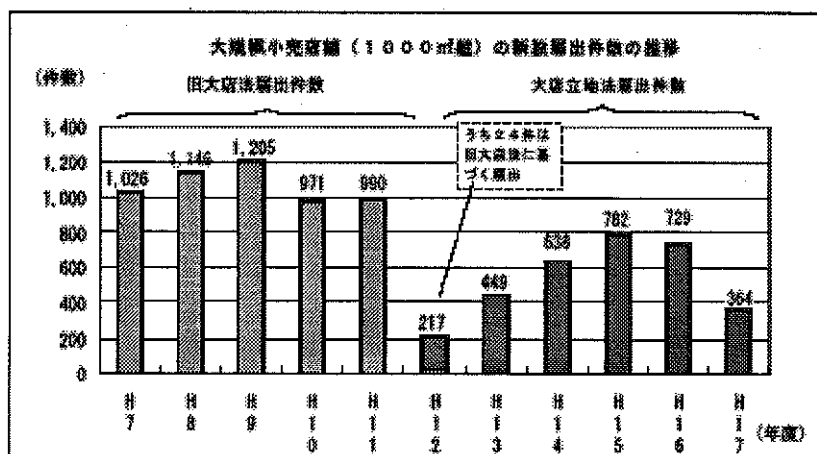
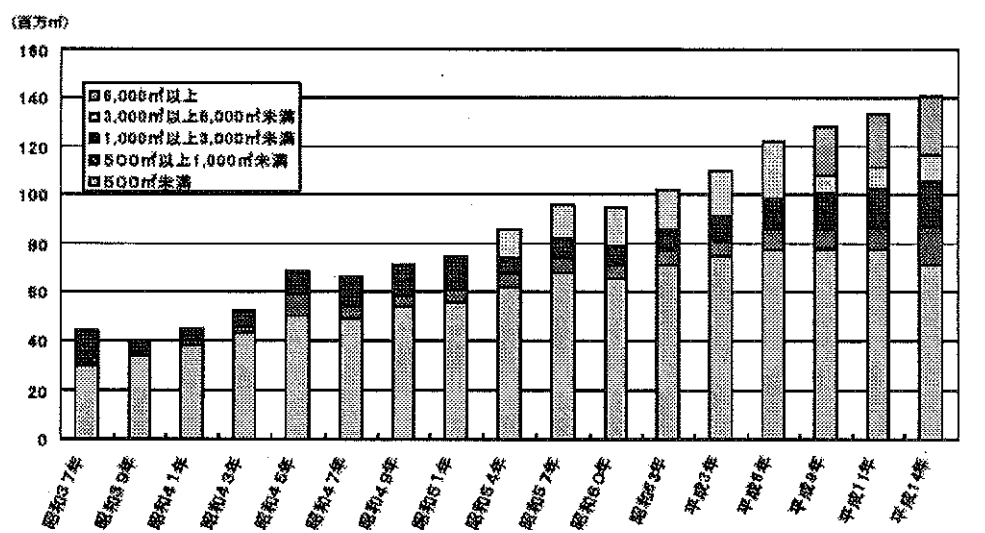


図 2-2 店舗規模別総面積の推移



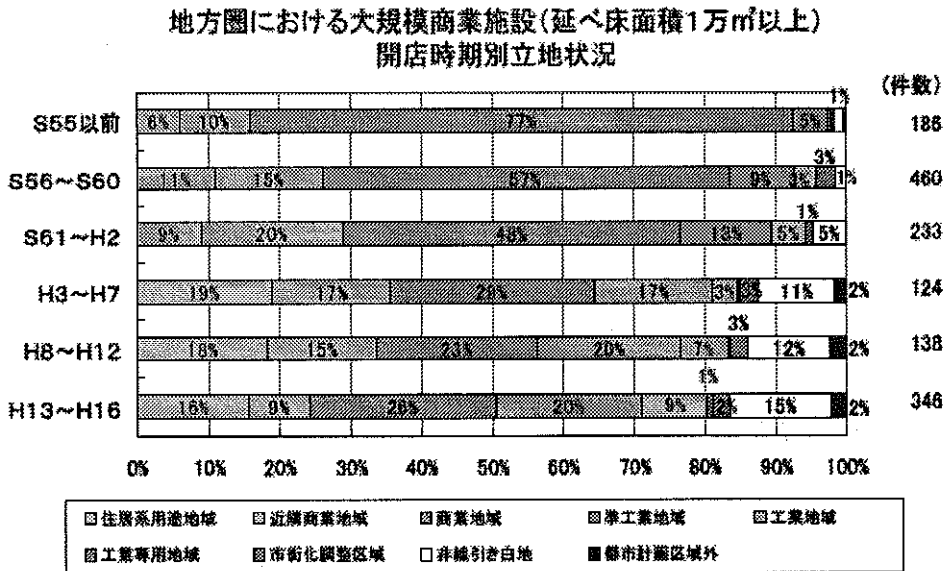
* 出典：商業統計、出所：前掲配布資料

2-2. 立地場所

では、こうした店舗はどこに立地しているのだろうか。それを示しているのが、図 2-3 である。このグラフは、首都圏と関西圏を省いた地方圏における延べ床面積 10000 m²以上の商業施設の立地場所（都市計画区域上）の変化を表している。

昭和時代は、大多数が商業地域への立地であった。しかし、時を経るにつれて、工業系地域や白地地域、都市計画区域外への立地が多くなっている。具体的な場所としては、バブル崩壊後の旧工場跡地や公が造成した大規模開発用地、あるいは農地（転用後）への立地である（正司 2001）。

図 2-3



※地方圏は、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、東京都、大阪府、兵庫県、奈良県以外の地域。
 ※商業施設単位の延べ面積10,000m²以上の物品販売業を営む店舗について集計。
 ※平成16年末調査。

* 出典：国土交通省作成資料 出所：前掲配布資料

以上をまとめると、大規模小売店舗の出店数それ自体は以前ほどではないものの、店舗（施設）は大型化し、しかもそのほとんどが中心市街地ではなく、地代が安く、車でアクセスも良好な郊外地域へ出店していることになる。

3. 福島県商業まちづくりの推進に関する条例

3-1. 条例の概要

冒頭で紹介したように、福島県は大規模小売店舗の立地について、県が調整を行えるという条例を制定した。ここでは、まず条例の概要を紹介しておこう。

条例は、前文と5章28条から構成される。その主な目的は、「環境への負荷が少ない持続可能なまちづくりや歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりの考え方に基づき、特に規模の大きな小売商業施設²⁾について、広域の見地から調整し、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与する」ことである（前文、第一条）。そして、ここで掲げられてあるまちづくりと調和した小売商業施設の立地やその活動を「商業まちづくり」と定義している（第二条の5）。県は、商業まちづくりに関連した商業施設の立地の誘導および抑制に関する事項を定めた「商業まちづくり基本方針」を策定し（第六条）、それに基づいて大規模小売店舗の立地を調整しようというのである³⁾。なお、商業まちづくりの推進に対して責務を負っているのは、県（第三条）、小売事業者（第四条）だけでない。条文として、県民にも協力が要請されている（第五条）。

次に出店から調整に至る手続きは、おおよそ以下の流れで進む。

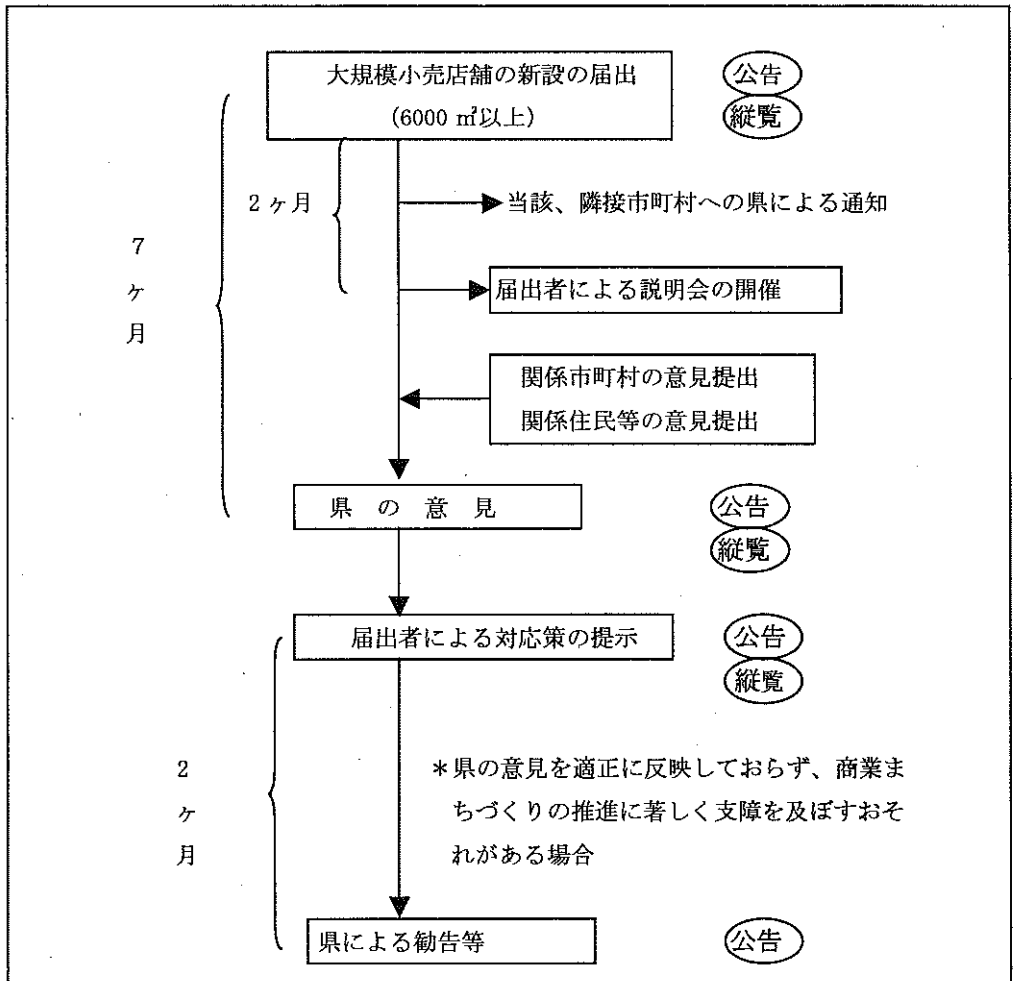
まず、商業施設を新設しようとする小売事業者は、「新設届出書」を知事に提出する（第九条）。届出書に記載しなければならない項目は、名称、新設予定日、店舗面積といった施設の概要的な事柄だけでない。それに加え、その「商業まちづくり基本方針」や県・市町村の土地利用関係計画との適合についての見解が求められている。さらに、事業者が取り組む地域貢献活動の基本的方向等といった内容も明らかにしなければならない。（同条の2）⁴⁾。そして、新設届出者は、立地市町村において周知のための説明会の開催をしなければならない（第十二条）。

その後県は、「商業まちづくり基本方針」、あるいは市町村も県の方針に基づいた「商業まちづくり基本構想」を策定することができ（第七条）、それらや土地利用関係計画との適合から、関係市町村、住民等の意見も踏まえながら（第十三条）、立地の申請に対して意見を述べる（第十四条）。

意見を述べられた届出者は、それへの適切な対応が求められる（同条の4）。仮に適正な対応がなされなければ勧告を受けたり、それにも従わなかった場合には、その旨や氏名等を公表されたりする（第十五条の6、第十六条の3）。さらにその期間は、工事に着手することは認められていない（第十六条）。

以上を図示したのが、図3-1である。

図 3-1 条例の基本的な手続きの流れ



3-2. 条例制定の背景

福島県がこうした条例の制定に踏み切った理由は、『激流』(平成17年12月号)によれば、福島市、いわき市、白川市の中心市街地の空洞化が、核店舗であった大型店が撤退あるいは倒産により進んだこと。その一方で、大規模小売店立地法の制定以来平成17年3月までで、大型商業施設の新設の届出が48件あり、そのうち農地への立地が24件も占めるという状況がある。それらの大型商業施設はその市町村だけでなく、近隣の市町村にも影響が大きいいため、県がその調整に乗り出さなければ地域小売商業が破壊されてしまう、となったようである。特に条例の「歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり」という表現が示すように、車に依存できない高齢者の生活への配慮というのも大きいようである。

3-3. 条例に対する反応

しかし、この条例に対して全ての人が賛成しているわけではない。新聞報道によると、大手流通企業イオンは、特定の商業者を狙い撃ちにした、自由な経済活動を制約する憲法違反の恐れがある条例だ、という懸念を直ちに表明している。

また、むしろ積極的に大型商業施設を誘致したいと考えている市町村も決して少なくない。自治体が誘致を働きかける理由は、①雇用機会の増大 ②買い物機会の拡大 ③固定資産税他税収の増大が見込めるからである（矢作 2005）。

誘致によってそうした目論見が実現するかどうかはひとまず置くにしても、特に大きな産業もなく、企業・工場誘致もなかなかままならない地方の現状を考えると、そのように期待するのも決しておかしくはない。事実、報道によれば、福島県伊達町はイオン系のショッピングセンター出店に向け、都市計画上の用地変更を申請している。

さらに、条例に対する県民の反応も厳しい。福島県のホームページには、条例制定に先立って、原案「福島県良好な小売商業機能が確保された誰もが暮らしやすいまちづくりの推進に係わる条例（仮称）」に対して募集した県民の意見が掲載されている。それは、個人・団体計 1492 人から受けた意見を項目ごとに 255 に集約してあるので、賛成、反対の実数は不明である。しかし、その 255 の意見の中で明確に県の取り組みに賛成しているのは、おおよそ全体の 1 割未満である。それだけ賛成できかねる意見が多様に存在していることになる。

やはり多くの県民の本音は、「暮らしやすいまちとは郊外の大型店のあるまちだ」、「郊外型の大規模小売店舗は駐車場も広く大変便利であるため、出店を抑制すべきでない」、「中心市街地の衰退は自助努力不足他の要因もある」（一部筆者が省略して抜粋）等の意見が示すように、郊外型商業施設を肯定的に捉えているのではないだろうか。

4. 郊外立地規制に対するまちづくりの観点からの検討

4-1. 立地規制の意義—福島県条例への評価

福島県条例は、平成 18 年 10 月から施行されるので、今のところその成否についてコメントすることができない。しかし、まちづくりの点から見ると、以下のような点が評価できる。

第一に、単なる小売商業の需給調整ではなく、まちづくりの基本方針に従って立地を判断するという点である。もちろん、基本方針の中身こそが重要と言えるのだが、いずれにしてもある種のビジョンを描きそれに向かってまちづくりを進めるという活動は、決して非難されるべき事柄ではない。

第二に、まちづくりにおいて県、小売事業者、そして県民の三者が、それぞれに協力しあわなければならないという条文を盛り込んだ点である（第三条から五条）。当然、理想にし

か過ぎないという批判もあるだろう。しかし、まちは県や市町村だけがつくるものでもないし、逆に小売事業者だけが破壊者でもない。そのまちに関わっている人全員の問題である。そこを明確にしたのは、画期的である。

第三に、県の意見、あるいは勧告に従わない事業者に対しては、氏名公表等ある種の罰則規定を設けたことである。消費者の評判（噂）を重視する小売商業にとって、氏名公表というのは、かなりの心理的プレッシャーとなるであろう⁵⁾。

第四に、事業者に毎年度、地域貢献活動の計画及び実施状況の報告を求めたことである（第十八条から二十一条）。これは、商業施設は周辺地域の交通渋滞、廃棄物、騒音、環境問題等に配慮すればよいという大規模小売店舗立地法に比べ、より積極的な地域への関わりを求めており、まちづくりの点から見れば非常に評価できる項目である。

4-2. 立地規制の論拠

しかし、一方で郊外型商業施設への立地規制は、多くの人から簡単に賛同を得られるというような政策でもないだろう。福島県民の反応が端的にそれを明示している。それには、明確な理由づけが必要である。

大規模小売店舗の郊外立地を規制する論拠は、商業研究において明確に整理されているわけではない。それでも一般的には、中心市街地はなぜ維持されなければならないのかという理由とあいまって、主に次のようなことが指摘されている。

第一に、郊外型商業施設は通常超大型の施設であり、それ自体がもはやこれからの少子・高齢化という人口減少の時代に逆行する存在だという意見である。ゆっくり歩いて暮らせる「コンパクト・シティ」を志向する限り、車依存を前提とした、資源浪費型の商業施設は、決して優良な小売店舗とは言いがたい。

第二に、中心市街地を維持することの重要性である。これまで、中心市街地はいわば都市の顔として、地域の文化や伝統が蓄積・継承されてきた場であった。もちろん、公共施設等多くの社会資本が集積してきた地区でもある。中心市街地が崩壊するというのは、文化的損失だけでなく、せつかくの社会資本が無駄になり、財政状況から見ても非効率的である。

第三に、大規模小売店舗は厳しい競争環境の中にいる以上、基本的に「スクラップ・アンド・ビルド」が行動原則である。出店によって近隣の中小商業を消滅させ、その後自らが他の大型店との競争に敗れ、撤退・閉鎖という最悪の危険性もはらんでいる。しかも郊外型の場合、その影響は立地市町村だけにとどまらず、近隣のまち、あるいは他県にも影響が及ぶ。そこに何らかの規制をかけておかなければ、「買い物難民」とも呼ぶべき人が発生する可能性がある。言うまでもなく、車に依存できない人が一番の被害者となる。

第四は、農地をはじめとする自然環境の破壊につながるという意見である。先述のように、郊外店舗は地方の場合、当該自治体の積極的誘致によって、安易な農地転用がなされる場合

がある。それも防ぐ必要がある。

4-3. 立地規制の課題と今後の郊外型商業施設のあり方

確かにこれらの論拠は、全般的な外れな考え方ではないであろう。しかし、例えば、中心市街地が仮に寂れたとしても、あるいは郊外型商業施設が空き店舗になったとしても、心情的に多少寂しさはあるかもしれないが、おそらく生活がそれによって極端に不便になると感じる人はどれほどの数になるのだろうか。一部の高齢者等を省けば、それなりに対応できる人が多いのではないと思われる。特に、車を運転する人であれば少々遠方の店舗でも簡単に訪れられる。

また、「高齢者にとって不便だ」等とよく引き合いに出されるが、高齢者＝弱者では決してない。70歳以上でありながら、車も安全運転をするドライバーも増加してくるのではないだろうか。

地方圏に居住する場合、公共交通の問題もあり、車依存からの脱却は容易ではない。むしろ、車をいかに有効に活用するのか、それを考えることの方が、より現実的な取り組みと思われる。

したがって、こうした点を踏まえると、単に郊外型商業施設の立地を規制すればよいというのではなく、どのような郊外型商業施設なら受け入れられるのか、まちにとって有効な存在となりうるのかを検討することが、よほど重要である⁶⁾。

では、そのために必要なことは何か。その答えを導き出すのは容易ではないが、石原(2005)の指摘が参考になる。彼は、郊外型商業施設の立地がなぜまちづくりと呼ばれないのかという問いを立て、二つの理由をあげる。

一つは、郊外型商業施設は、飲食、娯楽施設等集客に関する全ての機能を内部化し、それ自体が一つのまちを形成する。しかし、そのまちは、本来商業が持つべき外部への発展を閉ざした「独立した王国」であり、外部への開放性を指向するまちづくりとは異質の存在であること。

二つは、先ほどのスクラップ・アンド・ビルドの指摘と同じことなのだが、競争によって撤退を余儀なくされる可能性があり、長期的にその地域に存在する「良質のストック」とはなりにくいこと、である。

この指摘は、逆に言うとこれらの点を克服すれば、郊外型商業施設も十分まちづくりに貢献できる可能性を示唆している。

例えば、施設の規模に対する規制である。あまりに巨大な施設は、環境面、エネルギー・資源面から見ても、またその影響の範囲や度合いの大きさからいっても、やはり無視できることではない。簡単ではないが、適正な規模というのを考えなければならない。

また、福島県条例に盛り込まれた地域貢献活動の義務化というのも重要であろう。もちろ

ん、義務化すればそれでよいわけでもないし、実効上もおそらくさまざまな困難が待ち受けていると予想できる。それでも商品の販売という経済行為以外の地域との関わりは、石原（2005）が指摘する「外部性」、「長期性」の問題をクリアーする大切な鍵ではないだろうか。地域に溶け込み、地域の一員としての郊外型商業施設である。

5. おわりに

これまで、福島県で制定された条例を手がかりに、郊外型商業施設の立地規制に関する問題について議論してきた。実は本稿では一切ふれなかったのだが、欧米においては、一般的に立地規制が行われている。都市計画法やゾーニング（土地利用規制手法）によって、わが国以上にその規制は厳しいという⁷⁾。まちに対する住民の意識の相違から、簡単に応用できるとは思わないが、海外での取り組みも参考になるだろう。

また、福島県条例がうまく機能するかどうかは、県が策定する「商業まちづくり基本方針」にかかっているように思われる。都市計画であれ条例であれ、明確なまちづくりのビジョンを持ち、事業者を始め多くの人々がそれに合意できるかどうか、そのことがまず重要である。

《注記》

- 1) このような店舗は、小売機能だけでなく、飲食、映画、スポーツ等さまざまな機能を併せ持っているのが普通であるので、あえて店舗ではなく施設という語を用いた。
- 2) 新聞報道等によると、店舗面積 6000 ㎡以上とされる。
- 3) 残念ながら、その方針とはいかなるものか、その容については未だ明らかにされていない。
- 4) 地域貢献活動は、毎年度計画とその結果を報告するように義務づけられている（第十八条から二十一条）。
- 5) その意味で、県は勧告に従わせるというよりも、種々の手続き他を踏まなければ出店できないという、そうしたコストを課すことによって、郊外への出店自体を防ごうとしているのかもしれない。
- 6) もちろん、福島県条例も立地を規制するのではなく、あくまでも調整するものであるもので、こうした方向で活用される可能性も十分にある。
- 7) 欧米での取り組みについては、矢作（2005）、原田（2003）、安部（2001）等を参照のこと。

《参考文献》

1. 安部成治 (2001)『大型店とドイツのまちづくり 中心市街地活性化と広域調整』学芸出版社。
 2. 石原武政 (2005)「商業・まちづくりの時代」石原武政・加藤司編著『商業・まちづくりネットワーク』ミネルヴァ書房、所収。
 3. 正司健一 (2001)「ロードサイドビジネスの発展とその背景」北村隆一編著『ポスト・モータリゼーション 21世紀の都市と交通戦略』学芸出版社、所収。
 4. 原田英生 (2003)「まちづくりと商業論」加藤司編著『流通理論の透視力』千倉書房、所収。
 5. 矢作弘 (2005)『大型店とまちづくり』岩波書店。
 6. 『激流』2005年12月号。
 7. 福島県ホームページ (<http://www.pref.fukushima.jp>)。
 8. 経済産業省ホームページ (<http://www.meti.go.jp>)。
- *その他関連の新聞報道等。

Problems of Restriction against Locating of Shopping Center in the Suburbs

Hiroshi MIYOSHI

Department of Management Information, Faculty of Management,
Fukuyama Heisei University.

Abstract: The purpose of this paper is to discuss the restriction against locating of shopping center in the suburbs. In Fukushima Prefecture, the ordinance that doesn't easily allow large-scale store to locate in such area was enacted. The goal of this ordinance is to revitalize the central area in the city. Because Fukushima Prefecture recognizes that the large-scale stores, such as Regional or Super regional shopping center, have destroyed the small retail stores at shopping streets in the central area.

However, it is true that many consumers regard large shopping center in the suburbs as convenient. So we need to develop the new type shopping center that promotes close relation with neighbor local community.

Key Words: locating of shopping center, restriction, ordinance

福山平成大学経営学部紀要
第2号(2006), 83頁-98頁

1990年代日本におけるサプライヤー・システムの変容

—「アーキテクチャ」ベースの産業研究の視点から—

村社 隆

福山平成大学経営学部経営情報学科

要旨：1990年代の日本は、「失われた10年」であったといわれる。日本の企業にとってはそれだけ厳しい時代であったのである。グローバル化が一段と進むとともに、経済の停滞的状態が続いた。そのため、日本の中小企業構造とともにサプライヤー・システムも変容を迫られた。そこで、本稿では、1990年代以降の動向に絞り、日本におけるサプライヤー・システムでは、どのような事態の変化が進行しているのか。現在進んでいる日本のサプライヤー・システムの変容の内実をどのように考えればよいのか。近年その研究が活発になっている、「アーキテクチャ」の概念を産業分析に取り込んだ「アーキテクチャ」ベースの産業研究の視点から、その内実分析を行っている。

キーワード：サプライヤー・システム、下請企業、長期継続的取引、オープン/クローズ・アーキテクチャ、モジュラー/インテグラル・アーキテクチャ

1. はじめに

1990年代の日本は「失われた10年」であったといわれる。その言に賛成するか否かはおくとしても、グローバル化の動きの一方で経済の停滞的状況が長期にわたって続いたことを認めるについては、多くの同意が得られると思われる。日本の企業にとっては、それだけ厳しい状態が続いたのである。もとより中小企業にとってはより厳しい環境が続いた。そのため、中小企業構造も変容を迫られた。この時期、日本の中小企業構造はどのような変容を迫られたのか。本稿の目的は、その一端に迫ることである。

その際、日本の中小企業構造の変容に迫るという場合でもさまざまな側面からの議論が可能であると思われる。日本の中小企業研究は、伝統的に企業間関係問題を主要な研究課題のひとつとしてきた。そこで、本稿では、その一環としての日本におけるサプライヤー・システムの変容問題を取り上げる。日本の中小企業にとってとりわけ厳しい経済環境が続いた

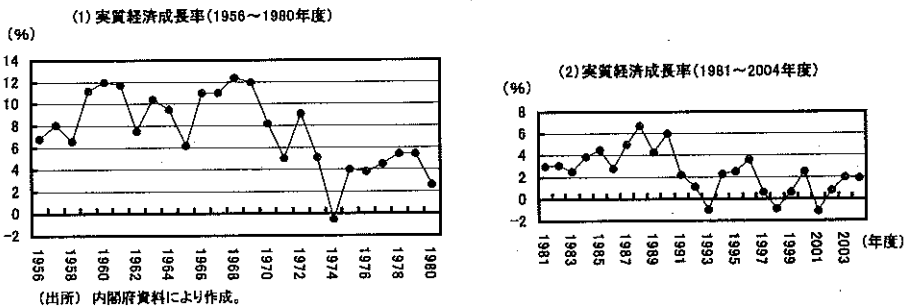
1990年代以降の動向に絞り、日本のサプライヤー・システムはどのような変容を迫られたのか、そして、変容の内実をどのように考えればよいのかについて検討する。その際の分析視角としては、近年その研究が活発になっている、「アーキテクチャ」の概念を産業分析に取り込んだ「アーキテクチャ」ベースの産業研究¹⁾の視角から接近を試みることにする。

2. 1990年代日本の中小企業構造をめぐる経済環境

「失われた10年」であったといわれた1990年代とは、日本の中小企業構造にとってはどのような経済環境の時代であったのか。まず、その点から見ておくと、その最大のものとして日本経済の長期にわたる停滞基調での推移と、一段のグローバル化の進行が挙げられよう²⁾。

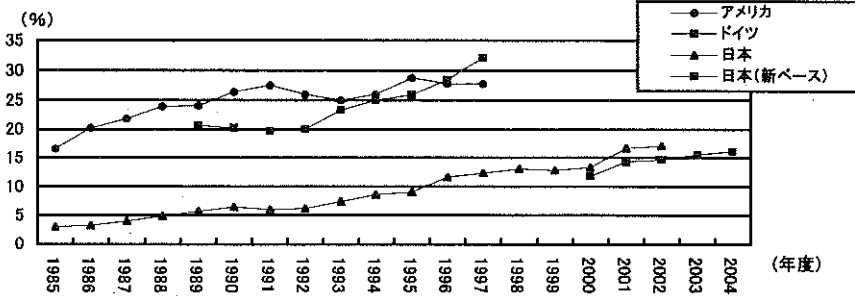
図1は、日本経済の成長率の長期トレンドを見たものである。日本経済は、周知のように、第1次石油危機に見舞われた1973年を境に高度成長が終焉し、低成長経済に移行する。その後、1980年代半ばまでは5%前後の成長率で比較的安定的に推移していた。しかし、1980年代後半から90年代初頭にかけての「バブル経済」を経て、1990年代に入ると、「バブル」の崩壊後一時的な景気拡大もみるが、93年度、98年度、2001年度と現在までに3度のマイナス成長に見舞われている(図1)。全体としてみれば停滞基調で推移したとみることができる。需要の長期低迷を示唆する。経済の停滞基調での推移は、需要面から中小企業構造に変容を迫ることになる。

図1 日本経済のGDP成長率の長期トレンド



一方、図2は、日本経済のグローバル化の進行を測るひとつの指標として、製造業の海外生産比率の推移をみたものである。日本製造業の海外生産比率は、米独製造業に比べればなお低い水準にある。しかし、その比率は、1990年代初めには6%強にとどまっていたが、その後「バブル経済」の崩壊とは裏腹に上昇傾向をたどり、現在では15%を超す水準に至って

図2 製造業の海外生産比率の推移
(経済産業省『海外事業活動基本(動向)調査』により作成)



いる (図 2)。海外生産比率は業種によってかなり異なる。下請生産への依存度が高い機械製造業に絞ると、輸送機械製造業の海外生産比率は 95 年度においてすでに 17.1%に達していたが、2003 年度にはほぼ倍増の 32.6%となっている。電気機械製造業は、同じく同期間に 14.4%から 23.4%にまで高まっている (経済産業省「2005」)。

大企業の生産拠点の海外移転と世界的規模での資材・部品調達の進行を示唆する日本製造業のグローバル展開は、下請生産への依存度の高い機械製造業においてとりわけ顕著に進んでいる。日本国内で完結した生産分業システムとして機能してきた日本のサプライヤー・システムに変容を迫る重大な経済環境変化の進行である。

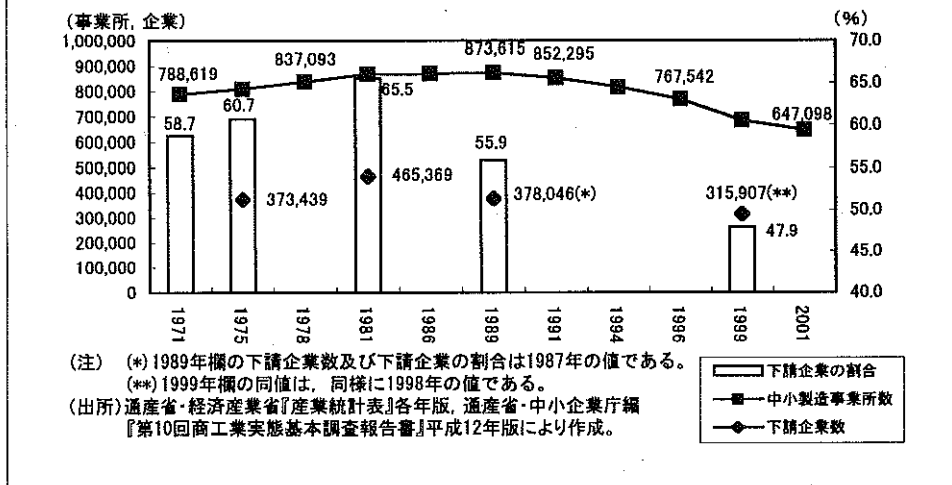
3. 1990 年代日本の中小企業構造とサプライヤー・システムの変容

以上のような経済環境変化の下、1990 年代日本における中小企業構造とともにサプライヤー・システムではどのような事態の変化が進んだのか。まず、中小企業構造については中小製造業の事業所数の減少が進んだ。サプライヤー・システムとしては、下請企業数の減少とともに中小製造業事業所に占める下請企業の割合の低下が進んだ。

図 3 をみると、中小製造業の事業所数は 1989 年をピークに減少に転じ、「バブル」の崩壊した 90 年代半ば以降、その傾向を一段と強めたことが示されている。89 年には 87 万 3,615 を数えたが、2001 年には 89 年対比 25%減の 64 万 7,098 事業所にまで減少している。日本経済は 1990 年代に入り、「バブル」の崩壊を経て長期の停滞色を濃くするが、一方ではグローバル化の進行によりメガコンペティションに巻き込まれる。中小企業構造としては、こうした基調変化に対応できない企業の淘汰が進んだのである。

これに対してサプライヤー・システムはどうであったかといえば、資料の制約から各年の

図3 中小製造事業所数、下請企業数、下請企業の割合の変化



動向は把握できないが、下請企業数は中小製造業全体の動きよりはるかに早く、81年をピークに減少に転じていた。81年以降87年において18.8%の減少をみていたが、1990年代に入ってもその傾向は続き、87年以降98年ではさらに16.4%減少し、ピーク時81年の68%水準にまで低下している。一方、中小製造業事業所全体に占める下請企業の割合は、同じく81年をピークに低下に転じ、87年には81年の65.5%から55.9%へ、99年には47.9%にまで低下している（前掲図3）。

日本のサプライヤー・システムは、1980年代の初めからそうした傾向を示していたのであるが、90年代に入り日本経済が停滞基調で推移する一方、一段のグローバル化が進む中で、下請企業数の減少と下請企業の割合の低下がさらに進んだ。サプライヤー・システムの流動化が進んだのである。

日本におけるサプライヤー・システムは、以上のように1990年代に入って流動化が一段と進んでいるとみられる。しかし、1998年において中小製造業企業全体の47.9%と半数近い企業がなお下請企業として機能している（前掲図3）。日本におけるサプライヤー・システムが全く崩壊してしまったということでは決してない。1990年代日本におけるサプライヤー・システムの変容の内実は何かが問われている。

4. サプライヤー・システムの変容の内実

日本における企業間関係、サプライヤー・システムの本質究明をめぐることは、戦前期にお

ける下請制問題をはじめとして膨大な研究の蓄積がある。しかし、その本質理解については、今日においてなお研究者間で共通認識が得られているとは言いがたい³。ただし、日本のサプライヤー・システムの特質を、企業間分業構造としては、高度成長期を通じ、(1)高い外注依存度とともに、(2)階層的かつ広範な分業構造を構築しつつ、(3)取引関係面では長期継続的取引関係を構築してきた、と捉えることについては、大方の研究者で合意が得られていると言ってよいと思われる⁴。

すなわち、ここで日本におけるサプライヤー・システムの変容の内実に迫るといえるとき、上記のように規範化されてきた特質が如何に変わったのか、を明らかにすることが求められているといえる。高度成長期を通じて、(1)高い外注依存度とともに構築された、(2)階層的かつ広範な分業構造にどのような変化が生じ、(3)取引関係面では長期継続的取引関係にどのような変化が生じているのか、である。

4.1 「専属型」の系列・下請企業を中心とした「クローズ」型生産分業システム

解き明かされるべき1990年代日本におけるサプライヤー・システム変容の内実の第1は、上記(1)(2)にかかわる問題がどうかである。すなわち、日本のサプライヤー・システムの特質は、欧米のそれに比べると、高い外注依存度とともに階層的かつ広範な企業間分業構造を構築してきたことである。そして、その内容的としては、サプライヤーとしては特定企業への専属度の高い、「専属型」の系列・下請企業を中心とした、「クローズ」型としての色彩の濃い生産分業システムとして構築されてきたことであった。まず、第1は、このように規範化されてきた生産分業システムが、どのように変化したのかである。

表4は、商工中金調査部[1989]および(財)商工総合研究所・商工中金調査部[2001]が1988年と2000年に実施した調査に基づき、サプライヤーとしての「受注型企業(下請企業)」の「受注先パターン(下請パターン)」⁵の変化をみたものである。

これで見るとサプライヤーとしての「受注型企業(下請企業)」の「受注先パターン(下請パターン)」別企業割合は、1988年調査では「主力受注先への売上依存度がきわめて高い」、言い換えると、特定企業への専属度がきわめて高い、「専属型」企業が32.9%と最も多くを占めていた。以下、特定企業に専属するというよりは自立志向の強い「自立志向型」企業(23.4%)、「専属型」に準ずる「準専属型」企業(22.2%)、親企業の分散化を進め特定企業への専属度の低い「(親企業)分散型」企業(21.5%)の順で、「クローズ」型としての色彩の濃い「専属型」と「準専属型」企業の合計値が55.6%と過半数を占めていた。ところが、2000年調査では、「専属型」企業と「(親企業)分散型」企業がその割合をそれぞれ22.4%、9.6%と大幅に低下させ、「自立志向型」企業が44.1%とその割合を大幅に高めている(表4)。その結果、「クローズ」型としての色彩の濃い「専属型」と「準専属型」企業の合計値は46.2%と過半数を割るに至っている。

表4 受注型企業の受注先パターン(下請パターン)の変化

単位: %

調査年 \ 受注先パターン	専属型	準専属型	(親企業)分散型	自立志向型	計
(1) 1988年調査	32.9	22.2	21.5	23.4	100.0
(2) 2000年調査	22.4	23.8	9.6	44.1	100.0

- (注) (1) 受注型企業の受注先パターン(下請パターン)は、1988年調査と2000年調査は厳密には同じではない。
- (2) 1988年調査は、以下の基準によって区分している(商工中金調査部[1989], p. 42)。
- ①専属型—1位親企業依存率 75%超の企業、
 - ②準専属型—1位親企業依存率 50%超 75%以下かつ下請比率 60%超の企業、
 - ③親企業分散型—1位親企業依存率 50%以下かつ下請比率 80%超の企業、
 - ④自立志向型企业—(イ)1位親企業依存率 50%超 75%以下かつ下請比率 60%以下の企業、および
(ロ)1位親企業依存率 50%以下かつ下請比率 80%以下の企業。
- (3) 2000年調査は、「他社企画製品を生産している企業」について、「主力納入先」への売上比率と、総売上に占める「下請系列的取引」の割合によって以下に区分している((財)商工総合研究所・商工中金調査部[2001], p. 22)。
- ①専属型—「主力納入先」への売上比率 75%以上の企業、
 - ②準専属型—「主力納入先」への売上比率 50~75%未満の企業、
 - ③親企業分散型—「主力納入先」への売上比率 25~50%未満、「下請系列的取引」50%以上の企業、
 - ④自立志向型企业—上記①~③以外の企業。
- (出所) (1) 1988年調査は、商工中金調査部[1989], p. 43, 図表1-13から引用。
- (2) 2000年調査は、(財)商工総合研究所・商工中金調査部[2001], p. 22から引用。

サプライヤーとしての受注型企业(下請企業)では、1990年代に入り、「専属型」企業が受注先の多角化を進め、その割合を低下させただけでなく、もともと特定企業への専属度が低かった「(親企業)分散型」企業でも「自立志向型」企業へと転化した企業が多かったことも加わって、上記合計値を低下させているとみられる。

言い換えると、サプライヤー・システムとしては、サプライヤーの特定企業への専属度の高い、「クローズ」型としての色彩の濃い生産分業システムから、「自立志向」を含めて従来の取引関係にはしばられない、取引関係のより「オープン」な生産分業システムへとシフトが進みつつあるといえる。これが、1990年代日本におけるサプライヤー・システム流動化の内実の第1である。

4.2 下請企業数の減少と下請企業の割合の低下

日本におけるサプライヤー・システムの特徴は、前述したように高度成長期を通じて、高い外注依存度とともに、階層的かつ広範な分業構造を構築してきたが、1990年代に入り、中小製造業事業所数の減少とともに下請企業数の減少と下請企業の割合の低下が進んだことであった。第2はその内実である。それは、高田[2002]が分析、明らかにしているように、中小製造業の各階層で一様の動きとして進んでいるのではないことである(pp. 52-56)。

すなわち、中小製造業の事業所数の減少は、企業規模的には下位階層でとりわけ顕著な動きとして進んでいる。中小製造業の事業所数は全体としては、1985年以降1998年において745,602事業所から639,909事業所へと14.2%減少した。ところが、従業員数19人以下の小零細企業は、4～9人層を中心に648,949事業所から550,306事業所へと15.2%減少しているのである（高田[2002]、表3-3）。一方、下請企業割合の低下は、上位階層においてより顕著な動きとして進んでいる。下請企業割合は中小製造業全体では、1981年以降1998年において65.5%から47.9%へと17.6ポイントの低下をみたが、規模別にみると200～299人層では51.1%から24.2%へと26.9ポイントも低下している。100～199人層では54.8%から29.0%へと25.8ポイント、50～99人層でも57.6%から34.2%へと23.4ポイント低下している（高田[2002]、表3-2）。

日本型サプライヤー・システムの特徴とされてきた階層的分業構造については、中小製造業事業所数とともに下請企業数の減少が進んだが、それは下位階層でとりわけ顕著な動きとして進んだ。一方、下請企業割合の低下は、上位階層でより顕著な動きとして進んだ。こうしてスリム化が進んだ。これが、1990年代日本におけるサプライヤー・システム流動化の内実の第2である。

4.3 長期継続的取引

第3は、取引関係面における長期継続的取引関係はどうかである。先にみたように日本のサプライヤー・システムは、1990年代に入り、サプライヤーの特定企業への専属性の高い「クローズ」型としての色彩の濃い生産分業システムから、取引関係のより「オープン」な生産分業システムへとシフトしつつあることが指摘できた。ところが、同じ「調査」（（財）商工総合研究所・商工中金調査部[2001]）により、サプライヤーの「主力納入先」の変化をみると「長期継続的取引」がなお多くの企業で維持されているとみられる調査結果が得られていることである。

主力納入先の変化度合いは、受注先パターンによっても異なる。特定企業への専属性が高い「専属型」企業（サプライヤー）および「専属型」に準ずる「準専属型」企業（サプライヤー）で「長期継続的取引」が維持されていると推察される企業が相対的に多い。具体的に表5により、「主力納入先が5年前と同一」とした企業の割合をみると「専属型」企業（サプライヤー）では、1994年調査では96.6%と圧倒的な割合を占めていたが、2000年調査でも92.9%の多くを占めている。また、「専属型」に準ずる「準専属型」企業でも、同企業の割合は1994年調査で91.3%、2000年調査でも84.7%と高い（表5）。

これに対し、親企業の分散化を図り特定企業への専属性の低い「（親企業）分散型」企業（サプライヤー）及び、特定企業に専属するというよりは自立志向の強い「自立志向型」企業（サプライヤー）では、主力納入先が5年前と現在とでは変化している企業が相対的に多

表5 主力納入先の変化(「主力納入先が5年前と同一の企業比率」)

単位:企業割合(%)

調査年 受注先(下請) パターン	1994年調査	2000年調査
専属型企業	96.6	92.9
準専属型企業	91.3	84.7
(親企業)分散型企業	79.1	64.2
自立志向型企業	69.2	56.7
受注型企業(下請企業)平均	83.5	72.2

(注) 受注型企業の受注先(下請)パターンは、前掲表4に同じ。

(出所) (財)商工総合研究所・商工中金調査部[2001], p.28,
図表1-2-3から作成。

い。しかも、1994年調査と比べると2000年調査ではそうした傾向をより強めている。具体的には、「主力納入先が5年前と同一」と回答した企業の割合は、「(親企業)分散型」企業(サプライヤー)では1994年調査の79.1%から2000年調査では64.2%にまで低下している(前掲表5)。「自立志向型」(サプライヤー)では同様に69.2%から56.7%へと低下している。この2つの類型では、1990年代後半において特定企業との「長期継続的取引」の見直しを行ったと推察される企業が相対的に多くなっているといえる。しかし、それでも2000年調査ではそれぞれ64.2%、56.7%の企業が「主力納入先が5年前と同一」と回答している。過半の企業で「長期継続的取引」が維持されていることを示唆している。

こうして日本のサプライヤー・システムは、1990年代に入り、サプライヤーの特定企業への専属度が高い、「クローズ」型としての色彩の濃い生産分業システムから、取引関係のより「オープン」な生産分業システムへの移行が進みつつあるとみられるけれども、一方では、「長期継続的取引」がなお多くの企業で維持されていると推察される。これが、1990年代日本におけるサプライヤー・システム流動化の内実の第3である。

5. サプライヤー・システムの流動化の意味

5.1 日本におけるサプライヤー・システムと「アーキテクチャ」ベースの産業研究

1990年代日本におけるサプライヤー・システムの流動化の内実が以上であるとして、問題は、以上の事実をどのように考えればよいのかである。日本におけるサプライヤー・システムが1990年代に入って流動化の動きを示しているのは、言うまでもなく、日本経済が長期にわたって停滞基調で推移する一方、一段のグローバル化が進行している下、製品メーカーであり部品・資材の発注者でもある中堅・大企業と、サプライヤーとしての受注型企業(下請

企業)の、双方のビヘイビアが変化してきていることによるものである。そして、このビヘイビア変化の内実については多様な視角からの解釈が可能であろう。

ただ、これについては、近年、その研究が活発となっている、「アーキテクチャ」の概念を産業分析に取り込んだ、「アーキテクチャ」ベースの産業研究の視角からかなりの部分が説明できるように思われる。以下で検討しよう。

5.1.1 日本のサプライヤー・システムの特徴についての1つの議論

ここでは「アーキテクチャ」ベースの産業研究の視角から1990年代日本におけるサプライヤー・システムの流動化の内実に迫りたいと思うのであるが、その前提としてこれまで、日本のサプライヤー・システムはどのような特徴を持つ生産分業システムであると議論されてきたのかを、簡単に振り返っておきたい。

前述したように、日本におけるサプライヤー・システムは、日本経済の高度成長期を通じ進化し発展を遂げてきたのであるが、内容的には、サプライヤーの特定企業への専属度の高い、「専属型」の系列・下請企業を中心とした、「クローズ」型としての色彩の濃い生産分業システムとして構築されてきた、と規範化されてきたことがひとつの特徴であった。そして、この規範の解釈をめぐるさまざまな議論があったが、日本におけるサプライヤー・システムは、大企業の内部「組織」と「市場」の中間に位置する「中間組織」(今井・伊丹・小池[1982])である、あるいは系列・下請企業は大企業の内部組織に準ずる組織として大企業に準垂直統合された「準垂直統合」システム(中村[1983])として機能している、とするのが有力な議論の一つであった。そこで含意されていたことは、日本におけるサプライヤー・システムは、大企業の「組織」内の取引でもなく「市場」取引でもない。まさにその「中間組織」である。もしくは、下請企業は大企業の内部組織ではない。しかし、大企業の内部組織に準ずる組織として準垂直統合され機能している、ということであった。

5.1.2 「アーキテクチャ」ベースの産業研究の視角からみた日本のサプライヤー・システム

それでは、このような特徴をもつ日本のサプライヤー・システムは、「アーキテクチャ」ベースの産業研究の視角からはどのような組織アーキテクチャの生産分業システムとみることができるのであろうか。「アーキテクチャ」ベースの産業研究の視点には、(1)「モジュラー化/統合化」と、(2)「オープン化/クローズ化」⁶⁾の2つの視点がある、と言われる(青島・武石[2001])。まさにこの2つの視点にかかわって、どのような組織アーキテクチャの生産分業システムとみることができるのかである。

そこで、まず(1)にかかわって、日本のサプライヤー・システムは、「モジュラー型」アーキテクチャの組織なのか、あるいは「統合型」アーキテクチャの組織なのかという点からみると、日本のサプライヤー・システムにおける大企業とその傘下の下請企業との関係は、

言うまでもなく、それぞれは独立した別の組織である。しかし、上でみた有力な議論では、日本のサプライヤー・システムは、大企業の内部「組織」と「市場」との中間に位置する「中間組織」である、あるいは、下請企業は大企業の内部組織に準ずる組織として準垂直統合され機能している。言い換えれば、大企業と傘下の下請企業との関係は、それぞれが独立して独自に機能しているというよりは、組織間での「相互調整」が重視されてきた。その意味では、「統合型」としての色彩の濃い組織アーキテクチャの生産分業システムとして機能してきたとみることができよう。

つぎに、(2)の「オープン型」か「クローズ型」という点ではどうかといえ、製品開発や設計、生産に関係する重要な情報は、原則として大企業の内部に閉じられている。しかし、大企業の内部組織に準ずる組織として位置づけられている当該大企業の傘下の下請企業に限っては、必要な情報は開示される。その点では「クローズ型」としての色彩の濃い組織アーキテクチャの生産分業システムとして機能してきたとみることができよう。

一方、組織アーキテクチャは、そのほうが静態的には経済合理性が高いことから製品や生産システムのアーキテクチャと同型化する傾向にある（青島・武石[2001] p. 64-66）。ところが、20 世紀後半の日本企業は、藤本[2001]が仮説として述べているように、「インテグラル型・クローズ型アーキテクチャの製品で国際競争力をもつ傾向があった」（p. 10）。

こうして日本におけるサプライヤー・システムは、「アーキテクチャ」ベースの産業研究の視角からみると、従来、「クローズ／統合型」としての色彩の濃い組織アーキテクチャの生産分業システムとして機能してきたとみることができよう。

5. 2 サプライヤー・システム流動化の内実をどうみるか

5. 2. 1 より「オープン」な生産分業システムへのシフト

それでは、日本のサプライヤー・システムは 1990 年代以降流動化が進んでいると見られるのであるが、その内実は「アーキテクチャ」ベースの産業研究の視角からはどのように説明できるのか。

まず第 1 は、1990 年代日本におけるサプライヤー・システムは、先にみたようにサプライヤーとしては特定企業への専属度の高い、「専属型」の系列・下請企業を中心とした、「クローズ」型としての色彩の濃い生産分業システムから、今日、取引関係のより「オープン」な生産分業システムへとシフトしつつあるかにみえるのであるが、それは何故か。「アーキテクチャ」ベースの産業研究の視角からはどのように説明できるのかである。

藤本[2001]が Ulrich[1995]等の議論を踏まえ「製品・工程のアーキテクチャ」の観点から類型化し示したように、日本産業においても、1990 年代に入り IT 革命や経済活動の一段のグローバル化の進行等から、(1)「クローズ／インテグラル型」、(2)「クローズ／モジュラー型」、(3)「オープン／モジュラー型」⁷と、多様な「製品・工程のアーキテクチャ」製品が誕

生じてきていることと無縁ではない。組織アーキテクチャは、上述のように製品や生産システムのアーキテクチャと同型化する傾向にあるからである。

例えば、「オープン／モジュラー型」製品は、インターフェースが標準化され、それぞれが独立した機能を持つ複数の部品から構成されている。したがって、製品開発と生産のスピードに優れていることから、スピードの経済を重視する近年の日本の製造業においても、同型製品の開発、生産を戦略的に重視する企業が増加している。ところが、この「オープン／モジュラー型」製品は、インターフェースが標準化されそれぞれが独立した機能を持つ複数の部品から構成されているという同じ理由により、その開発・生産システムとしては、コストや納期面だけでなくイノベーション効率の面でも、「専属型」のサプライヤーに依存するよりは独立して機能している「独立型」のサプライヤーを競争的に利用するほうが有効である。

こうして「オープン／モジュラー型」製品の開発と生産の増加は、日本におけるサプライヤー・システムについても、サプライヤーの特定企業への専属度の高い、「クローズ」型としての色彩の濃い生産分業システムから、取引関係のより「オープン」な生産分業システムへとシフトさせる一因になっているのである。パソコンは「オープン／モジュラー型」を代表する製品のひとつである。日本でもパソコンメーカーの多くが、今日、取引関係の「オープン」な「独立型」のサプライヤーが多数集積している中国・華南地域に生産拠点を移し、製品、部品・資材調達と生産の多くを同集積で行っているのはその現れといえる。

5. 2. 2 下位層で顕著な下請企業数の減少と上位層で顕著な下請企業割合の低下

第2は、1990年代日本におけるサプライヤー・システムにおいては、中小製造事業所数の減少とともに下請企業数の減少と下請企業の割合の低下が進んでいる。しかし、それは各階層で一様の動きとして進展しているのではなかった。階層的分業構造としては、(1)下請企業数の減少は下位階層でとりわけ顕著であり、(2)一方、下請企業割合の低下は上位階層でより顕著、という変化が進行している。こうしてスリム化が進んでいる。それは何故かである。

(1)については、「アーキテクチャ」ベースの産業研究の視角からは、工業製品は「厳密に言えば、製品が全体として『モジュラー型』か『インテグラル型』という問いの立て方自体が正確でなく、「製品全体はアーキテクチャのタイプの異なる部品の混成体であることが多い」(藤本[2001] p. 7)、という事実によって説明できるように思われる。

例えば、藤本[2001]が指摘したように、20世紀後半の日本企業は、総じて「インテグラル型・クローズ型アーキテクチャの製品」で国際競争力をもつ傾向にあった。しかし、この「インテグラル型・クローズ型アーキテクチャの製品」も、その製品は全体としてはアーキテクチャ・タイプの異なる部品の混成体であり、「モジュラー型」の部品をそのうちに含んでいる。そして、日本におけるサプライヤー・システムにおいては、「モジュラー型」部品は加工面でも標準化が進んでいることから、階層的生産分業システムの下、「窓ロー本化」政策とともに

企業規模的には下位階層の下請企業（サプライヤー）にその生産と加工の多くを依存してきた。

もとより、下位階層の下請企業（サプライヤー）が、加工面で標準化の進んだ「モジュラー型」部品しか生産・加工できないというわけではない。否、高度成長期を通じて、専門的・特殊加工に特化した小零細なサプライヤーが育ってきていたのが、日本のサプライヤー・システムの特質であった。しかし、サプライヤー・システム総体としてみれば、階層的生産分業システムの下層に加工の標準化の進んだ「モジュラー型」部品の生産・加工に従事する小零細なサプライヤーを多数内包しつつ、全体として「クローズ／統合型」としての色彩の濃い組織アーキテクチャの生産分業システムとして機能してきたのである。

ところが、1990年代に入って、IT革命や経済のグローバル化の進行等から、そうした標準化の進んだ「モジュラー型」の製品・部品の開発・製造・加工については、中国など東アジアを中心に後発工業国でその生産・加工に従事する製品メーカーおよび「独立型」のサプライヤーが台頭、世界の最適地で製品開発・設計・生産・調達をする動きが急進展した。そのため、日本のサプライヤー・システムにおいても、加工面で標準化の進んだ「モジュラー型」部品の生産・加工の取引を「オープン」化し、東アジアを中心に世界の「独立型」のサプライヤーを利用する方向を強めた。

こうして、近年の日本のサプライヤー・システムにおける下請企業数の減少は、下位階層でとりわけ顕著な動きとして進んでいるのである。もとより、下請企業割合の低下が上位階層でより顕著な動きとして進んでいるのは、上位階層の下請企業（サプライヤー）では経営資源が相対的に豊富で、自社製品の開発など「自立志向型」企業（サプライヤー）へと脱皮する可能性を持つ企業が相対的に多かったからである。

5. 2. 3 サプライヤー・システムのオープン化と長期継続的取引

第3は、第1に指摘したように1990年代日本のサプライヤー・システムでは、サプライヤーの特定企業への専属度の高い、「専属型」の系列・下請企業を中心とした、「クローズ」型としての色彩の濃い生産分業システムから、取引関係のより「オープン」な生産分業システムへの移行が進みつつある。しかるに、最新の調査（前出、(財)商工総合研究所・商工中金調査部[2001]）では、そうした動きとは相反するようであるが、「長期継続的取引」がなお引き続いて維持されているとみられる調査結果となっているのは、何故かである。

それは、1つには楠木・Chesbrough[2001]の主張する「モジュラリティの罠」(modularity trap)によって説明できるように思われる。

これまでにみてきたように、日本の製造業においてはスピードの経済に適合するため、今日、「オープン／モジュラー型」製品の開発と生産を戦略的に重視する企業が増加している。そのため、サプライヤー・システムとしては、取引関係のより「オープン」な生産分業シス

テムへのシフトが進んでいる。

しかし、製品アーキテクチャは、市場や技術的要因の変化によって動的に変化する（青島・武石[2001]）。市場や技術的要因の変化によって製品アーキテクチャはいつ変化するかかわからない。しかるに、組織はこのような製品アーキテクチャの変化にしばしば追いついていけない（青島・武石[2001]）。そのため、製品アーキテクチャが動的に変化するとき、「モジュラー段階にある製品技術に適合した組織を構築している企業は、イノベーションから利益を生み出す機会をみすみす逃してしまう」という「モジュラリティの罠」（楠木・Chesbrough[2001] p. 264）に陥ることになる。そうした「モジュラリティの罠」に陥らないためには「統合型」組織アーキテクチャに柔軟にシフトする仕組みを構築しておくことが重要である。

こうして、日本におけるサプライヤー・システムにおいては、一面では、取引関係のより「オープン」な生産分業システムへのシフトが進みつつあるけれども、「モジュラリティの罠」に陥ることを心配する日本の大企業では、「統合型」組織アーキテクチャに柔軟にシフトするために、有力サプライヤーを中心に引き続いて「長期継続的取引」を維持している企業が少なくないと考えられるのである。

さらには、もっと積極的に「製品システムを一新するような画期的なイノベーションを行ない製品開発する場合には、構成要素間で緊密な調整を図ることが重要」（安本[2001]）である。そこでは、サプライヤー・システムとしても「統合型」の組織アーキテクチャの生産分業システムが有効である。また、自動車がその典型的製品といえるのであるが、機能面や構造面等で「累積進化」の続いている製品では、部品の設計や組み立て等において組織間の「擦り合せ」の果たす役割が大きい（藤本[2001]）。ここでも「統合型」組織アーキテクチャの生産分業システムの有効性が示唆される。

以上のように、日本の製造業においては、多様な「製品・工程のアーキテクチャ」製品が誕生してきているけれども、「クローズ／インテグラル型」製品が力を失ってしまったということではない。こうして日本のサプライヤー・システムとしては、有力サプライヤーを中心として「長期継続的取引」は引き続いて維持されている、と考えられるのである。

6. 結びにかえて

日本製造業の国際競争力を支えてきた日本のサプライヤー・システムは、「失われた10年」といわれた1990年代の厳しい経済環境変化の下、変容を迫られ、現在、流動化の渦中にある。しかし、これまでにみてきたように、それは日本のサプライヤー・システムが全く崩壊してしまっただということではなかった。階層的分業構造についていえば、下位階層を中心に中小製造業企業と下請企業（サプライヤー）の淘汰が進んでいる。上位階層では下請企業（サプライヤー）から離脱する企業が増加している。こうして日本のサプライヤー・システムとして

は、階層的分業構造についてもそのスリム化が進んでいる。一方、1990年代に入り多様な「製品・工程アーキテクチャの製品」が誕生してきていることとも絡んで、日本のサプライヤー・システムにおいても取引関係の「オープン」化が進んでいる。

しかし、そうした動きと相反するようであるけれども、日本のサプライヤー・システムにおける重要な特質の一つとされてきた「長期継続的取引」の慣行は、有力サプライヤーを中心に引き続いて維持されていると推察されることを指摘した。そして、こうした内実については、5.2.3項で説明を試みた。

以上の考察結果からは、日本のサプライヤー・システムは、1990年代に入りそのスリム化が進行しているけれども、その有効性も示唆される。とくに日本のサプライヤー・システムの重要な特質の一つとして規範化されてきた「長期継続的取引」の慣行については、その対象を有力サプライヤーに絞り込みつつ、堅持されていくことが展望される。

しかし、それにしても、経済のグローバル化が一段と進み、メガコンペティションが進行している下で、日本のサプライヤー・システムとともにサプライヤーはさらに変革を迫られていくことは疑いない。サプライヤーとしては、新しい中小企業基本法の下、「自主・自立の経営主体」として経営の革新を図ることを求められている。

今日の日本では、単独企業として、産官学を含む多様な経済主体とネットワークを形成し、あるいは大企業と共同でなど、さまざまな形態をとりイノベーションに挑戦するサプライヤーが観察される。ただ、そうした動きが真の意味で「自主・自立の経営主体」としてのサプライヤーとしての動きとなっているのか。また、そうした動きが真の意味で日本のサプライヤー・システムの変革につながる動きとなっているのかどうかについては、具体事例を踏まえさらに掘り下げた検討が必要である。今後の課題としたい。

(注)

- ¹ 「アーキテクチャ」ベースの産業研究の視角については、さしあたって青木・安藤編著[2002]、藤本・武石・青島編著[2001]を参照。
- ² 1990年代以降に顕在化した日本の企業と企業体制にかかわるさまざまな問題に光をあて論じた、工藤・橋川・フック編[2005a]、同[2005b]は、第1巻と第2巻を貫く問題意識を論じた第1巻の序章で、1990年代が日本の企業と企業体制にとってはどのような時代であったのかについて実態確認している。そしてそこでは、「しばしばグローバル化と呼ばれる国際経済秩序の変容と日本経済の長期停滞基調という実態」が確認されている（工藤[2005]参照）。1990年代日本の中小企業構造をめぐる経済環境変化をどのようにとらえるかについては、同書から多くの示唆を得ている。
- ³ 日本の戦前期における下請制問題をはじめとしたサプライヤー・システムの本質究明に関する研究のサーベイについては、高田[2003]「第1章 中小企業問題に関する理論的研究の展開」参照。
- ⁴ たとえば高田[2003]は、日本における下請・系列等の企業間分業関係にみられる特質について、「取引関係からみると、高い外注依存度、重層的階層構造、長期的・継続的關係などの諸特徴が指摘される」（p.45）としている。一方、植田[2005]は、「日本的サプライヤー・システムの特徴として重視したいのが、企業間分業構造では階層的で広範な分業構造が存在していること、取引関係では、長期的な取引関係が規範化されている」（p.240）こと、としている。

- ⁵ この二つの調査は、商工中金調査部[1989]が調査対象企業を「下請企業」としているのに対して、(財)商工総合研究所・商工中金調査部[2001]では「受注型企業」としている。一方、取引パターンについては、前者が「下請パターン」としているのに対して、後者では「受注先パターン」としており、前者と後者では厳密にはその規定が異なる。ただし、両調査が調査対象にしている企業は以上のように名称が異なり、取引パターン名も変更されているが、実質的にはほぼ同じタイプのサプライヤーとしての企業を調査対象とし、また、取引パターンもほぼ同じ取引内容についてパターン分けとしており、サプライヤーの「受注先パターン(下請パターン)」の変化の傾向を探るために対比利用することには問題ないと考えられる。両調査の、調査対象企業と取引パターンの規定の違いについては、表4の(注)参照。
- ⁶ ここで、(1)における「モジュラー化」とは、「システムは、相対的に独立的な構成要素群(モジュール)の集合体として認識」される。これに対して「統合化」は、「システムは、構成要素が複雑に関連したものとして認識」される「アーキテクチャ」である。一方、(2)における「オープン化/クローズ化」という視点は、「システムの性質自体というよりは、むしろシステムの性質に関する社会的コンセンサスの程度を示す」ものであり、「オープン化」とは「システムの構築、改善、維持に必要とされる情報が公開され、社会的に共有・受容される動き」を指している。これに対して「クローズ化」は「逆に、そうした情報の社会的な共有・受容が制限される動きをさしている」とされる(青島・武石[2001], p. 33-34)。
- ⁷ 藤本[2001]は、(1)「クローズ/インテグラル型」製品の代表として自動車、オートバイ、そして一部の「軽薄短小」型家電を、(2)「クローズ/モジュラー型」製品の代表としてレゴ(おもちゃ)、IBM360、標準型工作機械を、同じく(3)「オープン/モジュラー型」製品の代表として自転車やパソコン、インターネット商品を、挙げている(pp. 4-7)。

参考文献

- 青木昌彦・安藤晴彦編著[2002]『モジュラー化—新しい産業アーキテクチャの本質』東洋経済新報社。
 青島矢一・武石彰[2001]「アーキテクチャという考え方」後掲、藤本・武石・青島編[2001]所収。
 藤本隆宏[2001]「アーキテクチャの産業論」藤本・武石・青島編[2001]所収。
 藤本隆宏[2002]「日本型サプライヤー・システムとモジュラー化」青木・安藤編[2002]所収。
 藤本隆宏・武石彰・青島矢一編著[2001]『ビジネス・アーキテクチャ 製品・組織・プロセスの設計戦略』有斐閣。
 今井賢一・伊丹敬之・小池和男[1982]『内部組織の経済学』東洋経済新報社。
 経済産業省[2005]『第34回海外事業活動基本調査結果概要—平成15(2003)年度実績』。
 工藤章・橘川武郎・グレン・D. フック編[2005a]『現代日本企業1 企業体制(上)—内部構造と組織間関係』有斐閣。
 工藤章・橘川武郎・グレン・D. フック編[2005b]『現代日本企業2 企業体制(下)—秩序変容のダイナミクス』有斐閣。
 工藤章[2005]「現代日本の企業と企業体制：問題提起」工藤・橘川・D. フック編[2005a]所収。
 楠木建・Henry W. Chesbrough[2001]「製品アーキテクチャのダイナミック・シフト」藤本・武石・青島編[2001]所収。
 中村精[1983]『中小企業と大企業—日本の産業発展と準垂直統合—』東洋経済新報社。
 高田亮爾[2002]「経済のグローバル化と中小企業の構造変化」内田勝敏編『グローバル経済と中小企業』世界思想社、所収。
 高田亮爾[2003]『現代中小企業の現代分析—理論と構造—』有斐閣。
 植田浩史[2005]「企業間関係：サプライヤー・システム」工藤・橘川・D. フック編[2005a]所収。
 Ulrich, Karl T. [1995] "The Role of Product Architecture in the Manufacturing Firm," *Research Policy*, 24.
 商工中金調査部[1989]『新しい分業構造の構築を目指して—円高下の下請機械工業の新展開—』。
 通産省・中小企業庁[1981]『第6回工業実態基本調査報告書』通産省・中小企業庁。
 安本雅典[2001]「携帯電話端末における開発アプローチ」藤本・武石・青島編[2001]所収。
 (財)商工総合研究所・商工中金調査部[2001]「第6回中小機械・金属工業の構造変化に関する実態調査(1)」『商工金融』2001年6月号。

Change of Japanese Supplier System in The 1990s

-Approach from Stand Point of Business Architecture Theory-

Takashi MURAKOSO

Department of Management Information, Faculty of Management,
Fukuyama Heisei University

Abstract: They say that the 1990s was "lost decade". It was ongoing globalization of economy and economic downtown keynote continued in the 1990s, so it was the more severe times for the survival of Japanese industries. Japanese supplier system have changed and improved. So I studied on the truth of change of Japanese supplier system from the standpoint of business architecture theory in this paper.

Key Words: supplier system, subcontractor, long term continuous business relationship, open/close architecture, modular/integral architecture

福山平成大学経営学部紀要
第2号(2006), 99頁-110頁
<研究ノート>

米国における企業結合会計基準の動向

芝田 全弘

福山平成大学経営学部経営情報学科

1. はじめに

国際財務会計基準審議会（以下、IASB）が公表している国際財務報告基準（以下、IFRS）は、欧州連合（EU）域内で2005年1月以降上場企業（銀行および保険会社も含む）約8,000社に強制適用することが義務づけられた。IFRSを義務づけたり利用する国は90カ国超にも及んでいる。現時点では、IFRSと米国資本市場を中心として適用されている米国会計基準が世界の2大会計基準として存在している事実を踏まえうえて、米国財務会計基準審議会（以下、FASB）とIASBは両者の会計基準の統合化するための活動を行っている⁽¹⁾。

IASBとFASBは、2002年9月に合同会議を開催し、両者の会計基準の互換性を高めるため以下の4つの項目を推進することについて合意した⁽²⁾（合同会議を行った地名にちなんで「ノーウォーク合意」と言われている）。

- ① IFRSと米国会計基準との間にある多様な差異を削除する目的で短期的な統合化プロジェクトに着手する。
- ② 2005年1月1日時点で残っている両者の会計基準の間の差異を両者の将来の作業計画を調整することをつうじて取り除く。すなわち、差異のある項目それぞれについて、両者が個別かつ同時にプロジェクトを開始して検討する。
- ③ 現在遂行している共同プロジェクトを継続して取り進める。
- ④ 両者の解釈指針設定組織がそれぞれの活動を相互に調和させることを促進する。

さて、企業結合は、ノーウォーク合意公表時には既にIASBとFASBが共同でプロジェクトを推進することに合意していた。企業結合に関するプロジェクトには、2つのフェーズがあるが、上記③の項目の合意により、第2フェーズが推進された。第2フェーズの成果物として、FASBは、2005年6月、現行の企業結合会計基準書（財務報告会計基準書第141号『企業結合』⁽³⁾（以下、SFAS141））に替わる公開草案『企業結合 SFAS141の修正案』（以下、SFAS141修正案）を公表した。

本稿では、SFAS141修正案が公表されるまでの経緯とSFAS141修正案の内容を整理することを目的とする。

2. ノーワーク合意以前の企業結合プロジェクト

SFAS141 が公表される前の企業結合会計基準および無形資産会計基準は、1970 年にその当時の会計基準設定主体である会計原則審議会（以下、APB）が公表した APB オピニオン第 16 号『企業結合』（以下、APB16）と APB オピニオン第 17 号『無形資産』（以下、APB17）であった。

APB16 では、企業結合の会計処理方法について「持分プーリング法」と「パーチェス法」の 2 つの会計処理方法を規定していた。これらの方法は、同じ企業結合の会計処理について選択適用できるのではない。「持分プーリング法」を適用するには 12 の要件をすべて満たす必要があり、1 つでも満たすことができなければ「パーチェス法」を適用しなければならなかった（APB16, para. 43）。

FASB は、APB16 と APB17 を見直すために、1974 年 4 月にタスクフォースを任命して「企業結合と買入無形資産」プロジェクトを発足させ、1976 年 8 月に討議資料『企業結合と買入無形資産に関する会計』⁽⁴⁾を公表した。しかし、FASB は、結論としての最終基準書を公表することなく、1981 年にこのプロジェクトを一時中断した。その背景として、1974 年から 1981 年当時、FASB では概念フレームワークに関するプロジェクトが最重要プロジェクトとされたことや、APB16 と APB17 の見直しに対する要請がさほど強く表明されなかったことがあげられる⁽⁵⁾。

しかし、1996 年にいたって FASB は、いったん中止していた企業結合に関するプロジェクトを再度発足させた。その背景としては、①APB16 および APB17 の適用に関して多くの照会が SEC や FASB に寄せられ、それを通じて両基準の欠陥が明らかになってきたこと、②投資活動が世界規模で行われることになったことにより企業結合に関わる内外の会計基準の国際的比較可能性への要請が高まってきたこと、③会計基準の相違が M&A 市場の競争に影響を与えるようになってきたこと、などの点があげられる。

こうした中で、FASB は、企業結合の会計処理方法について国際的に収斂を図ることを目的に、英国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、米国の 5 か国と国際会計基準委員会（IASB）から構成されている G4+1 のメンバーと共同作業を行った。1998 年には、その成果がポジション・ペーパー『企業結合の会計処理方法を一に収斂するための勧告』⁽⁶⁾（以下、『G4+1 の勧告』）としてとりまとめられた。『G4+1 の勧告』では、持分プーリング法、パーチェス法、フレッシュ・スタート法が検討された結果、企業結合の会計処理方法としてはパーチェス法のみを適用するべきであるとの結論を下した。

FASB は、『G4+1 の勧告』と『G4+1 の勧告』について受け取ったコメントに基づいて、1999 年 9 月、公開草案『企業結合および無形資産』⁽⁷⁾を公表した。この公開草案ポイントは、第 1 に企業結合の会計処理方法としてパーチェス法に統一し、持分プーリング法の使用を認めないこと、第 2 にのれんの償却期間の上限を 40 年から 20 年に大幅に短縮したことである。

その後 FASB は、2000 年 10 月から 11 月にかけて 14 社の企業とともにフィールドテストにおいてのれんの会計処理案に対して主張されていた修正案（のれんを償却しない代わりに減損テストを義務づける案）を調査し、さらに審議した結果、のれんの会計処理案についてのみ重要な修正を行い、のれんの償却を禁止する代わりに減損テストを義務づけることを決定した⁽⁸⁾。そして、2001 年 2 月に、改訂公開草案『企業結合および無形資産—のれんの会計処理』⁽⁹⁾を公表した。

FASB は、企業結合の指針をのれんおよびその他の無形資産に関するものから分離して、2001 年 6 月に SFAS141 と財務会計基準書第 142 号『のれんおよび無形資産』⁽¹⁰⁾の 2 つの基準書を同時に公表した。SFAS141 では、持分プーリング法が廃止され、パーチェス法に統一され、そして、のれんの償却が禁止され、のれんに減損テストが義務付けられた。しかし、パーチェス法の具体的な会計処理については、後日すなわち、企業結合第 2 フェーズに持ち越されることになった。

3. SFAS141 修正案の概要

FASB と IASB の共同プロジェクトである企業結合第 2 フェーズは、企業結合の唯一の処理とされたパーチェス法を実務に適用する際に問題となる点について、より詳細な取り扱いを明確化するための会計基準の作成を目的としている。具体的には、次のような問題が議論されている⁽¹¹⁾。

- ・企業結合の対価として発行される株式の測定日
- ・非取得企業 (acquiree) の識別可能資産・負債の公正価値を決定するための指針
- ・被支配持分 (少数株主持分) に相当するのれんの認識 (全部のれん方式)
- ・支配継続中の少数株主と親会社との間の株式売買の資本の部の変動としての会計処理
- ・株式の段階的取得の会計処理 (支配の獲得時点で投資の性質が変わると考え、その時点でそれまでの投資を公正価値で測定して差額を損益として認識する)

以上の点に留意しながら、フェーズ 2 の成果物である SFAS141 修正案の内容について検討する。

3-1. 会計処理方法

SFAS141 修正案は、すべての企業結合に取得法 (acquisition method)⁽¹²⁾を適用することにより会計処理を行うことを要求している (para. 1)。取得法には次の 4 つの段階がある (para. 9)。

- a. 取得企業 (acquirer) の識別
- b. 取得日の判定

c. 被取得企業の公正価値⁽¹³⁾の測定

d. 取得した資産および引き受けた負債の測定および認識

取得法を適用するためには取得企業を特定する必要があるため、すべての企業結合において取得企業を特定する必要がある (para. 10)。取得企業を特定したのち、取得企業が被取得企業の支配を獲得した日すなわち取得日を判定する必要がある (para. 17)。次に、上記 c. および d. の手続きをとるが、これらの手続きは SFAS141 と異なるので、以下の号で検討する。

3-1-1. 被取得企業の公正価値の測定

SFAS141 修正案は、企業結合を、通常、取引知識のある (knowledgeable)、非関連の自発的な当事者 (unrelated willing parties) が等価を交換する第3者間の交換取引であるとしている (para. 20)。SFAS141 修正案は、等価交換である企業結合において、「取得企業が、取得日時時点で、全体として (as a whole)、被取得企業の公正価値を測定し、かつ認識」することを要求している (para. 19)。取得日に取得企業が支払う交換価値 (SFAS141 修正案では、譲渡対価 (consideration transferred) と呼ばれる) が、被取得企業に対する取得企業の持分の取得日における公正価値の最善の証拠であると、SFAS141 修正案はみなしている。

これは、取得企業が取得日に被取得企業に対して 100%に満たない持分証券を保有する企業結合においてさえも適用される。当該企業結合においては、取得企業は、識別可能な取得した資産および引き受けた負債の取得日における価値に対する被支配持分の比例的持分に、非支配的持分に帰属するのれんを加算した合計として、非支配的持分を測定し、かつ認識することを SFAS141 修正案は要求している (para. 58)。SFAS141 修正案は、付録 A で被取得企業に対して 100%に満たない持分証券を保有する企業結合の例を示している。

例 1.

取得企業が、1株あたり 10.00 通貨単位 (CU) でターゲット企業 (target company) の発行済み株式数 10 百万株すべての購入を申し出ている。ターゲット企業の株式は、市場で広く流通している。取得日に、取得企業は、ターゲット企業の発行済み株式総数のうち 90%を 90 百万通貨単位で取得した。公開買い付けをアナウンスした前の週において、ターゲット企業の株式は、1株あたり 8.85 通貨単位～9.15 通貨単位で取引されていた。取得日直後の週の間、ターゲット企業の残りの発行済み株式 1 百万株は、取引量が少ないものの取引が続けられ、価格の変動が激しくなった (1株あたり 8.50 通貨単位～13.00 通貨単位)。

(para. A12)⁽¹⁴⁾

この例では、ターゲット企業の持分証券 90%に対する譲渡対価は、ターゲット企業の公正価値を 100 百万通貨単位 (10 百万株×CU10.00) と見積もるための最善の基礎となると決定

されている。持分証券 90%を取得する際の 1 株あたり 10.00 通貨単位という価格は、知識のある、非関連の自発的な当事者が取得日においてターゲット企業の持分証券 100%を取得する際に支払い得る価格にもなり、その価格を否定する証拠が存在しないとしている。そして、ターゲット企業の持分証券は市場で広く出回っているため、ターゲット企業の持分証券 100%を獲得するために 1 株あたり 10.00 通貨単位以外の価格を支払う必要があるという証拠は存在しないとしている (para. A13)。

SFAS141 修正案は、一度にターゲット企業の支配権を獲得するのではなく、ターゲット企業の持分証券を段階的に取得し、ターゲット企業の支配権を獲得する場合の例を示している。

例 2.

取得企業が 1 株あたり 8.50 通貨単位でターゲット企業の持分証券 100,000 株 (発行済み株式総数の 1%) をあらかじめ保有していたということを除いて、例 1 と同じ条件を想定する。ターゲット企業の持分証券は、売買目的で入手するのが可能な証券と分類され、公正価値で繰り越される。90%の持分証券 (追加で 8.9 百万株) を獲得するために支払われる価額 (1 株あたり 10.00 通貨単位) は、ターゲット企業の公正価値を 100 百万通貨単位で測定するための最善の基礎であり続ける。しかし、第 56 項の規定⁽¹⁵⁾によると、取得企業はかねてから保有していた 1%の被支配持分投資に関する 150,000 通貨単位 $[(\$10.00 - \$8.50) \times 100,000 \text{ 株}]$ の利得を損益計算書に計上することになる。

(para. A14)

次に、支配プレミアムを有する被取得企業に対して 100%に満たない持分証券を保有する企業結合の例を示している。

例 3.

1 人の設立当初からの株主 (founding shareholder) がターゲット企業の発行済み株式総数 10 百万株のうち 60%を保有し、残りの 40%の株式は市場で広く流通していて、1 株あたり 9.85 通貨単位～10.15 通貨単位で取引されている。この設立当初からの株主はターゲット企業の株式をすべて売却することを望み、もっとも高値で買い取りを希望する者 (取得企業) に売却した。取得企業は、81 百万通貨単位 $(\$13.50 \times 6 \text{ 百万株})$ でターゲット企業の株式を買い取った。1 株あたりの買い取り価格には、市場で取引されているターゲット企業の株価よりもおよそ 3.50 通貨単位のプレミアムが付いていた。なお、取得後 1 週間の株価は、8.50 通貨単位～13.00 通貨単位であった。

(para. A15)

この例では、ターゲット企業の公正価値が必ずしも 135 通貨単位ではないことが示されている。さらに、ターゲット企業の残り 40%の株式については、取得日前後の株価をみても、1 株あたり 13.50 通貨単位で取引されているわけではないので、このことから 13.50 通貨

単位がターゲット企業の公正価値を表しているわけではない。結局、支払い対価が被取得企業の公正価値にはなり得ないことが示され、この場合の公正価値は、公開草案『公正価値測定』⁽¹⁶⁾に記載された評価技法に基づいて見積もることが要求される。

3-1-2. 取得した資産および引き受けた負債の測定および認識

SFAS141 修正案は、「取得企業が企業結合の一部として取得した資産および引き受けた負債を取得日時点で測定し、かつ認識する」こと、そして、「識別可能な取得した資産および引き受けた負債は公正価値で測定され、のれんとは独立して認識する」ことを要求している (para. 28)。取得企業は、被取得企業との交換の一部であり、FASB 概念ステートメント第6号『財務諸表の諸要素』⁽¹⁷⁾における資産と負債の定義を満たす取得した資産および引き受けた負債を認識することが要求される (para. 29)。取得企業が企業結合の一部として認識する資産および負債には、被取得企業がその財務諸表において以前は認識していなかった資産および負債（例えば、被取得企業が内部で開発をしたが、認識基準を満たさなかったために財務諸表に記載されなかった自己創設の無形資産）が含まれ得ることになる。

SFAS141 修正案は、特定の資産および負債（評価性引当金、偶発事象、リストラクチャリングまたは退出活動に関連する負債、リース、売買目的保有資産、繰延税金、オペレーティング・リース、無形資産、従業員給付制度、およびのれん）を認識するための指針を示している (paras. 34-51)。これら特定の資産および負債の中で、公正価値の見積もりが困難で、かつ、質的にも量的にも重要性を持つものは、のれんであると考えられる。

SFAS141 修正案は、「取得企業は、全体としての被取得企業の公正価値が、認識された識別可能な取得した資産および引き受けた負債の正味額を超過する額として、取得日時点ののれんを測定し、かつ認識」することを要求している (para. 49)。したがって、SFAS141 修正案では、のれんは組織（被取得企業）全体の公正価値と個々の識別可能な資産および負債の正味額の差額としてとらえられている。のれんは差額として測定されるので、のれんを測定するには、まず、全体としての被取得企業の公正価値、および認識された識別可能な取得した資産および引き受けた負債の正味額の2つの金額を求める必要がある。

例4.

20X5年1月1日、取得企業はターゲット企業の持分証券のうち80%を160通貨単位で取得した。この取引が等価交換ではないことを示す証拠は存在しない。したがって、160通貨単位という譲渡対価は、取得企業によって取得された80%の持分に対する公正価値であると想定される。評価技法により、全体としてのターゲット企業の公正価値は、195通貨単位と決定された。取得日現在、個別に認識した識別可能な取得した資産の公正価

値は 210 通貨単位であり、引き受けた負債の公正価値は 60 通貨単位である。これらの事実に基づいて、のれんの金額は以下のように測定される。

	(単位: CU)
ターゲット企業の公正価値	195
差引) 認識された識別可能な取得した資産の公正価値	
および引き受けた負債の公正価値の正味額	(150)
のれん	<u>45</u>

こののれんの金額 45 通貨単位は、以下のように、取得企業と被支配持分に配分されることになる。

	(単位: CU)
ターゲット企業における取得企業の 80%の持分の公正価値	160
差引) 取得した識別可能資産の公正価値のうち取得企業に	
帰属する部分 (80% × [CU210 - CU60])	(120)
取得企業に配分されるのれん	<u>40</u>
ターゲット企業の被支配持分に割り当てられるのれん [CU45 - CU40]	<u>5</u>

(para. A63) ⁽¹⁸⁾

この例で見られるように、のれんの金額は、まず、全体としての被取得企業の公正価値を計算し、個別に識別可能な資産の公正価値および負債の公正価値の正味額を計算し、それらの差額として、いわゆる「全部のれん」が計算されることになる。全部のれんは、取得企業の所有持分と被支配持分に按分される。

3-2. 借方超過額が生じる場合の企業結合

まれに、被取得企業に対する取得企業の持分の取得日における公正価値が、当該持分のために譲渡した対価の公正価値を超過することがある。SFAS141 修正案は、この種の企業結合をバーゲン・パーチェス (bargain purchase) と呼んでいる (para. 59)。

さて、バーゲン・パーチェスが生じた場合、「取得企業はすべての取得した資産および引き受けた負債を性格に識別したかどうかを評価しなければならず、必要な場合、以下のすべてを測定および再測定するために用いられる手続きを再検討」することが要求される (para. 60)。

- (a) 被取得企業の取得日の公正価値
- (b) 被取得企業に対する取得企業持分の取得日の公正価値
- (c) 譲渡した対価の取得日の公正価値

(d) SFAS141 修正案の規定に従って認識された、識別可能な取得した資産および引き受けた負債の取得日の価値

(a)～(d)について再測定を行ったのち、被取得企業に対する取得企業の持分の公正価値が当該持分のために譲渡した対価の公正価値をいまだに超えている場合、取得企業は、のれんを減額することによって、会計処理をすることが要求される。当該超過額がのれんで相殺しきれない場合、残存超過額は利得として取得日に認識することが要求される (para. 61)。

例 5.

20X5 年 1 月 1 日、取得企業は、190 通貨単位で評価される自社の株式と交換でターゲット企業の持分証券 100%を取得した。規制基準のため、ターゲット企業の所有者は、多くの潜在的買い手に売り込む時間が十分になかった。取得企業の経営者は、当初、個別に認識でき識別可能な取得した資産の取得日における公正価値を 250 通貨単位とし、引き受けた負債の取得日における公正価値を 50 通貨単位とした。取得企業の経営者は、ターゲット企業の公正価値を 215 通貨単位～230 通貨単位と見積もった。ターゲット企業の公正価値が譲渡した対価の公正価値を超過したので、取得企業は取得した資産および引き受けた負債を識別・測定し、譲渡した対価の公正価値と取得日における全体としてのターゲット企業の公正価値を測定した。その結果、それらの価値は適切に測定されていたことがわかった。それにもかかわらず、取得企業の経営者は外部の評価事務所 (valuation firm) にその見積もりの見直しを依頼した。当該評価事務所は、複数の評価技法を用いて、取得企業がターゲット企業の事業を引き継ぐことによって達成しうる規模の経済により、全体としてのターゲット企業の公正価値を 225 通貨単位であると判断した。この場合ののれんの金額とバーゲン・パーチェスによる利得は次のように求められる。

	(単位 : CU)
ターゲット企業の全体としての公正価値	225
差引) 個別に認識し認識された識別可能な取得した資産の公正価値 および引き受けた負債の公正価値の正味額 [CU250-CU50]	(200)
暫定的に認識されるのれん	<u>25</u>
ターゲット企業の全体としての公正価値	225
差引) ターゲット企業への譲渡した対価の公正価値	(190)
ターゲット企業の全体としての公正価値がターゲット企業への 譲渡した対価の公正価値を超過する額	<u>35</u>
差引) 暫定的に認識されるのれん	(25)
のれんをゼロに減額後の残存超過額による修正「利得」	<u>10</u>

(para. A64)

例5でも示されているように、第60項および第61項の規定に従って計算された借方超過額は、マイナスののれんではなく利得として処理されている。このような超過額は、SFAC 6『財務諸表の構成要素』における負債の定義を満たさない債務であること、それにもかかわらず負債であるかのように扱うのは同時にその負債の消滅認識時期をも決定する必要があるが、そのような決定には特有な困難が伴うほか、そのような債務を認識することは企業結合以外の状況では容認されていないこと等を理由に、借方超過額を利得として処理する方法が実際的アプローチであるとしている。

4. 開示

SFAS141 修正案の開示の方針は、SFAS141 と同じ方針をとっており (para. B184)、財務諸表の利用者が企業結合の性質および財務上の影響を評価することができるように、妥当な情報が利用者に提供されることを確実にするように意図されている広範な開示目的を提案している。さらに、財務諸表の利用者が、当期または過年度の報告期間に行われた企業結合に関連して当報告期間に認識した修正の財務上の影響について評価できるような情報、そして、報告期間中ののれんの帳簿価額の変動について評価できるような情報について開示することが要求される (paras. 75, 77)。

5. 結び

SFAS141 修正案は、SFAS141 のパーチェス法から取得法の具体的な会計処理について大幅な見直しを行った。従来の基準であれば、被取得企業の取得対価から被取得企業の識別可能正味資産の公正価値を差し引くことによってのれんが計上されていた。

これに対して、SFAS141 修正案の取得法は、被取得企業の取得対価ではなく、全体としての被取得企業の公正価値に基づいてのれんを計上することを要求している。しかも、取得法は、被取得企業を 100%取得する場合だけでなく、段階的に取得する場合にも適用される。従来の基準であれば、取得企業の所有割合だけをのれんとして計上されたが、SFAS141 修正案では、少数株主の分も含めてのれんとして計上（全部のれんの計上）を要求している。

以上のことから、SFAS141 修正案は、SFAS141 が先送りにした具体的な会計処理を単に示したのではなく、企業結合や連結の思考を根底から変えるものとなっている。SFAS141 修正案が実際に基準としてそのまま取り入れられるのか、現時点では不明であるが、国際的にどのような影響を及ぼすのかを見極めたい。

注

- (1) 山田 [2005]、16 頁。
日本経済新聞、2005 年 1 月 10 日、7 面。
- (2) 山田 [2005]、16～17 頁。
- (3) FASB [2001, b].
- (4) FASB [1976].
- (5) 詳細は、下記文献を参照されたい。
米国財務会計基準（合併・分割）研究委員会 [1996]、427～432 頁。
- (6) G4+1 [1998].
- (7) FASB [1999].
- (8) 松岡 [2004]、85～86 頁。
- (9) FASB [2001a].
- (10) FASB [2001c].
- (11) 山田 [2005]、19 頁。
- (12) SFAS141 修正案が公表される前は、パーチェス法とよばれていた。
- (13) 本稿では、公正価値の定義は、FASB [2004]においてなされた定義（「公正価値は、資産または負債が取引知識のある、非関連の自発的な当事者間の現在取引で交換され得る価格である」）に従っている。
- (14) 訳は、小形 [2005]、234 頁を参照した。
- (15) SFAS141 修正案第 56 項は下記のとおり規定している。
「…段階的に取得される企業結合において、取得企業は、被取得企業に対する被支配持分投資を、取得日時点で公正価値で再測定し、損益計算書で利得または損失を認識しなければならない。企業結合前に、取得企業が被支配持分投資の価値の変動を、直接資本の部で認識していた金額は、取得日時点で振り替えられ、利得または損失の算定に含められなければならない。」（SFAS141 修正案, para. 56）
- (16) FASB [2004].
- (17) FASB [1976].
- (18) 訳は、小形 [2005]、235～236 頁を参照した。

《参考文献》

- 小形健介 [2005]、「企業結合会計」、日本会計研究学会スタディ・グループ編、最終報告書『会計利益の計算の構造と論理に関する総合研究』、230～242 頁。
- 米国財務会計基準（合併・分割）研究委員会 [1996]、『合併会計をめぐる米国会計基準の動向』、企業財務制度研究会。
- 松岡寿史 [2004]、『よくわかる企業結合会計基準』、中央経済社。
- 山田辰巳 [2005]、「コンバージェンスに向けた IASB の動きについて」、『国際会計学会年報 2004 年度』、15～27 頁。

米国における企業結合会計基準の動向

- American Institute of Certified Public Accountants (AICPA) [1970a], Accounting Principles Board (APB) Opinion No. 16, *Business Combinations*, AICPA.
- AICPA [1970b], APB Opinion No. 17, *Intangible Assets*, AICPA.
- Financial Accounting Standards Board (FASB) [1976], Discussion Memorandum, *Accounting for Business Combinations and Purchased Intangibles*, FASB.
- FASB [1976], Discussion Memorandum, *Accounting for Business Combinations and Purchased Intangibles*, FASB.
- FASB [1985], Statement of Financial Accounting Concepts No. 6, *Elements of Financial Statements*, FASB. (平松一夫・広瀬義州監訳、『FASB 財務会計の諸概念〈増補版〉』、中央経済社、2002年。)
- FASB [1999], Exposure Draft, Proposed Statement of Financial Accounting Standards, *Business Combinations and Intangible Assets*, FASB.
- FASB [2000], Exposure Draft, Proposed Statement of Financial Accounting Standards, *Business Combinations and Other Intangible Assets—Accounting for Goodwill*, FASB.
- FASB [2001a], Exposure Draft (Revised), *Business Combinations and Intangible Assets—Accounting for Goodwill*, FASB.
- FASB [2001b], Statement of Financial Accounting Standards (SFAS) No. 141, *Business Combinations*, FASB.
- FASB [2001c], SFAS No. 142, *Goodwill and Intangible Assets*, FASB.
- FASB [2004], Exposure Draft, Proposed Statement of Financial Accounting Standards, *Fair Value Measurement*, FASB.
- FASB [2005], Exposure Draft, Proposed Statement of Financial Accounting Standards, *Business Combinations—a replacement of FASB Statement No. 141*, FASB.
- G4+1[1998], Position Paper, *Recommendations for Achieving Convergence on the Methods of Accounting for Business Combinations*, FASB.

芝田全弘

<Report>

Trends of Accounting Standard for Business Combinations in United States

Zenko SHIBATA

Department of Management Information,
Faculty of Management, Fukuyama Heisei University

福山平成大学経営学部紀要
第2号(2006), 111 頁-119 頁
<研究ノート>

英文単語統計と品詞解析への試み

福井正康, 光平直嗣*

福山平成大学経営学部経営情報学科
*福山平成大学大学院経営学研究科経営情報学専攻

概要

この研究ノートでは我々が試作した英文単語統計と品詞解析のプログラムについて、その構造と機能を解説する。単語統計では辞書を用いて原形で単語出現回数の統計が取れること、品詞解析では各単語に品詞のタグが付けられることを目標にしている。一応の骨組みはできあがったが、今後の問題点も数多く明らかになった。

キーワード

英文, 単語統計, 品詞解析, プログラム

1. はじめに

英語教科書の時系列的な変化や国別の比較を行う際に、総単語数や新語の密度などを比較することが考えられている¹⁾。そのためコンピュータを利用して特定の単語の出現回数が計測されるようになったが、同じ綴りで異なる品詞のものや同じ意味で異なる綴りのものの扱いはこれまで人手に頼ることが多かった。最近この処理にもコンピュータを導入することが試みられているが、本来は自動翻訳²⁾などで十分な検討を加えられているはずの問題である。これは単に研究者間の交流が少なかったことが原因か、我々はこの格差に不思議さを感じ、試作的なプログラムを通してこの問題がどのように扱われ、行く行くはどのようにして自動翻訳に結びついて行くのか考えてみたいと思うようになった。手始めに、我々は各単語を原形に直して単語数を計測することと各単語に品詞のタグを付けることを目標にプログラム作りを開始した。ここではその製作過程の中で、一応の方向性や問題点が見えてきたので研究ノートとしてまとめておくことにする。

プログラムは実行中にいくつかのファイルを参照する。特に重要なものの1つは辞書ファイルで、単語ごとに原形やその変化形のデータが含まれている。もう1つは採用ルールファイルで、慣用句や頻度の高い品詞の並びなどが記述されており、品詞を決定する際にはこのルールを積極的に採用する。3番目は棄却ルールファイルで実用上ありえない品詞の並びが記述されており、品詞決定の候補から外すときに利用される。我々はこれらをうまく組み合わせることで品詞の解析をかなり進めることができるのではないかと考える。プログラムは Visual Basic Ver.6 で書かれ、後に Visual Basic.NET に書き換えられた。

2. プログラムの構造

ここではプログラムの構造を機能、処理の流れ、利用するファイルの構造などから見てみよう。プログラムは、図1のようにいくつかのファイルを読み込んで動作する。

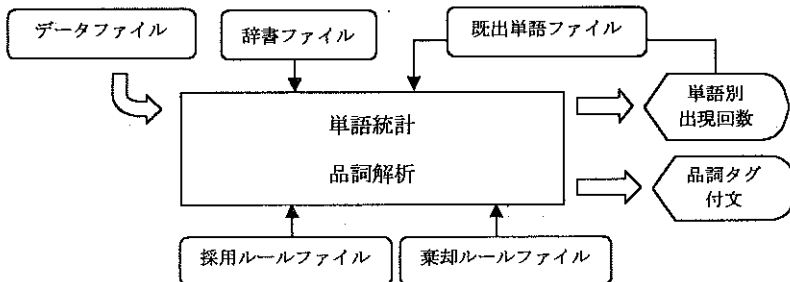


図1 システムのファイル構成図

解析を加えて行く英文のファイルをデータファイル、単語辞書に相当するものを辞書ファイル、辞書を用いて得た品詞を選別するためのデータが採用ルールファイルと棄却ルールファイルで、前者は慣用句などを元にした品詞の並びを集めたもの、後者は品詞の並びの可能性のないものを集めたものである。それぞれの書式については後に説明する。

単語の出現回数を求める単語統計では、原形が同じなら同じものとみなすか、綴りが違えば違うものとするか選択可能とする。また統計を白紙の状態で行うか、既出単語ファイルを用いてすでに他のデータファイルに現れた単語は統計に含めないか選べるようにする。この既出単語ファイルは、他のデータファイルを元にしたシステムの出力結果をそのままファイルに保存して利用してもよい。最終的に、単語統計では単語別の出現回数の表、品詞解析では解析の過程を表すデータと品詞タグ付の英文が出力される。

これらの単語統計と品詞解析の処理の過程を見ると、図2と図3のようになる。

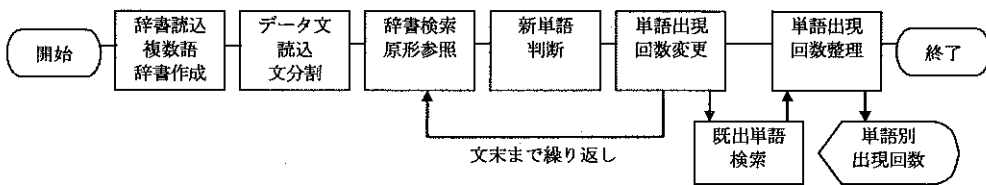


図2 単語統計の過程と出力

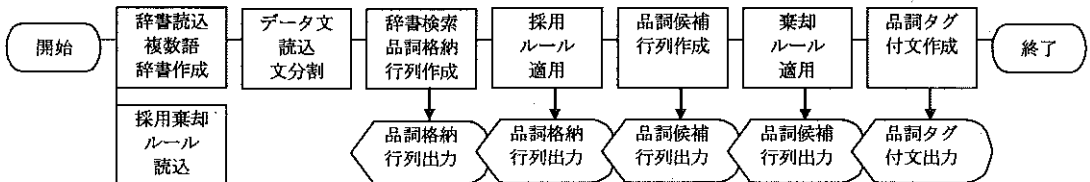


図3 品詞解析の過程と出力

システムが立ち上がると既定の辞書ファイルと採用ルールファイル、棄却ルールファイルを読み込み、辞書配列と2つのルール配列が作られる。データ文を読み込むと余分な空白やタブなどを取り除き、1文ずつ区切って配列に格納する。単語統計や品詞解析が始まると、最初に選ばれた1つの文が単語に分割される。

単語統計には単語の原形を用いて集計する場合と綴りが違えば別の単語として集計する場合の2通りがあるが、原形を用いる場合は辞書を使って原形を参照する必要がある。その後新しく現れた単語かどうか判断しながら同一の単語ごとに出現回数を求め、単語をアルファベット順に並べる。既出ファイルを参照する場合は、このデータから既出ファイルに含まれる単語を取り除いて出力する。

品詞解析では最初に辞書を使って各単語の品詞を参照する。その際同一の単語に複数の品詞が対応する場合は、すべてを候補として取り上げる。その後、採用ルールを適用して、単語並びの中で品詞の確定できるものは確定する。この段階で候補をかなり減らすことができるが、十分とはいえない。次にそれらの候補を文に割り当て、1単語1品詞が割り当てられた文の候補を示す。さらに棄却ルールを参照し、棄却ルールが適用できる品詞の割り当ては候補から外す。これらの過程はそれぞれの結果を逐次表示しておく。最後に品詞のタグを付けて文を表示する。

ここまではプログラムの流れを中心に述べてきたが、ここからは具体的な辞書ファイルやルールファイルの形式を示しておこう。以後サンプルに挙げるこれらのファイルは現時点の検討段階のものの一部で、まだ間違いが含まれるかも知れない。

最初に辞書ファイルについて見ておこう。この書式は、表1のようにになっている。

表1 辞書ファイル (一部)

'特殊記号	一般	pp,for
'アポストロフィ s	ar,a	pp,by
as,¥s	ar,an	co,but
'カンマ	ar,the	co,and
cm,¥c	pr,this,these	ad,much,more,most
'be 動詞省略形	pr,that,those	no,share,shares
be,¥b	co,that	vt,share,shares,sharing,shared,shared
'記号	pr,it,its	no,experience,experiences
pd,	pr,I,my,me	vi,visit,visits,visiting,visited,visited
qs,?	pr,we,our,us pr,you,your,**	vi,visit,visits,visiting,visited,visited
ex,!	pr,he,his,him	no,visit,visits
	pr,she,her,her	pn,Canada
	pr,they,their,them	pn,Canadian
'特殊単語	pp,in	aj,Canadian
be,be,is,being,was,been	pp,on	aj,late,latter,last
be,be,are,**,were,**	pp,at	ad,last
do,do,does,doing,did,done	pp,of	no,last
hv,have,has,having,had,had	pp,to	pn,United^States
le,let,lets,letting,letted,letted		pn,U.S.

基本的に1単語1品詞を1行にし、「品詞,見出し語(原形),変化形1,変化形2,・・・」のように半角のカンマを区切り記号として続ける。原形と変化形の順番は、名詞なら「単数(原形),複数(複数がない場合は原形のみ)」、人称代名詞では単数形と複数形別に「主格,所有格,目的格」、形容詞や副詞なら「原級,比較級,最上級」、動詞なら「原形,三人称単数現在,現在分詞,過去,過去分詞」などである。基本的な品詞は表2のように品詞コード2文字で表すが、疑問符や感嘆符などにも特殊な名前を付けている。また、beとかdoなど特別視

表2 品詞コード

固有名詞(proper noun)	pn
名詞(noun)	no
代名詞(pronoun)	pr
冠詞(article)	ar
形容詞(adjective)	aj
副詞(adverb)	ad
自動詞(intransitive verb)	vi
他動詞(transitive verb)	vt
助動詞(auxiliary verb)	au
前置詞(preposition)	pp
接続詞(conjunction)	co
間投詞(interjection)	in

すべき単語には特殊な名前を付けている。

変化形のところでその記述を避けたい場合は、「**」で代用する。United States などの複数の単語からなる語は、空白の代わりに「^」を使用する。また辞書の中では先頭にアポストロフィを付けることにより、コメント文にできる。カンマやアポストロフィなど編集記号に使われる文字について、データ文中のそれらの文字はすべて辞書ファイルで指定する特殊な記号に書き換えられる。現在プログラムの中で辞書ファイルのデータは2次元配列に取り込まれるようになっているが、検索スピードを考えて木構造などのデータ構造を持たせることも重要であろう。

次に品詞の候補を絞るための採用ルールファイルについてその一部を表3に示す。

表3 採用ルールファイル (一部)

'ルール文法 '<a> 語 語先頭 '<p>品詞 <q>品詞先頭 'デフォルト <a> '基本的に原形で記述すればよい '慣用句ルール either * or -> col * col either ** or -> col ** col either *** -> col *** col one of -> nm1 ppl one out of -> nm1 ad1 ppl last <p>no <p>pd -> aj3 no1 pd1 back in -> ad1 ppl each other -> pr1 pr1 in English -> ppl no1 in Japanese -> ppl no1 one out of * -> no1 ad1 ppl no1 as long as -> ppl aj1 ppl as many as -> ppl aj1 ppl as soon as -> ppl ad1 ppl	and so on -> col ad1 ppl how many -> ad1 aj1 %c so -> cm1 ad1 so -> ad1 last <p>no -> aj3 no1 '品詞採用ルール many other -> aj1 aj1 other <p>no -> aj1 * <p>be <p>vt5 -> * vt5 <p>be <p>ad <p>vt5 -> ** vt5 <p>hv <p>vi5 -> * vi5 <p>hv <p>ad <p>vi5 -> ** vi5 <p>hv <p>vt5 -> * vt5 <p>hv <p>ad <p>vt5 -> ** vt5 <p>le * <p>vi -> le1 * vi1 <p>le * <p>vt -> le1 * vt1 <p>vt5 by -> vt5 ppl <p>ad1 <p>aj1 -> ad1 aj1 <p>pr1 <p>vt1 <p>no -> pr1 vt1 no3 <p>pr1 <p>vt4 <p>no -> pr1 vt4 no3 when <p>pr1 -> col pr1
---	--

この採用ルールファイルも1行1ルールで構成され、大きく分けて、慣用句を採用する部分と品詞の並びから採用する部分からなる。それぞれ文中で使われるものと文の先頭で使われるものとに分けられ、先頭に<a>, , <p>, <q> の記号を付けることによって分類される。先頭にこれらの付かないルールについては、デフォルトとして文中で使われる慣用句として扱われる。ルール中、矢印記号「->」の左辺の語句および品詞並びが出てきたら、右辺の品詞ならびにする。また、左辺の「*」は任意の1語を表し、右辺の「*」はその部分について品詞の限定は行わないことを示す。

最後に、品詞候補をさらに絞り込むために使われない品詞並びを集めた棄却ルールファイル

を表 4 に示す。

表 4 棄却ルールファイル (一部)

以下の並びがあったら削除	aj pp	no1 vt5
pp pr1 aj no	ar vi	pn1 vt5
be vi	ar vt	
be vt1	ad pn	'<top>に続くものが先頭から並
be vt2	pr1 no	んでいたら削除
be vt4	pp pp	<top> vi4
hv vt1	vt aj pd	<top> vt4
hv vt2	vt aj qs	<top> le2
hv vi4	vt pn ad	<top> le3
hv vt4	vt pn vi	<top> le4
	pr1 vt5 pp	<top> le5
vi1 no1	pr1 vi5 pp pr1 vi5	<top> aj be
vi4 no1	no1 vi5	<top> aj hv
vi5 no1	pn1 vi5	<top> aj vi
vi pn	pr1 vt5	<top> aj vt
vi pr		

棄却ルールファイルでも文中に出てきたら削除するルールと先頭に現れたら削除するルールに分けてある。ここで述べた辞書ファイルやルールファイルについてはまだまだ検討段階で、今後は大いに工夫して行かなければならない。

3. 実行画面

ここでは実際の画面を見ながらプログラムの動きを説明する。プログラムを実行し、データファイルを入力すると図 4 のようなメニュー画面になる。

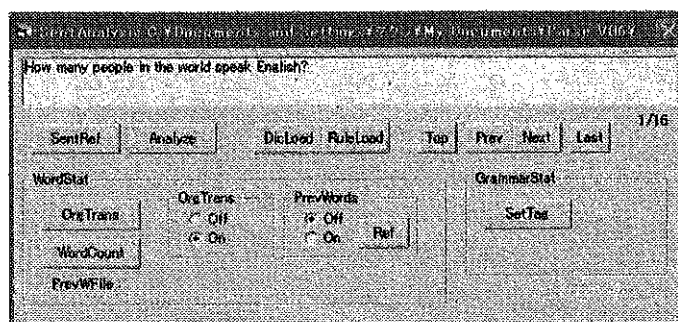


図 4 プログラム実行画面

メニューウィンドウの上部に表示されている英文は、データファイルの中の 1 文を取り出したものである。その英文の右下の 1/16 は 16 文中の 1 番目の文という意味である。詳細な品詞解

析と結果表示はこの表示されている文を対象に行われる。コマンドボタン「Top」、「Prev」、「Next」、「Last」はそれぞれデータ文の先頭、1つ前、1つ後ろ、最後を呼び出すボタンである。「Dicload」と「Ruleload」は、辞書ファイルやルールファイルに変更を加えたとき、再起動しなくても済むように再読み込みを行うボタンである。

コマンドボタン「SentRef」はデータ文の参照で、読み込まれた文が、段落で分けられ、文ごとに図5のように表示される。

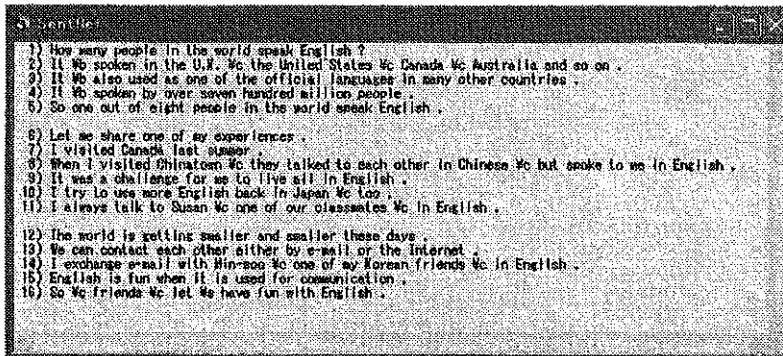


図5 データ文の参照実行画面

カンマなど辞書で特殊な記号を指定した単語はその記号に置き換えられている。この段階で、文が正しく分けられているかどうか確認しておくといよい。

次に単語統計については、コマンドボタン「WordCount」をクリックして、図6のような集計結果を得る。図のFirstは、最初に単語が登場した文の番号で、Totalは単語が合計何度出現したかを表す。これらの集計を単語のそのままの形で行うか、一度原形に変換して行うかについては、オプションボタン「OrgTrans」によって選択する。また、図6のデータを保存しておくことによって、ここに現れている単語を除く統計を取ることができるが、それはオプションボタン「PrevWords」で選択する。この統計の中でも辞書で特殊形を指定した単語はそのまま表示するようにしている。

品詞解析はコマンドボタン「Analyze」で、表示されている1文について実行される。

Words	First	Total
1	2	16
2	1	1
3	2	1
4	2	2
5	9	1
6	9	1
7	1	9
8	6	19
9	10	1
10	14	1
11	11	1
12	2	1
13	2	1
14	2	3
15	2	12
16	16	1
17	9	1
18	9	1
19	3	1
20	11	1
21	2	2
22	3	1

図6 単語統計の実行画面

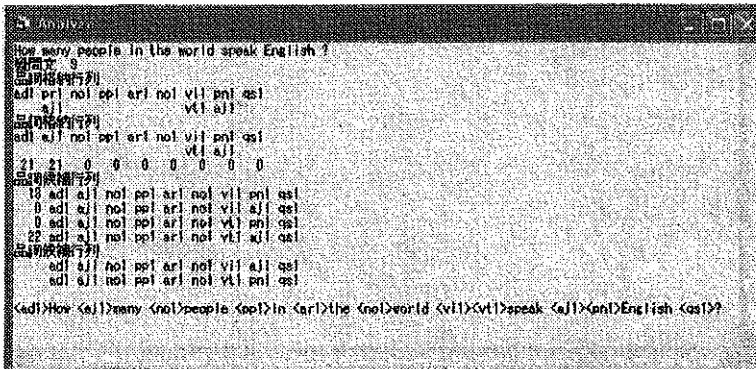


図7 品詞解析実行結果

まず、文の種類を解釈し、次に品詞格納行列をそのまま表示し、その後採用ルールを適用し、品詞が限定された結果をもう一度品詞格納行列を表示して示す。その際、どのルールが適用されたか、ルールの先頭からの番号で表示する。但し、0 は適用がないことを表す。次にこの品詞格納行列を用いて文の品詞並びをすべて作り、品詞候補行列として表示する。その際、各行の先頭に棄却ルールの番号を付けておき、それらを適用して残った候補を再度表示する。最後に、この結果を各単語にタグとして付けて表示する。複数の候補がある場合は、タグを複数にすることになっている。この品詞解析をすべての文に連続的に実行した結果はコマンドボタン「SetTag」によって図8のように得られる。

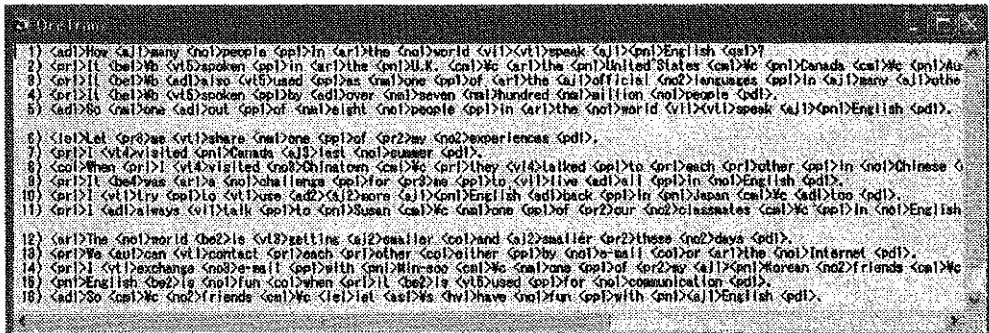


図8 連続的な品詞解析

4. おわりに

ここまで我々の試作プログラムを見てきたが、これらのプログラムには今後検討すべき課題がいくつかある。大きな問題のひとつは辞書のサイズで、現在の段階ではほとんど考慮されて

いない。これを一般に通用するような辞書にした際、プログラムのスピードがどうなるか予想が難しい。高速化する工夫は必ず必要になろう。これは採用ルールファイルの慣用句についても同様である。次に、品詞解析の際の、採用ルールと棄却ルールであるが、ルールの数や規則の形を増やすにしても、このままの形で良いのか、多くのルールが入ってきた場合のルール間のバッティングは起こらないのかなど、少し考えただけでも問題はありそうである。また、単語統計にしても、現在は原形を使えるだけであるが、品詞が別の同じ綴りの単語も当然区別しなければならない。これには単語統計と品詞解析の2つの機能の統合も考えなければならない。

現在、単語統計や品詞解析に関するソフトウェアがいくつか欧米で開発されている。これらのソフトウェアに近づき、さらにここで考えた品詞解析の問題と自動翻訳との関係を考えるにはいくつかの壁を乗り越えて行かなければならない。これには相当の覚悟が必要であり、我々が取り組むべき問題か否か真剣に検討しなければならない。ここで紹介したプログラムはこれまで関わってきた社会システム分析用のプログラムとかなり違って、開発中は知的好奇心が大いに刺激された。このような興味深い問題を教えていただいた小篠敏明先生に心より感謝します。

参考文献

- 1) 小篠敏明, 日本の英語教育の課題と可能性 ―歴史研究, 国際比較からの提言―, 拓殖大学論集 (260) 人文・自然・人間科学研究, 第14号, 93-113, 2005.
- 2) 田中穂積, 自然言語解析の基礎, 産業図書株式会社, 1988.

福山平成大学経営学部紀要
第2号(2006), 121頁-128頁
<研究ノート>

学生の受講態度から見た授業評価の特徴

福井正康・細川光浩・奥田由紀恵

福山平成大学経営学部経営情報学科

概要

平成15年度に福山平成大学で実施した授業評価アンケート調査の集計から、受講態度が良いと答えた学生と普通以下と答えた学生の回答には他の質問にも差があることが分った。この研究ノートでは2つの群の回答にどのような特徴が見られるのか、前期評価と前後期評価の差の関係、受講者数と評価の関係、総合評価に寄与する質問について詳しく検討した。

キーワード

授業評価, 受講態度, 5段階, 統計

1. はじめに

福山平成大学では、平成15年6月20日から7月20日までに前期科目について、平成15年12月10日から平成16年1月30日まで後期科目について、専任教員の担当科目に関し、学生に対して授業評価アンケート調査を行った。調査内容は、1. 進む速さの適切さ、2. 話す声の大きさ、3. テキスト・プリント・板書の使用法、4. 私語等への適切な注意、5. 分かり易さ、6. 内容の有益さ、7. 総合評価、8. あなたの受講態度の8項目とし、評価は、1. 全く良くない、2. 良くない、3. 普通、4. 良い、5. 非常に良い、の5段階とした。調査方法と結果については参考文献1) で詳しく述べたが、その際受講態度の評価によってその他の質問の答え方に差があることが分った。我々はこの結果をもとに受講態度が3以下と4以上で授業の理解度に差があるものと判断し、授業評価アンケートは授業内容をよく理解している受講態度4以上の学生の意見を聞くべきだと述べた。ではこのアンケート調査ではこれらの学生の意見はどのようなものなのか、またそれは受講態度が3以下の学生の意見とどのように違っているのだろうか。

我々は前後期同じ名前で同じ教員が担当する77の授業から、受講態度の評価が3以下の学生が5名以上いる64の授業(学生数延べ前期1557名、後期1421名)と4以上の学生が5名以上いる62の授業(学生数延べ前期932名、後期855名)を選び出し、それらを分析データとした。すべての授業について調べなかった理由は、対象者が少なすぎると前後期の同一授業で別々の全く意見の異なる学生が選ばれる可能性があり、前後期の差を調べるには不適切だからである。この論文では学生個人の元データ及びこれらの授業ごとに質問別に平均を取った集計データを用いる。以後、以前の論文¹⁾と同様に前者を「個人データ」、後者を「授業平均データ」と呼ぶ。また、上で述べた受講態度が1から3の群を「1群」、4と5の群を「2群」と呼ぶ。これらを用いてたとえば、1群の前期授業平均データというような使い方をする。

我々は以前の論文¹⁾で、a) 質問によらず同じように、前期に低い評価を受けた授業は後期で評価が上がり、高い評価を受けた授業は後期に評価が下がる、b) 質問4と質問8を除いて調査数が10増えると評価は0.1下がる、c) 総合評価を他の質問で予測する重回帰モデルを考えたとき、前後期ともに寄与の大きい質問は内容の有益さである、などの特徴を見出したが、この論文ではデータを1群と2群に分けて、これらの特徴について2群間にどのような差があるか調べた。

統計的な分析には著者らの開発した社会システム分析ソフト College Analysis を利用し、検定は有意水準を5%とした。

2. 自己評価と授業評価の関係

最初に、以前の論文¹⁾と重複するが、もう一度表 1a と表 1b に質問 8（受講態度）の評価ごとの各質問の評価の平均値を与えておく。

表 1a 質問 8 の評価ごとの各質問の平均値（前期）

質問 8	1	2	3	4	5	不明
調査数	43	222	1292	560	372	21
構成比	1.7%	8.8%	51.5%	22.3%	14.8%	0.8%
質問 1	3.30	3.24	3.23	3.65	4.02	3.57
質問 2	3.56	3.62	3.57	4.06	4.33	3.90
質問 3	3.33	3.21	3.34	3.73	4.13	3.67
質問 4	3.37	3.27	3.28	3.65	4.07	3.38
質問 5	3.26	3.03	3.21	3.64	4.08	3.33
質問 6	3.30	3.20	3.36	3.78	4.19	3.48
質問 7	3.35	3.28	3.38	3.87	4.27	3.70

表 1b 質問 8 の評価ごとの各質問の平均値（後期）

質問 8	1	2	3	4	5	不明
調査数	35	170	1216	521	334	31
構成比	1.5%	7.4%	52.7%	22.6%	14.5%	1.3%
質問 1	2.97	3.19	3.30	3.78	4.21	3.52
質問 2	3.40	3.62	3.65	4.10	4.43	3.84
質問 3	2.83	3.27	3.39	3.87	4.26	3.84
質問 4	2.89	3.18	3.33	3.72	4.16	3.81
質問 5	2.66	2.98	3.19	3.73	4.14	3.71
質問 6	2.97	3.12	3.36	3.92	4.27	3.71
質問 7	2.80	3.27	3.39	3.97	4.39	3.74

これらによると質問 8 の評価が 3 から 4、4 から 5 になるところで、ほぼすべての質問の評価は大きく上がっている。また、前後期の変化を見るために表 1b の数値から表 1a の数値を引いて、質問 8 の評価ごとの各質問の前後期の差を表 2 に示す。

表 2 質問 8 の評価ごとの各質問の平均値の差

質問 8	1	2	3	4	5	不明
質問 1	-0.33	-0.05	0.07	0.13	0.19	-0.05
質問 2	-0.16	0.00	0.08	0.04	0.10	-0.06
質問 3	-0.50	0.06	0.05	0.14	0.13	0.17
質問 4	-0.48	-0.09	0.05	0.07	0.09	0.43
質問 5	-0.60	-0.05	-0.02	0.09	0.06	0.38
質問 6	-0.33	-0.08	0.00	0.14	0.08	0.23
質問 7	-0.55	-0.01	0.01	0.10	0.12	0.04

これは前期から後期にかけて受講態度によって他の質問の評価の格差が広がることを示している。特に質問8が1の場合、他の質問全体の評価は大きく下がっている。これは受講態度の悪い学生は後期にはほとんど授業内容が分からなくなっているためと思われる。

以上のように受講態度が3から4、4から5にかけて他の質問の評価が変わる傾向より、我々は授業を理解している学生は受講態度が4以上の学生であると結論付けた。また受講態度が3以下の学生と4以上の学生とで他にも回答の傾向が異なるものがあると思われる。そこで我々は個人データを受講態度が3以下の群（1群）と4以上の群（2群）に分けて授業平均データを求め、各群の特徴を調べる。

3. 前後期の差と前期評価の関係

以前の論文¹⁾で個々の授業別に前後期の差を見ると、前期に評価の低かった授業が後期に上がり、評価の高かった授業は後期に下がる傾向があることを述べたが、1群と2群でこの傾向に違いは見出せないであろうか。これを明らかにするために、群別に質問ごとに授業の前後期の差を目的変数に、前期の評価を説明変数にした回帰分析を実施した。その結果を表3aと表3bにまとめる。差を明らかにするために、群分けしない全体の回帰分析の結果も表3cに示しておく。

表 3a 前後期の差と前期の結果の回帰分析（1群）

	質問1	質問2	質問3	質問4	質問5	質問6	質問7
相関係数	-0.5740	-0.6432	-0.4895	-0.4140	-0.4376	-0.4302	-0.5232
傾き	-0.5273	-0.3441	-0.3566	-0.3285	-0.3249	-0.2409	-0.3588
y 切片	1.8060	1.3026	1.2496	1.1332	1.0460	0.8219	1.2405
x 切片	3.4250	3.7855	3.5042	3.4496	3.2195	3.4118	3.4574

表 3b 前後期の差と前期の結果の回帰分析（2群）

	質問1	質問2	質問3	質問4	質問5	質問6	質問7
相関係数	-0.3961	-0.5322	-0.5392	-0.4025	-0.5230	-0.4953	-0.4750
傾き	-0.2832	-0.3992	-0.4287	-0.3114	-0.3765	-0.4009	-0.3435
y 切片	1.1877	1.6969	1.7678	1.2227	1.4472	1.6271	1.4303
x 切片	4.1939	4.2508	4.1236	3.9265	3.8438	4.0586	4.1639

表 3c 前後期の差と前期の結果の回帰分析（全体）

	質問1	質問2	質問3	質問4	質問5	質問6	質問7
相関係数	-0.2803	-0.5781	-0.3900	-0.3134	-0.2904	-0.3701	-0.406
傾き	-0.1948	-0.2716	-0.2273	-0.2032	-0.1927	-0.2103	-0.243
y 切片	0.8017	1.1069	0.8945	0.7631	0.7283	0.8162	0.940
x 切片	4.1155	4.0755	3.9353	3.7554	3.7794	3.8811	3.8683

これらを見ると、各質問の評価と前後期の評価の差との相関係数の絶対値は、全体で見るより群別に見たほうが大きい。回帰直線の傾きはすべて負で、全体で見るより群別に見るほうがその傾きは大きい。1群と2群で傾きに差がある質問は、質問1（進む速さ）と質問6（内容の有益さ）で、1群では質問1の傾きが大きく、質問6の傾きは小さい、また2群では質問1の傾きが多少小さいもののその他の質問と比べて大きな差があるとはいえない。回帰直線のx切片の値は2群で大きな値になっているが、これは1群に比べて2群の全体的な評価が高いことに起因すると思われる。1群と2群の評価の平均値の差とx切片の値の差を比較してみると、表4に与えるように近い値を示している。

表4 群間の平均値の差とx切片の差

	質問1	質問2	質問3	質問4	質問5	質問6	質問7
平均値の差	0.5048	0.4676	0.4587	0.4913	0.5519	0.5357	0.5950
x切片の差	0.7689	0.4652	0.6194	0.4768	0.6244	0.6468	0.7065

これらをまとめると質問1と質問6を除いて、散布図のデータの分布は2群での評価が高い分、x方向右側にずれていると考えられる。すなわち学生は1群と2群で同じように前後期の差を感じていると解釈できる。しかし、質問1と質問6については、2つの群で前後期の差の感じ方に違いがある。すなわち、1群では質問1に敏感で、質問6についてはあまり敏感でない。逆に2群では多少質問1が小さい程度でその他の質問とあまり変わらない。これは1群の学生が進む速さを重視し、内容の有益さにはあまり関心を示していないためと思われる。

4. 調査数と評価の関係

以前の論文¹⁾で、授業平均データをもとに授業別の調査人数と評価の平均値の関係をみると、質問4（私語等への注意）と質問8（受講態度）を除き調査人数が10人増えると評価はほぼ0.1下がるという結論を得た。この関係は群別に見るとどうなるのであろうか。授業平均データを用いて、群別、前後期別に目的変数を各質問の評価、説明変数を調査人数として回帰分析を実行し、その結果を表5aから表5dに示す。ただし、ここでも比較のために全体のデータを用いた回帰分析の結果を表5eと表5fに示す。

表5a 授業別の評価と調査人数の回帰分析（1群前期）

	質問1	質問2	質問3	質問4	質問5	質問6	質問7
相関係数	-0.3831	-0.4691	-0.4035	-0.2581	-0.3938	-0.4578	-0.4216
傾き	-0.0065	-0.0102	-0.0078	-0.0040	-0.0088	-0.0097	-0.0085
y切片	3.5456	4.0724	3.6994	3.4615	3.6099	3.8005	3.7715

表 5b 授業別の評価と調査人数の回帰分析（1群後期）

	質問 1	質問 2	質問 3	質問 4	質問 5	質問 6	質問 7
相関係数	-0.5197	-0.4683	-0.4202	-0.2930	-0.4286	-0.5223	-0.4629
傾き	-0.0084	-0.0084	-0.0077	-0.0047	-0.0098	-0.0108	-0.0086
y 切片	3.6549	4.0144	3.7110	3.5215	3.5964	3.8039	3.7530

表 5c 授業別の評価と調査人数の回帰分析（2群前期）

	質問 1	質問 2	質問 3	質問 4	質問 5	質問 6	質問 7
相関係数	-0.3850	-0.4160	-0.3820	-0.2406	-0.3862	-0.4819	-0.4344
傾き	-0.0080	-0.0089	-0.0083	-0.0045	-0.0100	-0.0108	-0.0092
y 切片	4.1170	4.5077	4.1962	3.9810	4.2214	4.3909	4.4092

表 5d 授業別の評価と調査人数の回帰分析（2群後期）

	質問 1	質問 2	質問 3	質問 4	質問 5	質問 6	質問 7
相関係数	-0.3615	-0.3051	-0.2936	-0.2757	-0.3354	-0.2476	-0.2686
傾き	-0.0078	-0.0062	-0.0060	-0.0055	-0.0082	-0.0055	-0.0056
y 切片	4.1969	4.4175	4.1973	4.0401	4.1299	4.2050	4.2910

表 5e 授業別の評価と調査人数の回帰分析（全体前期）

	質問 1	質問 2	質問 3	質問 4	質問 5	質問 6	質問 7
相関係数	-0.4639	-0.5284	-0.4791	-0.3666	-0.4741	-0.5296	-0.5150
傾き	-0.0091	-0.0115	-0.0101	-0.0069	-0.0115	-0.0119	-0.0112
y 切片	3.8646	4.3286	3.9978	3.7969	3.9466	4.1070	4.1275

表 5f 授業別の評価と調査人数の回帰分析（全体後期）

	質問 1	質問 2	質問 3	質問 4	質問 5	質問 6	質問 7
相関係数	-0.5314	-0.5284	-0.4438	-0.3228	-0.4875	-0.5470	-0.4925
傾き	-0.0116	-0.0101	-0.0094	-0.0066	-0.0130	-0.0125	-0.0107
y 切片	4.0229	4.2896	4.0102	3.8048	4.0002	4.1266	4.1067

この結果によると、群別に見ても回帰直線の傾きはすべて負であり、質問 4（私語等への注意）では傾きが小さめである。その他の質問に関しては全体で見た場合より傾きが多少小さくなっているが、1群と2群で前期の差は小さく、後期には2群の傾きが小さくなっている。これは、例えば傾きの前後期の値が質問 6（内容の有益さ）で特に大きく変化しているように、内容による満足感などが受講者数の影響を緩和し、2群の学生が後期には受講者数からの影響を受けにくくなっているためと思われる。

5. 総合評価の意味

我々は以前の論文¹⁾で、重回帰分析を用いて質問 7（総合評価）が他の質問の線形結合によって、かなり高い精度で予測されていることを示した。この分析で質問 7 への各変数の寄与の程度も示されたが、これらについては2つの群で差が見られないだろうか。そこで我々は授業平均データを用いて、目的変数を質問 7 に、説明変数を質問 1 から質問 6 として、群ごとに前

後期別に重回帰分析を行った。その結果を表 6a と表 6b に示す。また、比較のために、群に分けず前後期別に重回帰分析を行い、結果を表 6c に示した。

表 6a 授業平均データを用いた回帰分析結果（1 群）

	前期			後期		
	偏回帰係数	標準化係数	検定確率値	偏回帰係数	標準化係数	検定確率値
質問 1	0.2813	0.2379	0.0000	0.3034	0.2517	0.0003
質問 2	0.1182	0.1278	0.0265	0.1123	0.1082	0.0895
質問 3	0.1269	0.1194	0.0447	0.1363	0.1336	0.0382
質問 4	0.0704	0.0538	0.2427	0.0996	0.0865	0.0717
質問 5	0.1985	0.2220	0.0060	0.1807	0.2212	0.0165
質問 6	0.3151	0.3333	0.0001	0.2725	0.3029	0.0003
切片	-0.3115	0	0.0415	-0.3123	0	0.1166
		重相関係数	0.9718		重相関係数	0.9565
		寄与率	0.9444		寄与率	0.9148

表 6b 授業平均データを用いた回帰分析結果（2 群）

	前期			後期		
	偏回帰係数	標準化係数	検定確率値	偏回帰係数	標準化係数	検定確率値
質問 1	0.1851	0.1803	0.0043	0.1645	0.1705	0.1216
質問 2	0.1133	0.1144	0.0824	0.1764	0.1703	0.0672
質問 3	0.1531	0.1566	0.0250	0.0446	0.0439	0.6649
質問 4	0.0915	0.0811	0.1201	0.1560	0.1494	0.0594
質問 5	0.1715	0.2097	0.0457	0.1013	0.1185	0.3080
質問 6	0.3304	0.3467	0.0006	0.3804	0.4033	0.0004
切片	-0.0365	0	0.8463	0.0147	0	0.9593
		重相関係数	0.9640		重相関係数	0.9124
		寄与率	0.9293		寄与率	0.8325

表 6c 授業平均データを用いた回帰分析結果（全体）

	前期			後期		
	偏回帰係数	標準化係数	検定確率値	偏回帰係数	標準化係数	検定確率値
質問 1	0.1425	0.1280	0.0256	0.0498	0.0501	0.4588
質問 2	0.2054	0.2056	0.0001	0.1615	0.1424	0.0156
質問 3	0.1653	0.1591	0.0046	0.1342	0.1300	0.0287
質問 4	0.0568	0.0492	0.1939	0.1365	0.1274	0.0051
質問 5	0.1585	0.1767	0.0340	0.2748	0.3368	0.0001
質問 6	0.3241	0.3340	0.0000	0.2644	0.2771	0.0005
切片	-0.1401	0	0.2052	-0.0184	0	0.9020
		重相関係数	0.9814		重相関係数	0.9710
		寄与率	0.9631		寄与率	0.9287

全体で見たとき、各質問の中で前後期共に偏回帰係数が有意に 0 と異なるものは、質問 2（進む速さ）、質問 3（テキスト等の使用法）、質問 5（分かり易さ）、質問 6（内容の有益さ）

であったが、これを群別に見ると、1群で前後期ともに偏回帰係数が有意に0と異なるのは質問1（進む速さ）、質問3、質問5、質問6であり、2群では質問6だけであった。両群とも質問6の寄与は大きい、特に顕著な差としては、1群で質問1の寄与が大きくなっていることが挙げられる。このことから受講態度の評価の低い学生にとっては、総合評価を判断する上で、内容の有益さに加え、進む速さが重要な問題と考えられる。

6. まとめ

平成15年度に福山平成大学で行われた学生による授業評価アンケート調査から、受講態度の自己評価によってその他の質問の回答状況に差があることが分った。この論文ではこの特徴をもう少し詳しく考えるために受講態度の回答が普通以下の学生を1群、良い以上の学生を2群として、群別に特徴的な関係を比較し、以下の結論を得た。

群別に見た場合も全体で見たときと同様、前期に評価の低かった授業は後期に上がり、評価の高かった授業は下がるという傾向が見られるが、その傾きは群別で見たときの方が大きい。また、特に1群と2群で傾きに大きな違いがあるのは進む速さと内容の有益さで、1群では進む速さの傾きが大きく、内容の有益さが小さい、2群では進む速さの傾きが多少小さい程度で内容の有益さは他の質問とあまり変わらない。これは受講態度の評価の低い学生は内容の有益さよりも進む速さに敏感に反応するためと思われる。

授業別の評価と調査人数については、調査人数が増えると評価が下がる傾向に変わりはないが、群別に見ると少し評価の下がり方が緩やかになっているように思われる。特に、2群の後期は回帰直線の傾きが緩やかになっているが、これは授業内容が理解できたことへの満足感などから受講人数からの影響が小さくなっているように思われる。

アンケートの項目として総合評価という定義のあいまいな質問を設けたが、この質問への他の質問の寄与について、2群では内容の有益さの寄与が大きい、1群ではこれに加え、進む速さの寄与も大きくなっている。前期評価と前後期の差の関係のところ、進む速さについては他の項目と振る舞いが違っていることが指摘されたが、ここでも1群の学生の授業評価の重要な因子として現れている。

参考文献

- 1) 福井正康・奥田由紀恵・細川光浩, 5段階法による授業評価の分析, 福山平成大学経営研究, 1号, (2005)1-19.

<筆者紹介>

村 社 隆：福山平成大学経営学部経営情報学科教授
小 篠 敏 明：福山平成大学経営学部経営情報学科教授
田 中 三 樹：福山平成大学経営学部経営情報学科教授
福 井 正 康：福山平成大学経営学部経営情報学科教授
市 瀬 信 子：福山平成大学経営学部ビジネス法学科助教授
三 好 宏：福山平成大学経営学部経営情報学科助教授
芝 田 全 弘：福山平成大学経営学部経営情報学科講師
浦 西 秀 司：福山平成大学経営学部経営情報学科講師
細 川 光 浩：福山平成大学経営学部経営情報学科助手
奥田由紀恵：福山平成大学経営学部経営情報学科技術助手
光 平 直 嗣：福山平成大学大学院経営学研究科
経営情報学専攻修士課程

<編集委員>

小 篠 敏 明：福山平成大学経営学部経営情報学科教授
浦 西 秀 司：福山平成大学経営学部経営情報学科講師

経 営 研 究

第 2 号

平成 18 年 3 月 25 日 発行

発行人：田 口 則 良

発行所：福山平成大学

〒720-0001 広島県福山市御幸町上岩成 117-1
電話 (084) 972 - 5001, Fax (084) 972 - 7771

印刷所：(有)和田印刷所

〒720-0093 広島県福山市郷分町 1016

Bulletin of
Faculty of Management
Fukuyama Heisei University

No.2 March 2006

CONTENTS

<Articles>

- On The Poem Intellectuals Society of Hangzhou in the Qing dynasty
Nobuko ICHINOSE 1
- A Summary of Privatization of the Japan National RailwayShuji URANISHI 21
- English Learning Motivation of the Fukuyama Heisei
 University Students: An Empirical StudyToshiaki OZASA 41
- Product and Market Structure of Japanese
 Cotton Spinning Industry, 1906-1919Sanki TANAKA 55
- Problems of Restriction against
 Locating of Shopping Center in the SuburbsHiroshi MIYOSHI 71
- Change of Japanese Supplier System in The 1990s
 -Approach from Stand Point of Business Architecture Theory-
Takashi MURAKOSO 83

<Notes>

- Trends of Accounting Standard for Business Combinations in United States
Zenko SHIBATA 99
- A Test Program on English Words Statistics and Decision of
 Parts of SpeechMasayasu FUKUI, Naotsugu MITSUHIRA 111
- Characteristic Results of Grading of Lectures on the Viewpoint of
 Student's Attitude
Masayasu FUKUI, Mituhiro HOSOKAWA, Yukie OKUDA 121

FUKUYAMA HEISEI UNIVERSITY

117-1, Kamiwanari, Miyuki-cho, Fukuyama, Hiroshima 720-0001, Japan